

戸田市

こども計画



～ 地域でつくるこどもが輝くまち とだ ～

令和7年3月
戸田市

はじめに

本市は、少子高齢化が進行する我が国において、市民の平均年齢が埼玉県内一若く、子育て世帯が多く住む、高いポテンシャルを有しているまちです。

そのため、子育て支援を市の重要施策に位置づけ、第二期子ども・子育て支援事業計画では、「子育て支援の充実」、「乳幼児期の教育・保育の充実」「児童・青少年の育成環境の充実」の3つを主要課題として掲げ、相談支援体制及び専門性の強化、多様な教育・保育ニーズへの対応、安全・安心に過ごせるこどもの居場所等の充実、こどもの育ちに應じたきめ細かな情報提供などを推進し、一定の成果を生んできました。



その一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て中の保護者の育児に対する孤独感や不安感の増大、児童虐待など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。そのような中、国では、こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年4月にこども家庭庁を設立し、こども基本法が施行されました。また戸田市でも、令和6年3月に「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を施行し、地域一体となって子育てを支援する気運の醸成を図ってまいりました。

本計画では、少子化対策や、こどもの貧困対策など法令に基づく計画を加え、こども施策を総合的に推進する「こども計画」として策定し、乳幼児期から青年期までの各ライフステージにおける12の基本目標を掲げました。こども・若者が意見を表明する機会の確保、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、結婚を望む人への支援など様々な施策に取り組み、こどもが輝くまちを目指してまいります。

結びに本計画の策定に当たりましては、様々なお立場から熱心にご審議いただきました児童福祉審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、厚く御礼申し上げますとともに、今後の計画の推進におきましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

戸田市長

菅原文仁

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の対象.....	5
6 計画の策定体制.....	6
7 計画の推進体制.....	7
8 SDGsの取組.....	9
第2章 戸田市のこども・子育ての現状.....	13
1 人口動態とこども世帯.....	13
2 少子化の動向.....	15
3 保育環境・教育環境の状況.....	20
4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(就学前児童・小学生保護者向け)結果の概要.....	23
5 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」(児童・生徒向け)結果の概要.....	30
6 「子どもの実態把握調査」結果の概要.....	43
7 「若者の生活や意識における調査」結果の概要.....	58
8 第二期計画における取組状況.....	65
9 第二期計画の達成状況.....	66
10 こども計画に向けた主要課題.....	67
第3章 計画の基本的な考え方.....	71
1 計画の基本理念.....	71
2 基本目標.....	72
3 施策の体系.....	75
第2部 各論.....	77
第1章 施策の展開.....	79
基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映.....	79
基本目標2 居場所づくり、社会的活動の参画支援.....	80
基本目標3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援.....	85
基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援.....	88

基本目標 5	児童虐待防止・社会的養育の充実	92
基本目標 6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	94
基本目標 7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	95
基本目標 8	結婚・出産の希望実現	97
基本目標 9	「子育て」と「子育て」の支援	98
基本目標 10	未来を切り拓くこども・若者の応援	100
基本目標 11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	101
基本目標 12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進	102
第2章	子ども・子育て支援事業の充実	105
1	子ども・子育て支援制度	105
2	幼児期の教育・保育施設の整備	113
3	地域子ども・子育て支援事業の整備	116
第3章	計画の推進	133
1	計画の進行管理	133
2	計画の進行状況の公表	133
3	国・県への要望	133
資料編		135
1	計画策定の経緯	137
2	戸田市児童福祉審議会条例	139
3	戸田市児童福祉審議会委員名簿	142
4	戸田市こども・子育て会議条例	143
5	用語解説	146

本計画における「こども」の表記について

本計画では、法律や固有名称を除き、子どもを「こども」と表記しています。

第1部 総論

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取り組みが進められていますが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

こうした現状を踏まえ、国では、こどもに関する取り組みや政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足しました。同じく令和5年4月から、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では主に、こども施策に対する大綱（こども大綱、第9条）、こども計画の策定（第10条）、こども等の意見の反映（第11条）等が定められています。

また、本市では、市、保護者、地域住民、学校及び事業者など地域全体で子育てを応援するとともに、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を令和6年3月に制定しました。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成26年度に「戸田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年～平成31年度（令和元年度））、令和元年度に「戸田市次世代育成支援行動計画」を合わせて承継した「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、「母子保健計画」、「ひとり親家庭等自立支援計画」、「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」を含む計画として、子育ての環境整備に取り組んできました。

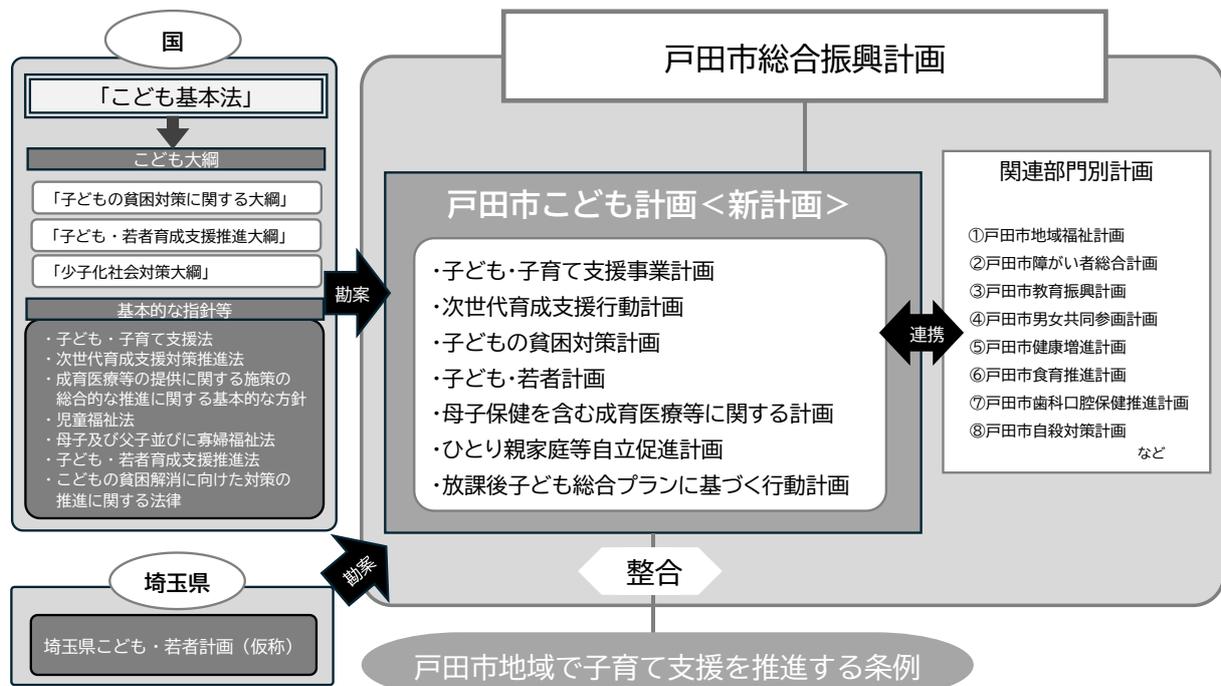
今般、令和6年度をもって「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了するため、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策やこども・若者施策等を総合的に推進していくため、「戸田市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱や都道府県こども計画を勘案し、本市の少子化対策やこども・若者施策等を総合的に推進するために各計画を一体的に策定したものです。

また、上位計画である「戸田市総合振興計画」のもと、教育や福祉など関連部門の個別計画と連携を図るとともに、令和6年3月に制定した「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の考え方を踏まえた計画として位置づけています。

図1-1-1 上位計画、関連法との関係

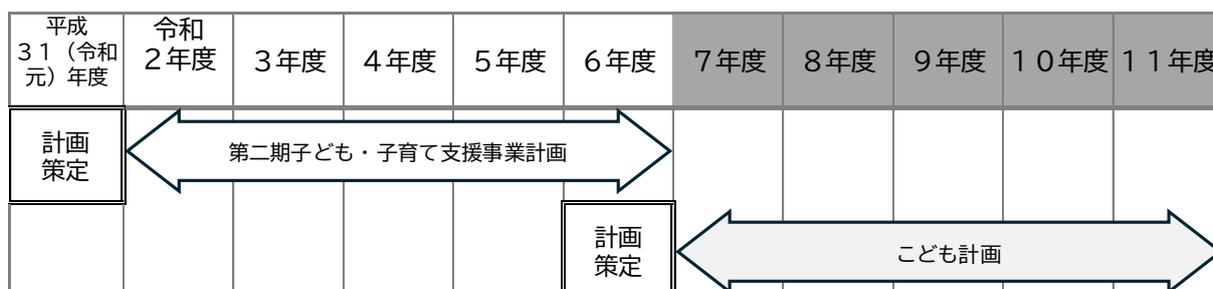


4 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、必要がある場合は、計画の見直しを行うものです。

図表1-1-2 計画期間



5 計画の対象

本計画は、「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」に基づき、子ども、保護者、地域住民等、学校等、事業者を対象とします。

また、子ども基本法における「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されていますが、本計画では、わかりやすい表現とする観点から、子ども・若者の年齢は以下のとおりとします。

(1) 子ども

「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の「子ども」の定義に合わせ、「18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者」とします。

(2) 若者

「子ども・若者育成支援推進大綱」に基づき、若者の年齢を39歳までとし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

6 計画の策定体制

(1) 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施

本計画の策定に先立ち、就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、令和5年12月に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の実施

本計画策定にあたり、市内在住の小・中学生及び高校生に対し、学校や家庭の中で抱えている不安や困りごとを把握し、こどもや子育て家庭の支援にむけた施策に活かすため、令和5年12月に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) 「子どもの実態把握調査」の実施

市内の小学5年生児童・保護者及び中学2年生生徒・保護者を対象に、本市の子育て世帯の経済状況、生活状況、こどもへの影響、支援ニーズ等について現状を正確に把握し、その家庭等が抱えている問題について顕在化させるため、令和5年10月に「子どもの実態把握調査」を実施しました。

(4) 「若者の生活や意識における調査」の実施

本計画の策定に先立ち、市内在住の18歳～39歳までの人を対象に、本市における少子化対策を講ずる上で、今の若い世代が考える結婚観や出産育児に向けた将来設計などについて、どのような課題が生じているのか把握するために、令和6年6月に「若者の生活や意識における調査」を実施しました。

(5) こどもの意見聴取

本計画の策定にあたって、こどもの意見を把握し、計画に反映させるため、令和6年7月14日に「戸田市子ども会リーダー研修会」内にて意見聴取を行いました。

また、令和6年9月24日～10月14日まで「こども版パブリック・コメント」として、7つのテーマに対し、広く意見を募集し、こどもが考える課題等を把握しました。

(6) 戸田市児童福祉審議会（戸田市版子ども・子育て会議）における審議

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市児童福祉審議会にて地方版「子ども・子育て会議」の機能を持たせ、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(7) パブリック・コメントの実施

「戸田市市民パブリック・コメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。

7 計画の推進体制

本市が目指す姿を実現するためには、「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の基本理念を踏まえ、市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者等が、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指すという目的を共有し、それぞれの役割を果たすことが重要とされます。

(1) 市の役割

- ・市民、子育て支援団体、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うことが必要です。
- ・施策の策定及び実施に当たって、市民等及び国、県その他の関係機関と相互に連携し協働して取り組むことが必要です。
- ・令和4年6月に改正児童福祉法が施行され、要保護児童への支援や子ども家庭センターの設置等子育て家庭への更なる支援の充実を図っていることから、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目ない対応が必要です。

(2) 保護者の役割

- ・子どもの行動及び人格の形成について、最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めることが必要です。
- ・子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めることが必要です。
- ・地域社会の一員として、子どもとともに地域行事やボランティア活動等の様々な活動に取り組み、地域との関わりを大切にしよう努めることも必要です。

(3) 地域住民等の役割

- ・子どもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するなど、全世代、地域で子育てを支えていくよう努めることが必要です。
- ・暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めることも必要です。

(4) 学校等の役割

- ・子どもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等を身に付け、生きる力を育成することができるようにすることが必要です。
- ・子ども・子育て支援団体、事業者及び関係機関との連携により、子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりを行うことが必要です。

(5) 事業者の役割

- ・事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、雇用する従業者がこどもとの関わりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することが必要です。
- ・地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めることが必要です。

(6) 子育て支援団体の役割

- ・地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進することが必要です。
- ・市、市民、事業者及び学校等と相互に連携し、協働することにより、地域におけるこども・子育て支援の拡充に資するよう努めることが必要です。
- ・こども及び保護者が行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めることも必要です。

8 SDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市においては平成30（2018）年6月に「SDGs未来都市」に認定され、SDGsの達成に向けた取組を進めています。本計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、SDGsの視点をもって各種施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1部 総論

第2章

戸田市のこども・子育ての現状

第2章 戸田市のこども・子育ての現状

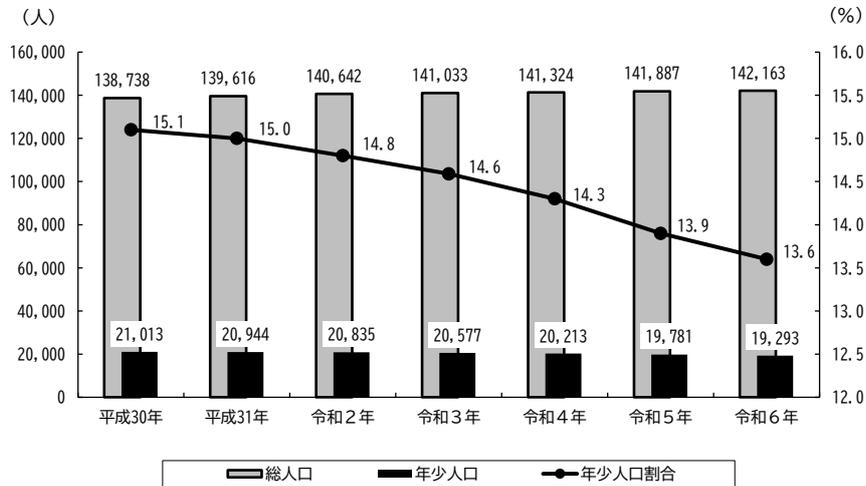
1 人口動態とこども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、令和6年1月1日現在、142,163人で平成30年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）においては、平成30年の21,013人から微減傾向で推移し、令和6年1月1日現在19,293人で、1,720人の減少となっており、年少人口割合も13.6%と減少傾向で推移しています。

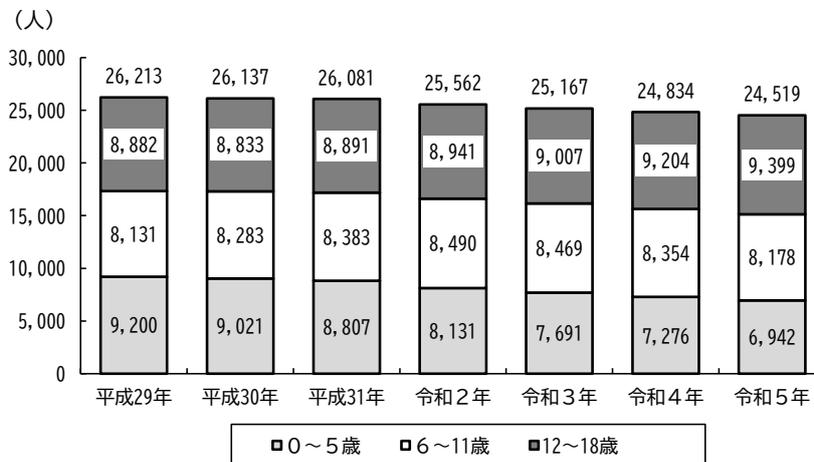
図表1-2-1 総人口と年少人口の推移



資料：埼玉県年齢3区分人口

0歳から18歳までの人口は、減少傾向にあり、特に「0～5歳」人口の減少が顕著となっています。

図表1-2-2 18歳までの人口の推移

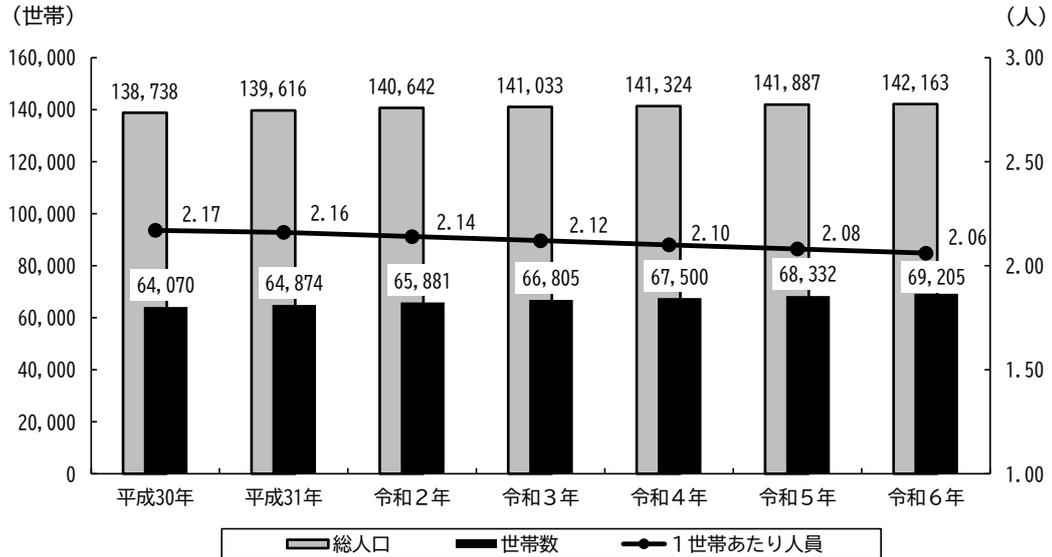


資料：統計とだ デジタル戦略室

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成30年から増加傾向で推移し、令和6年1月1日現在、69,205世帯で、平成30年から5,135世帯の増加となっています。1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和6年1月1日現在の1世帯あたり人員は2.06人となっています。

図表1-2-3 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：埼玉県 第1表市区町村別・町（丁）字別世帯数及び男女別人口

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、令和2年時点の核家族世帯（33,965世帯）は、総世帯数（64,182世帯）の52.9%を占め、核家族化が進んでいることがわかります。また、単独世帯も1.5倍で最も増加率が高くなっています。

図表1-2-4 世帯の家族類型の推移（核家族世帯・単独世帯のみの抜粋）

家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
				令和2年	6歳未満世帯員のいる世帯	18歳未満世帯員のいる世帯
総数	49,059	54,149	59,243	64,182	6,319	14,693
核家族世帯	27,481	28,563	32,306	33,965	6,086	13,929
(1)夫婦のみ	8,329	8,676	9,653	10,211	-	-
(2)夫婦と子ども	15,782	16,138	18,361	18,959	5,848	12,701
(3)男親と子ども	653	696	797	809	15	143
(4)女親と子ども	2,717	3,053	3,495	3,986	223	1,085
単独世帯	18,034	21,763	22,587	26,918	-	4

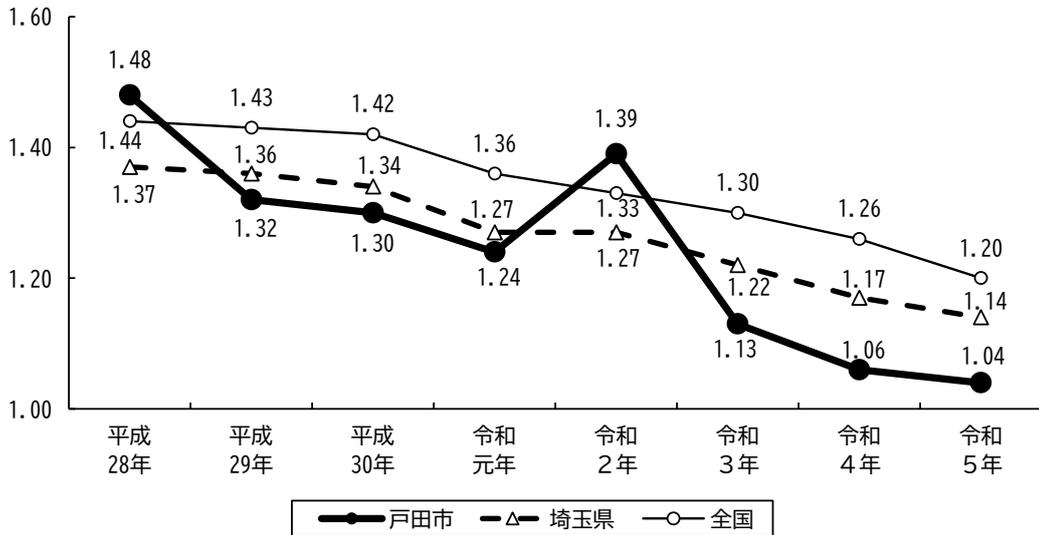
資料：国勢調査結果（総務省統計局）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、令和2年に県及び全国を上回ったものの、令和5年時点では1.04と県及び全国を下回っています。

図表1-2-5 合計特殊出生率の推移



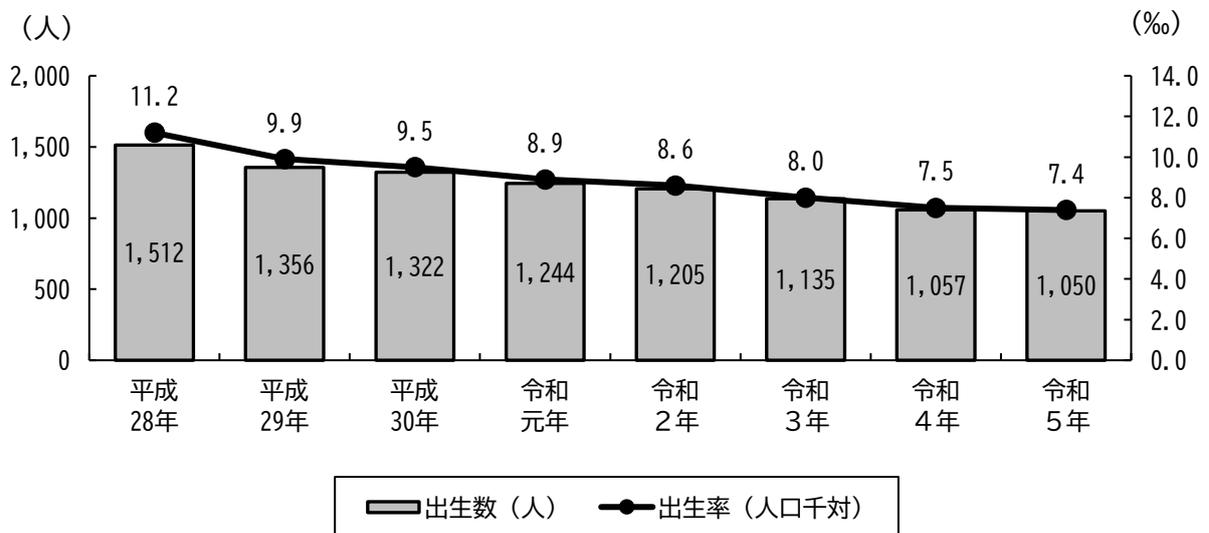
資料：埼玉県人口動態総覧

※国勢調査年（平成27年・令和2年）は「日本人人口」で算出するため、総人口で算出されるその他の年に比べ、率が高くなる傾向にあります。

(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成29年以降減少傾向にあり、令和5年時点では1,050人と平成28年から462人の減少となっています。出生率（人口千人あたり）は7.4%（パーミル）となっています。

図表1-2-6 出生数、出生率の推移

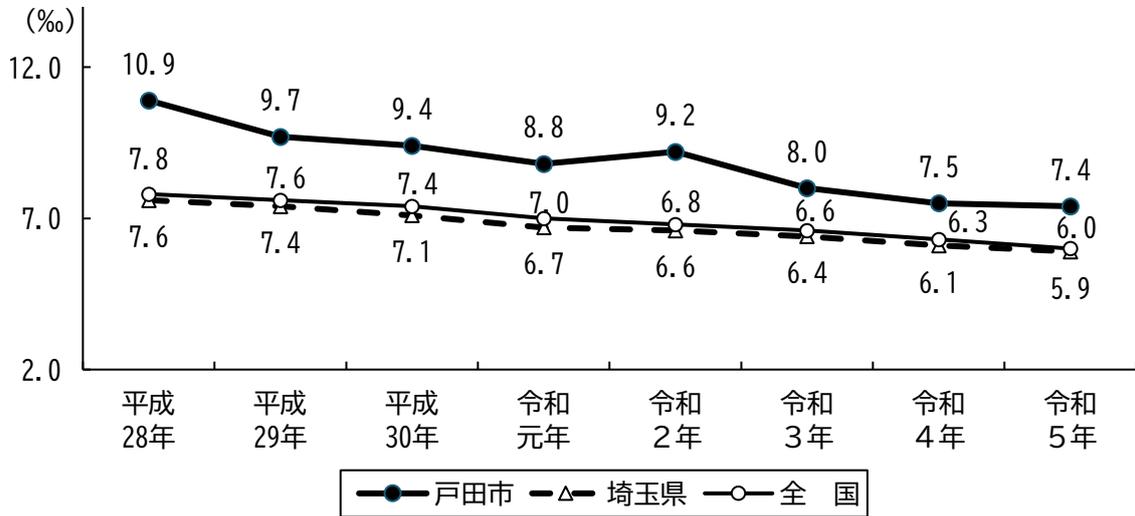


資料：埼玉県人口動態総覧

(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）の推移をみると、平成28年以降は減少傾向が続いているものの、県及び全国を上回っています。

図表1-2-7 出生率の推移の比較

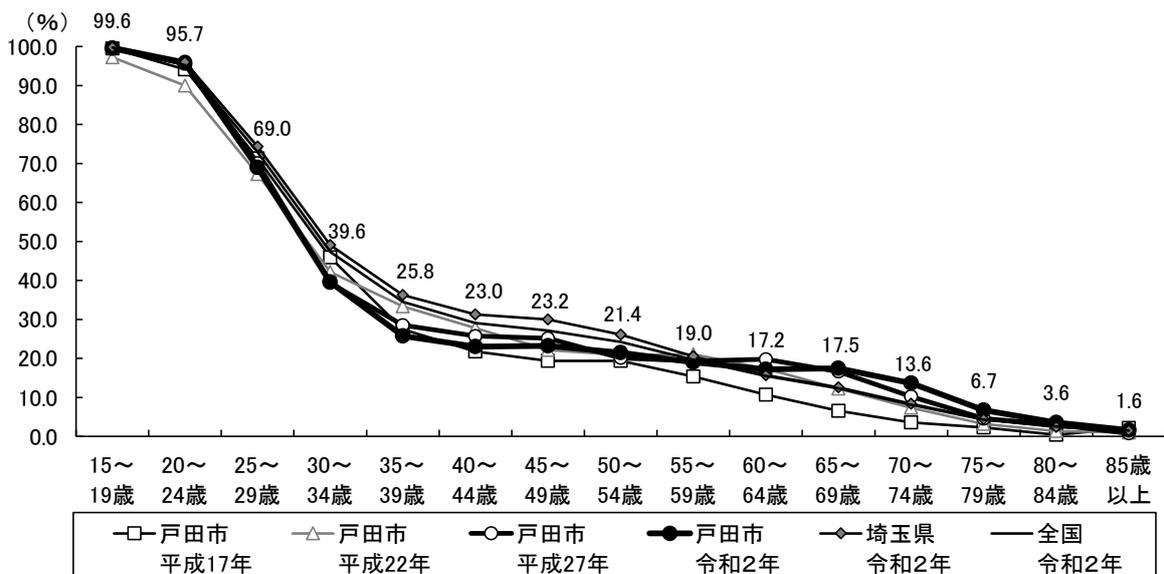


資料：埼玉県人口動態総覧

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、令和2年時点の男性の未婚率は、30～34歳が39.6%、35～39歳では25.8%となっており、約3人に1人が未婚者となっていますが、県及び全国を下回っています。また推移をみると20～29歳において平成27年に比べて低くなっています。

図表1-2-8 未婚率の推移の比較（男性）

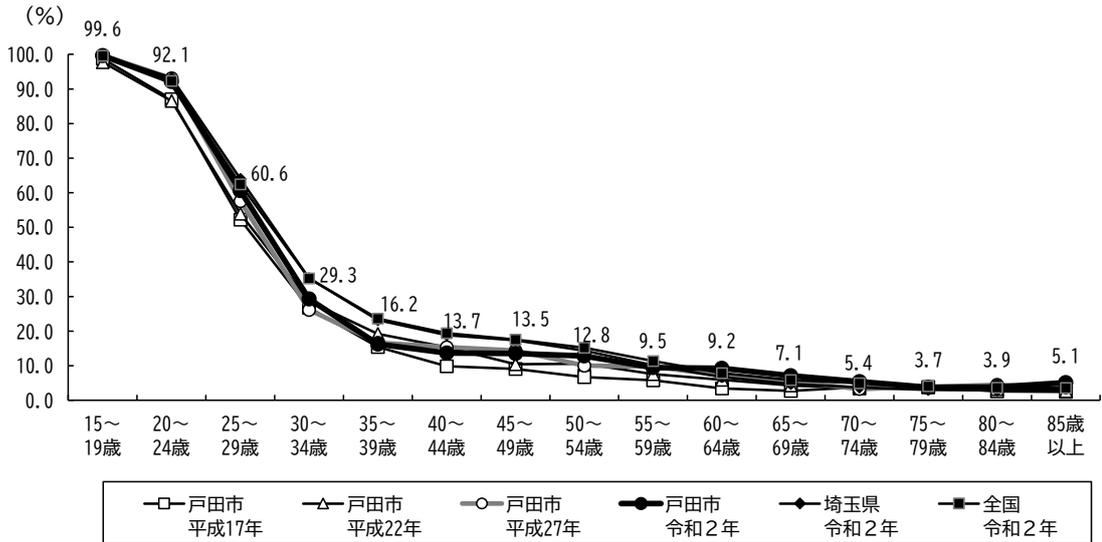


資料：国勢調査結果
(総務省統計局)

(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、令和2年時点の女性の未婚率は、25～29歳では60.6%、30～34歳で29.3%、35～39歳が16.2%といずれも、県及び全国を下回っています。平成17年との推移をみるとほぼすべての年代で上昇していますが、その中でも25～29歳の未婚率が8.4ポイント上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表1-2-9 未婚率の推移の比較（女性）

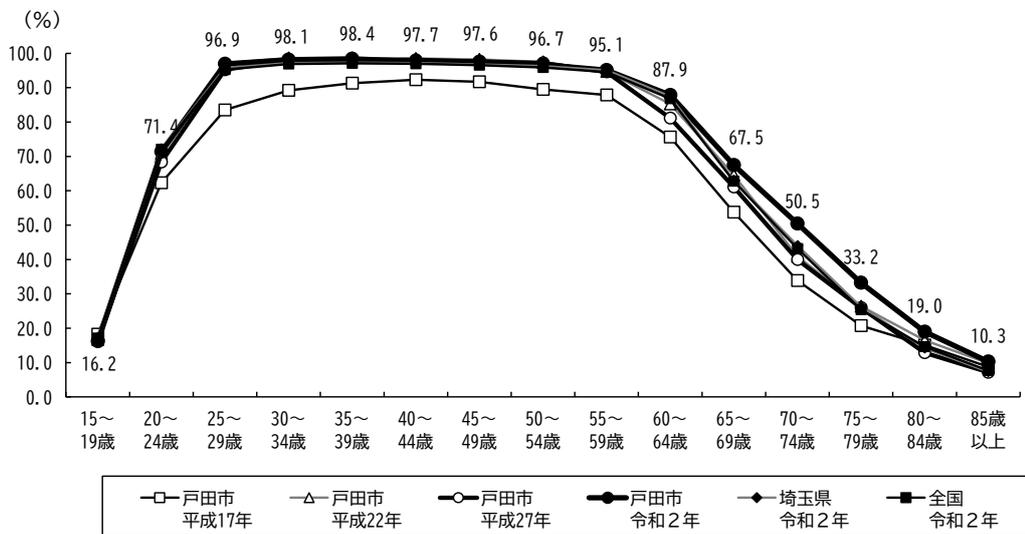


資料：国勢調査結果
(総務省統計局)

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、令和2年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で97～98%台を維持しており、県及び全国を上回っております。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表1-2-10 年齢別労働力率の推移と比較（男性）



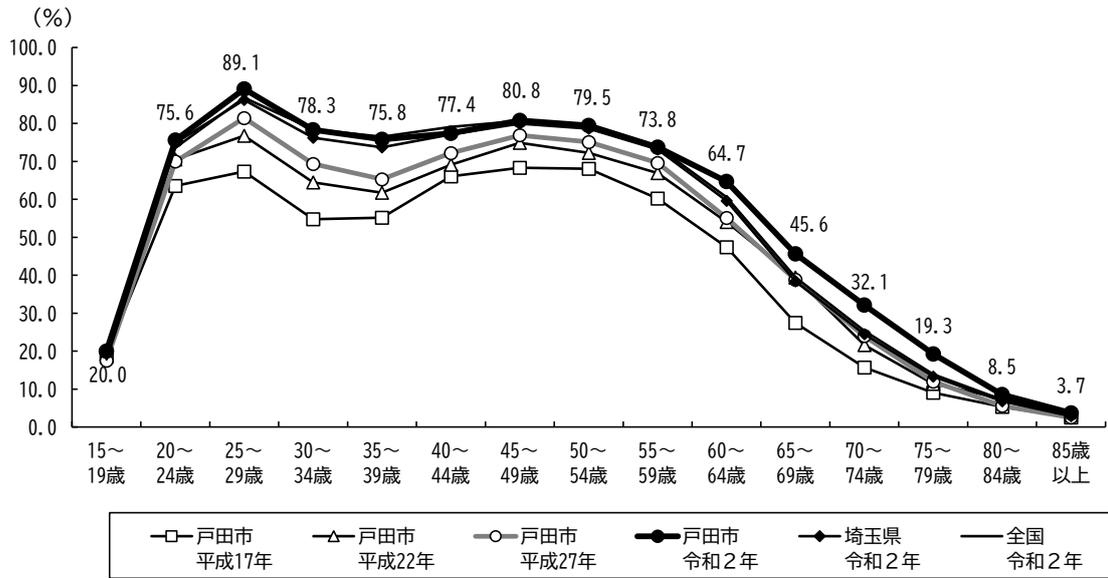
資料：国勢調査結果

(総務省統計局)

(7) 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

国勢調査によると、令和2年時点の女性の労働力率は、30歳～44歳で県を上回っているものの、全国を下回っています。平成27年と比較すると30～39歳及び60～64歳で高くなっています。特に45歳以上では県、全国をほぼ上回っています。全体的に女性の労働力率は上昇しており、M字からほぼ脱却できる傾向を示しています。

図表1-2-11 年齢別労働力率の推移と比較



資料：国勢調査結果
(総務省統計局)

(8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、全年齢層で減少傾向にありますが、40～44歳ではほぼ横ばいとなっており、依然として晩産化傾向にあります。

図表1-2-12 母の年齢別出生数の推移

単位：人

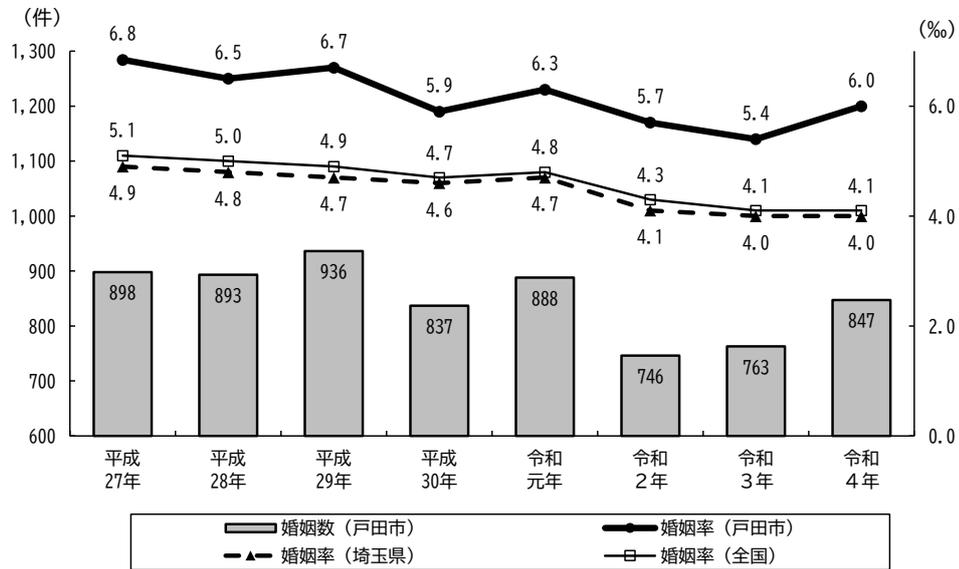
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	1,512	1,512	1,356	1,322	1,244	1,205	1,135	1,057
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	8	10	7	7	3	9	5	2
20～24歳	96	93	90	95	75	66	54	59
25～29歳	388	358	340	346	306	262	327	309
30～34歳	588	598	509	481	478	505	407	380
35～39歳	356	360	333	307	313	290	266	242
40～44歳	74	90	75	81	65	70	76	65
45～49歳	2	3	2	5	4	3	-	-

資料：埼玉県人口動態総覧

(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻率（人口千人あたり）は全国や埼玉県より高く、令和4年は6.0%（パーミル）となっています。また、婚姻数は847件となっています。

図表1-2-13 婚姻数、婚姻率の推移

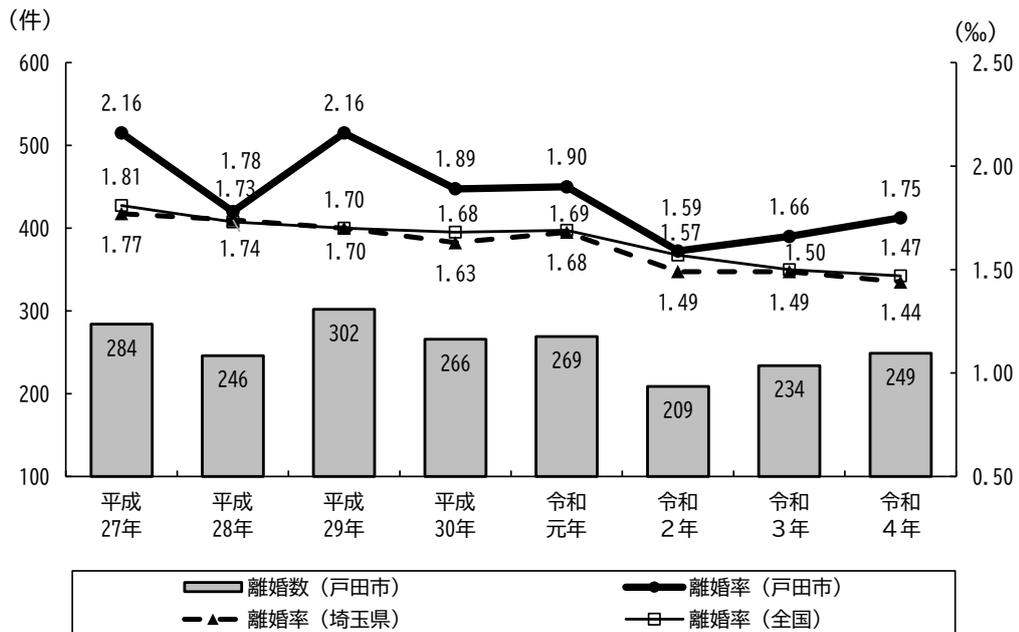


資料：埼玉県人口動態総覧

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚率（人口千人あたり）は全国や埼玉県より高く、令和4年は1.75%（パーミル）となっています。また、離婚数は249件となっています。

図表1-2-14 離婚数、離婚率の推移



資料：埼玉県人口動態総覧

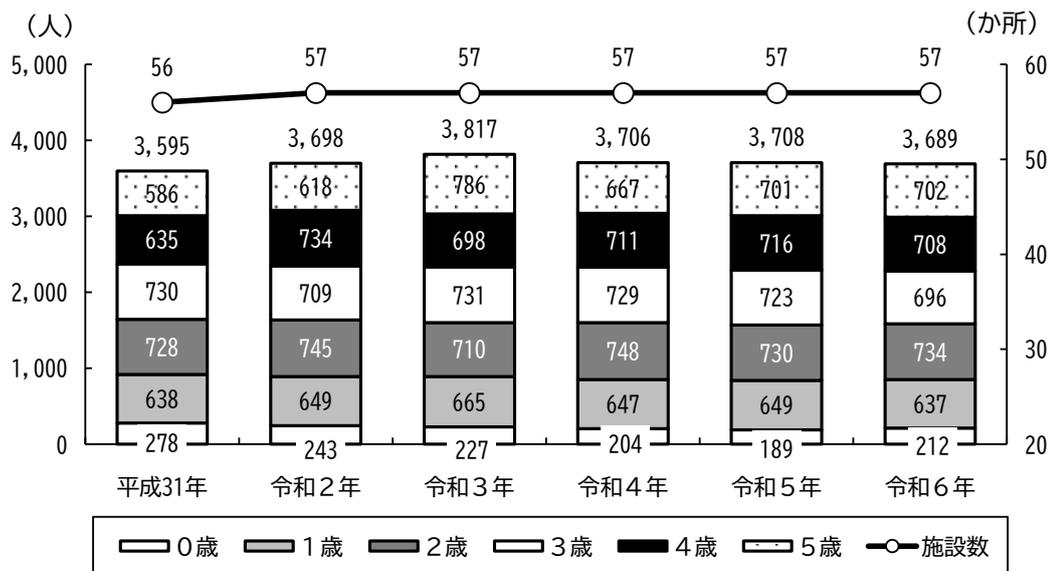
3 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所入所児童数の推移をみると、施設数、児童数とも横ばいとなっています。なお、保育所待機児童数は令和4年以降0となっています。

また、本市の私立幼稚園の入園児童数は、減少傾向となっています。

(1) 保育所入所児童数

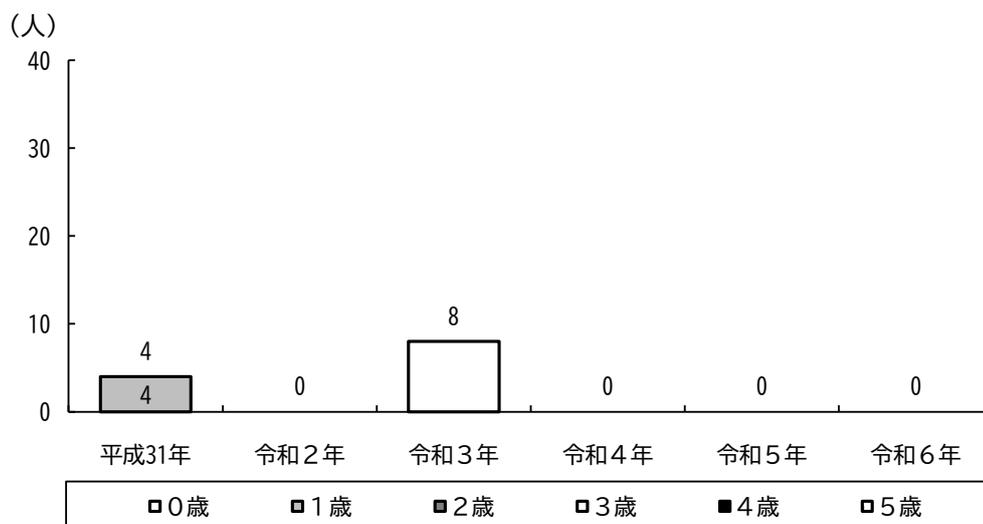
図表1-2-15 保育所入所児童数



資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(2) 保育所待機児童数

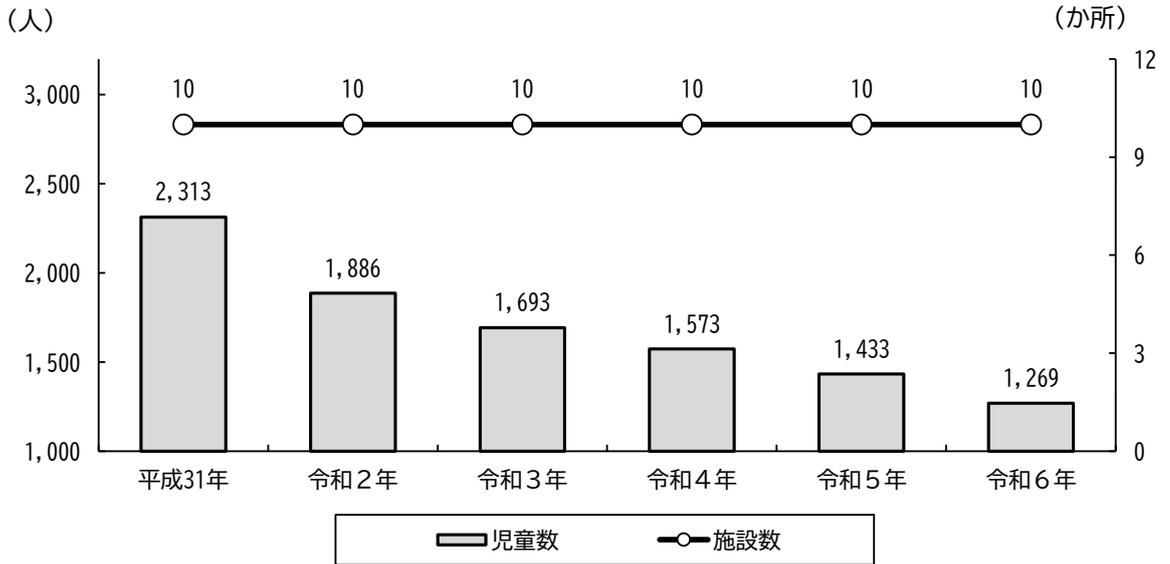
図表1-2-16 保育所待機児童数



資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(3) 私立幼稚園の入園児童数

図表 1-2-17 私立幼稚園の入園児童数

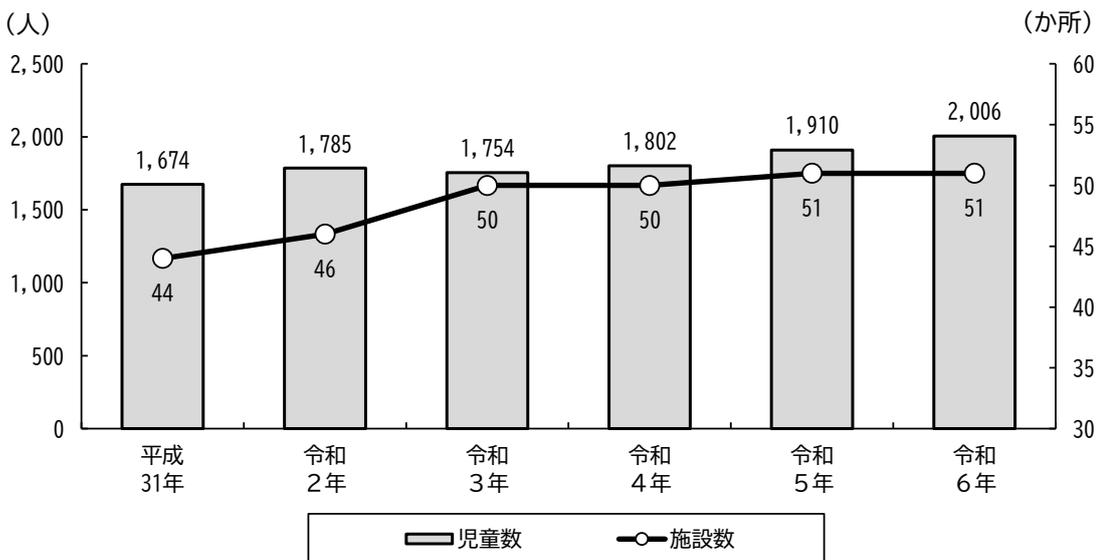


資料：保育幼稚園課（各年5月1日現在）

(4) 学童保育室入室児童数

本市の学童保育室入室児童数の推移をみると、施設数、児童数ともに平成31年から約1.2倍となっています。

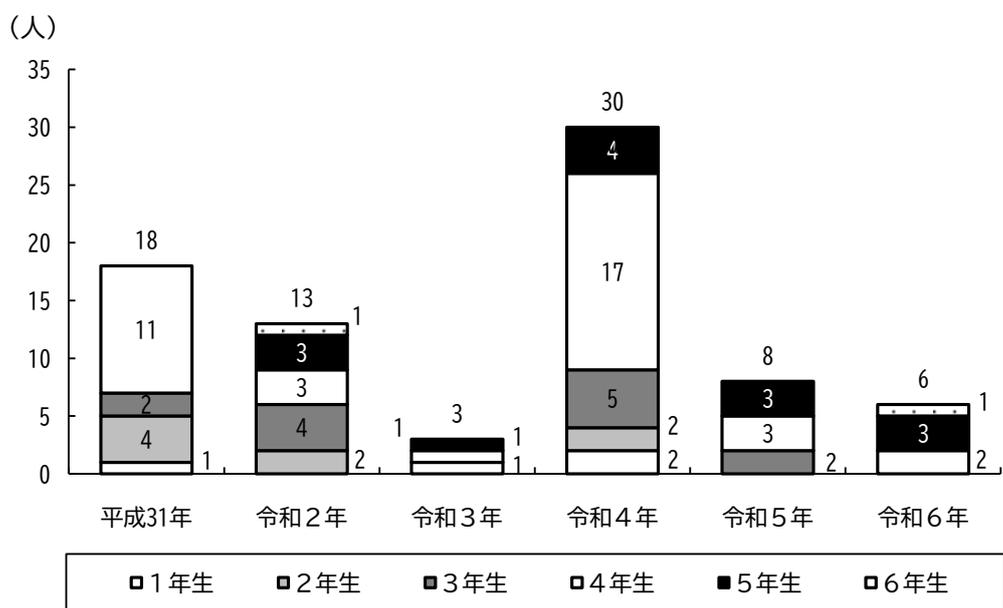
図表 1-2-18 学童保育室入室児童数



資料：児童青少年課（各年4月1日現在）

(5) 学童保育室待機児童数

図表1-2-19 学童保育室待機児童数



資料：児童青少年課（各年4月1日現在）

4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(就学前児童・小学生保護者向け) 結果の概要

■ 目的

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度に策定された第一期および令和2年度を始期とする第二期に続き、令和7年度からは「戸田市こども計画」を改めて策定します。新計画の策定にあたり、これまでの「戸田市子ども・子育て支援事業計画」の評価、現状や課題の整理を行うとともに、こども・子育て支援施策の目標値や内容、提供体制を明確にすることを目的として調査を実施しました。

■ 調査時期と調査方法

① 調査時期 令和5年12月7日～令和6年1月5日

② 調査方法 郵送配布・郵送回収

住民基本台帳から、市内在住の就学前児童および小学生・中学生・高校生を年齢別・地域別に無作為抽出

■ 配布数及び回収数

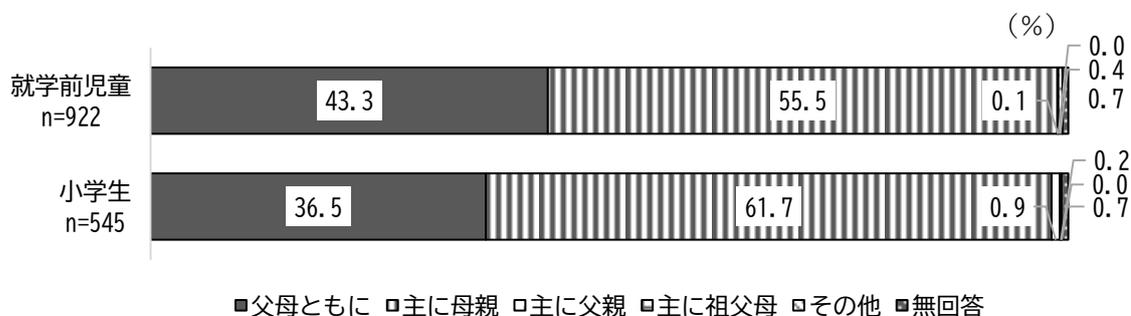
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,000件	922件	46.1%
小学生の保護者	1,000件	545件	54.5%

(1) お子さんご家族の状況について

①お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。

就学前児童保護者では「主に母親」が 55.5%に対し「父母ともに」が 43.3%となっています

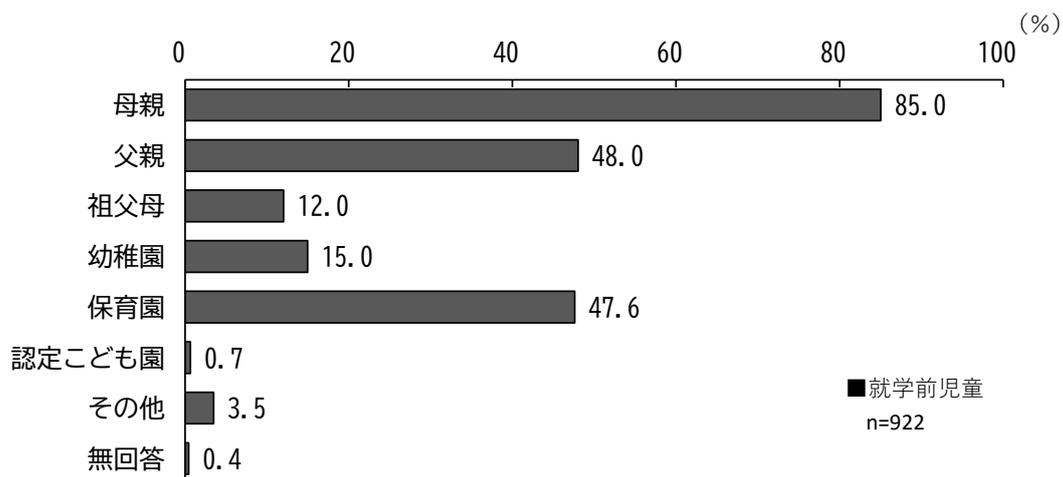
小学生保護者では「主に母親」が 61.7%に対し「父母ともに」が 36.5%となっています。



(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

①お子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんから見た関係でお答えください。（就学前児童保護者のみ）

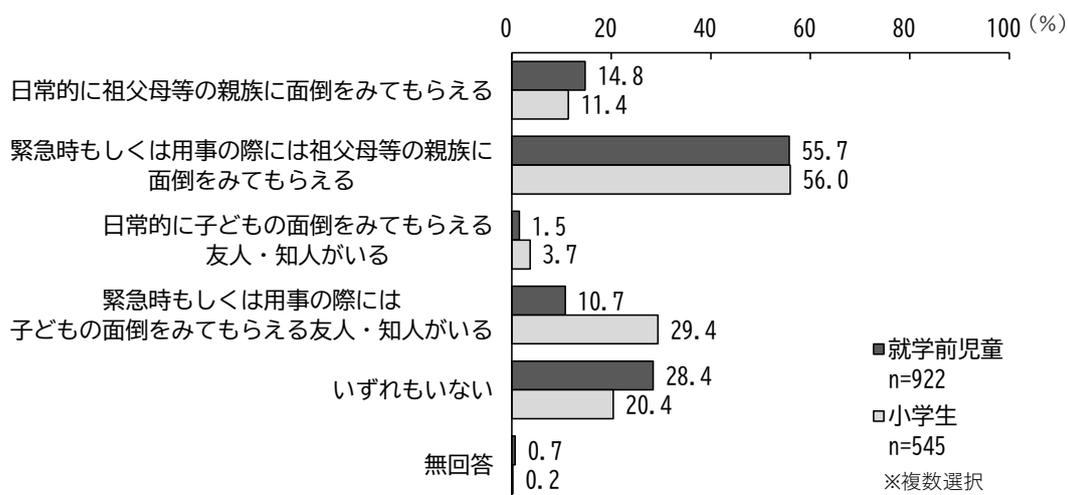
「母親」が 85.0%と最も多く、次いで、「父親」が 48.0%、「保育園」が 47.6%となっています。



②日頃、お子さんの面倒を見てもらえる親族・知人はいますか。

就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」が55.7%と最も多く、次いで「いずれもない」が28.4%、「日常的に祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」が14.8%となっています。

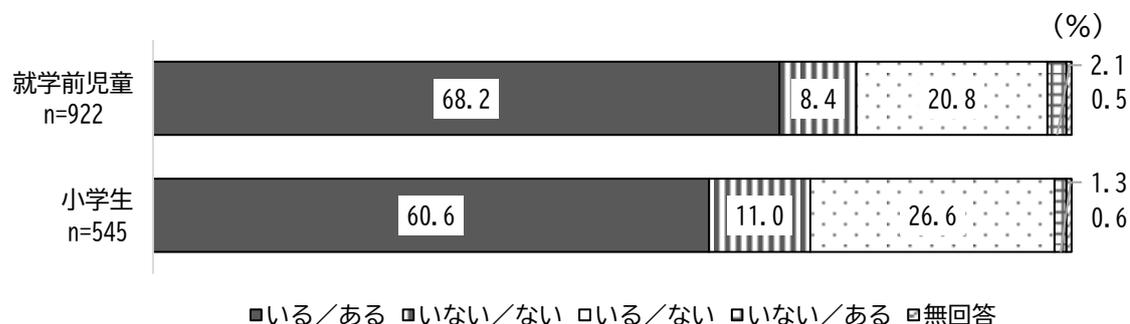
小学生保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」が56.0%と最も多く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には子どもの面倒を見てもらえる友人・知人がいる」が29.4%、「いずれもない」が20.4%となっています。



③お子さんの子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。

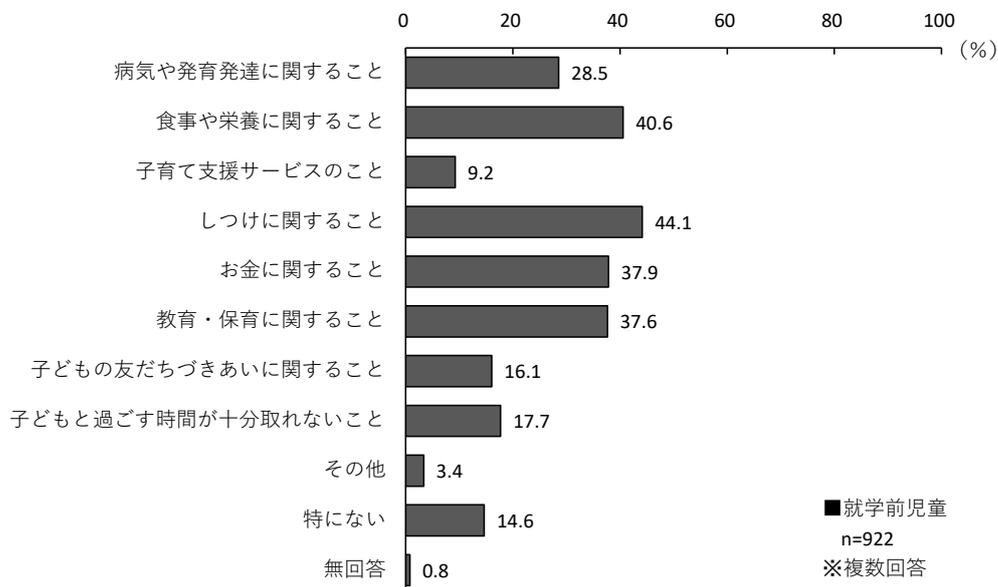
就学前児童保護者では、「いる／ある」が68.2%と最も多く、次いで、「いる／ない」が20.8%、「いない／ない」が8.4%となっています。

小学生保護者では、「いる／ある」が60.6%と最も多く、次いで、「いる／ない」が26.6%、「いない／ない」が11.0%となっています。



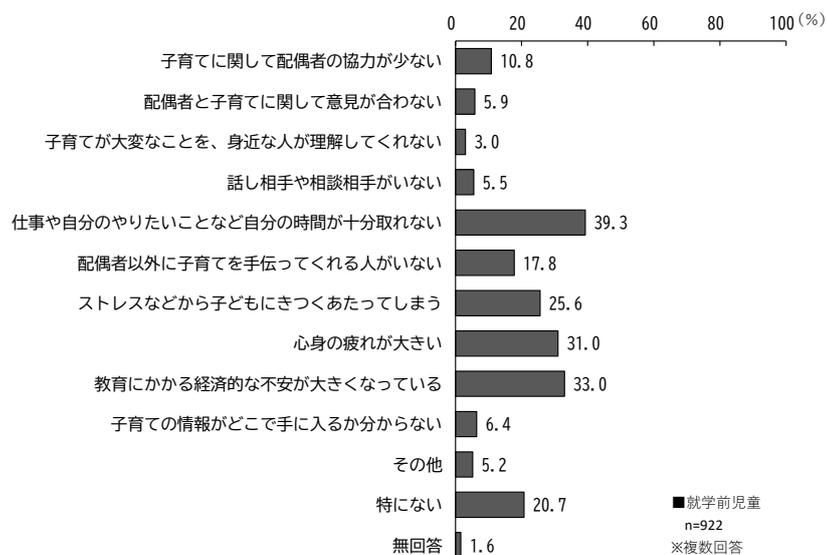
④お子さんのことで日常的に悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。(就学前児童保護者のみ)

「しつけに関すること」が 44.1%と最も多く、次いで、「食事や栄養に関すること」が 40.6%、「お金に関すること」が 37.9%となっています。



⑤自身の子育てに関して、日常的に悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。(就学前児童保護者のみ)

「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れない」が 39.3%と最も多く、次いで、「教育にかかる経済的な不安が大きくなっている」が 33.0%、「心身の疲れが大きい」が 31.0%となっています。



⑥現在、お子さんは幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。(就学前児童保護者のみ)

「利用している」が66.4%に対し、「利用していない」が33.4%となっています。

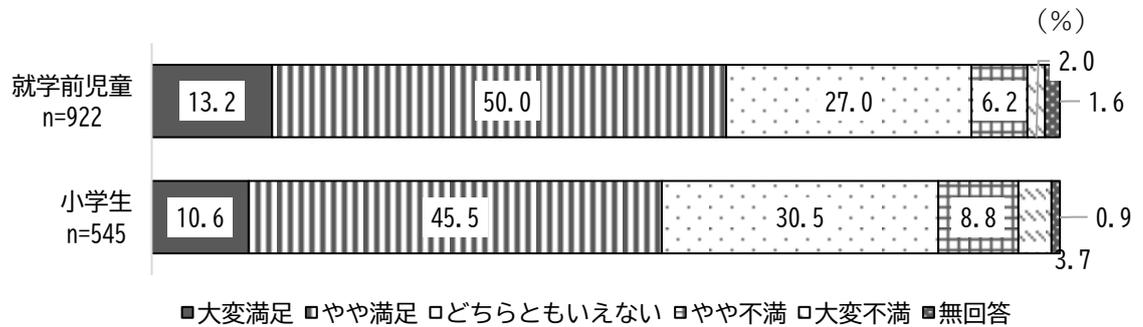


(3) 戸田市の子育て支援について

①戸田市ではさまざまな子育て支援を行っていますが、どのくらい満足していますか。

就学前児童保護者では、「やや満足」が50.0%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が27.0%、「大変満足」が13.2%となっています。

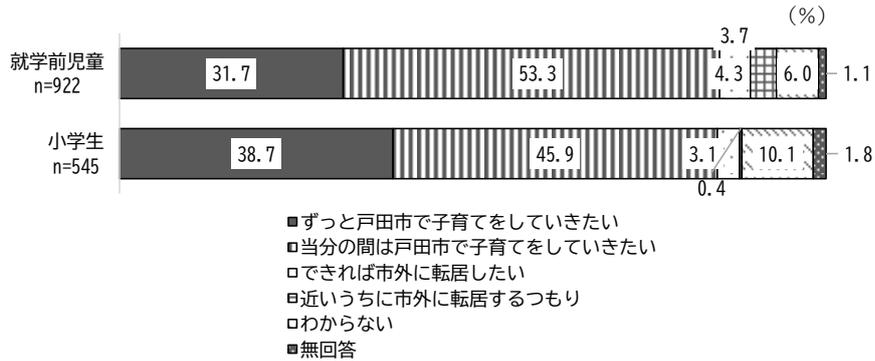
小学生保護者では、「やや満足」が45.5%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が30.5%、「大変満足」が10.6%となっています。



②あなたは、今後も戸田市で子育てをしていきたいと思いませんか。

就学前児童保護者では、「当分の間は戸田市で子育てをしていきたい」が53.3%と最も多く、次いで、「ずっと戸田市で子育てをしていきたい」が31.7%、「わからない」が6.0%となっています。

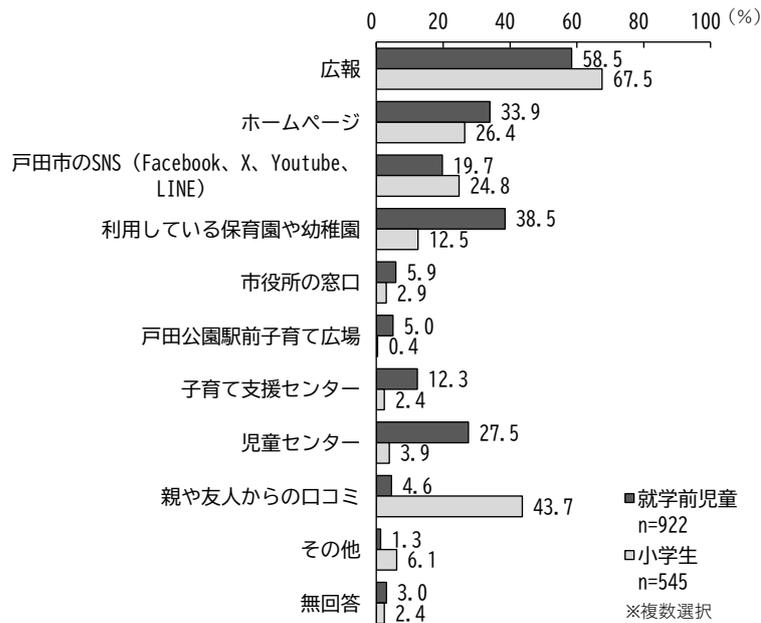
小学生保護者では、「当分の間は戸田市で子育てをしていきたい」が45.9%と最も多く、次いで、「ずっと戸田市で子育てをしていきたい」が38.7%、「わからない」が10.1%となっています。



③戸田市の子育てに関する情報をどのように入手していますか。

就学前児童保護者では、「広報」が58.5%と最も多く、次いで、「利用している保育園や幼稚園」が38.5%、「ホームページ」が33.9%となっています。

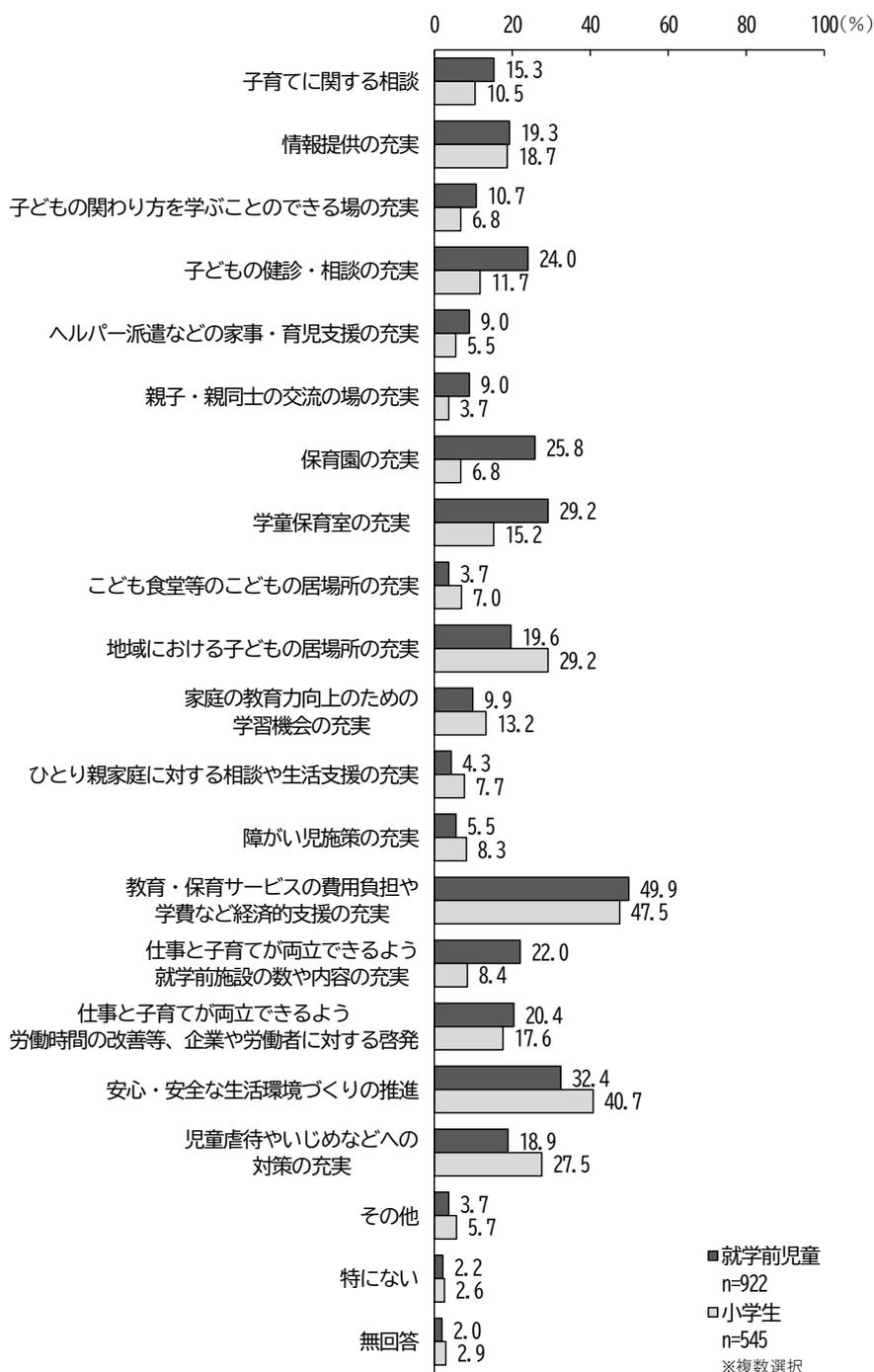
小学生保護者では、「広報」が67.5%と最も多く、次いで、「親や友人からの口コミ」が43.7%、「ホームページ」が26.4%となっています。



④市の子育て支援施策に期待すること・重要なことは何ですか。

就学前児童保護者では、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が49.9%と最も多く、次いで、「安心・安全な生活環境づくりの推進」が32.4%、「学童保育室の充実」が29.2%となっています。

小学生保護者では、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が47.5%と最も多く、次いで、「安心・安全な生活環境づくりの推進」が40.7%、「地域における子どもの居場所の充実」が29.2%となっています。



5 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」(児童・生徒向け) 結果の概要

■ 目的

新計画の策定にあたり、市内の児童・生徒が学校や家庭の中で抱えている不安や困りごとを把握し、こどもや子育て家庭の支援にむけた施策に活かすため「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

■ 調査時期と調査方法

① 調査時期 令和5年12月7日～令和6年1月5日

② 調査方法 郵送配布・郵送回収

住民基本台帳から、市内在住の小学生(5・6年生)・中学生・高校生を年齢別・地域別に無作為抽出

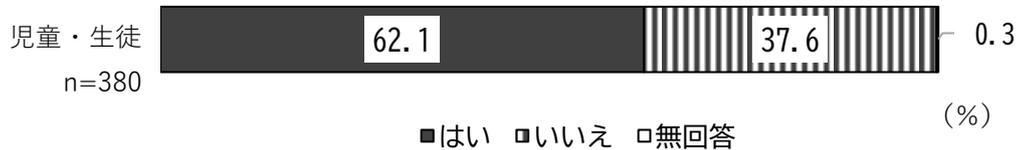
■ 配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	1,000件	380件	38.0%

(1) ふだんの生活について

①あなたは放課後や休日に習い事や塾に通っていますか。

「はい」が62.1%に対し「いいえ」が37.6%となっています。



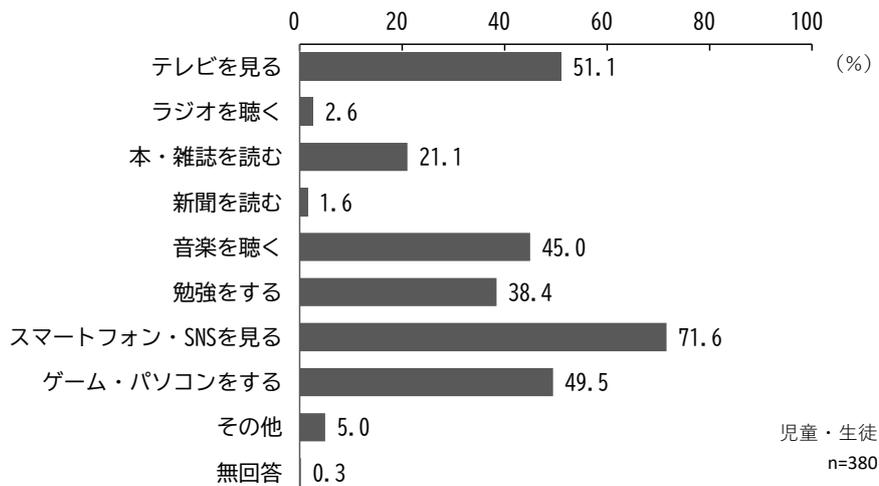
②あなたはいくつの習い事や塾に通っていますか。

「1つ」が55.5%と最も多く、次いで、「2つ」が25.8%、「3つ以上」が18.6%となっています。



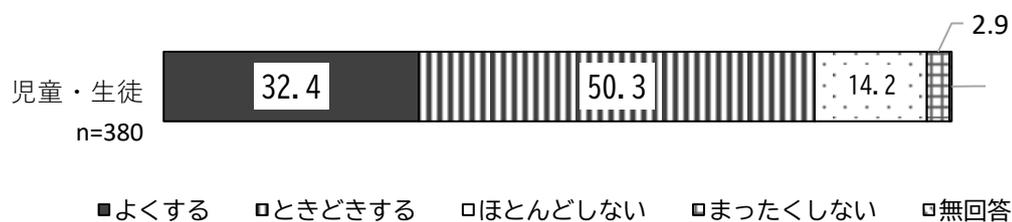
③あなたが自宅でよくすることは何ですか。

「スマートフォン・SNSを見る」が71.6%と最も多く、次いで、「テレビを見る」が51.1%、「ゲーム・パソコンをする」が49.5%となっています。



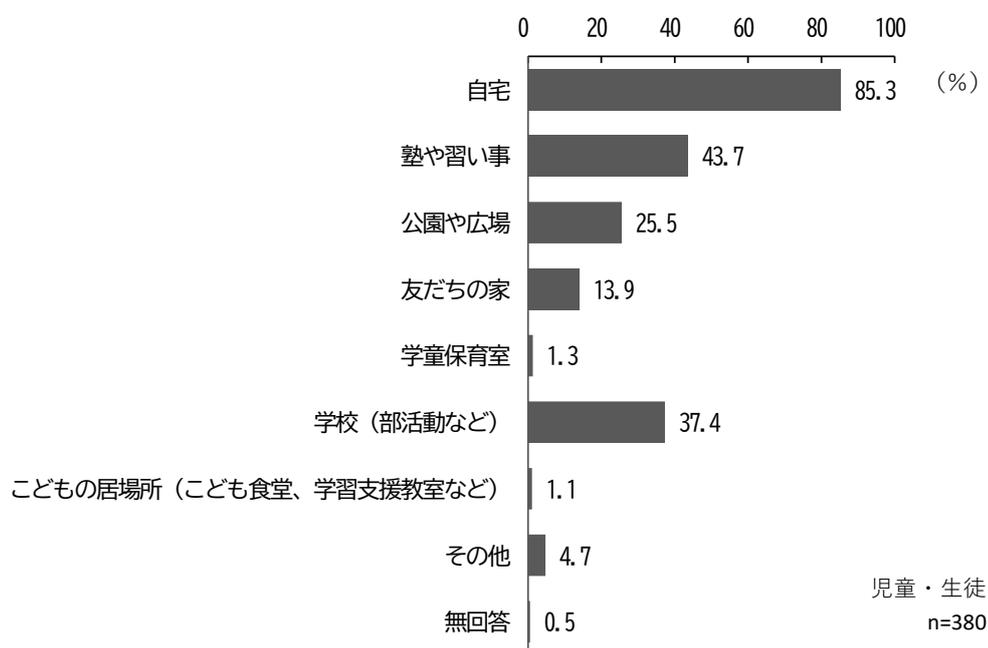
④あなたは放課後や休日にどのくらい外出しますか。

「ときどきする」が50.3%と最も多く、次いで、「よくする」が32.4%、「ほとんどしない」が14.2%となっています。



⑤放課後はどこで過ごしていますか。

「自宅」が85.3%と最も多く、次いで、「塾や習い事」が43.7%、「学校(部活動など)」が37.4%となっています。

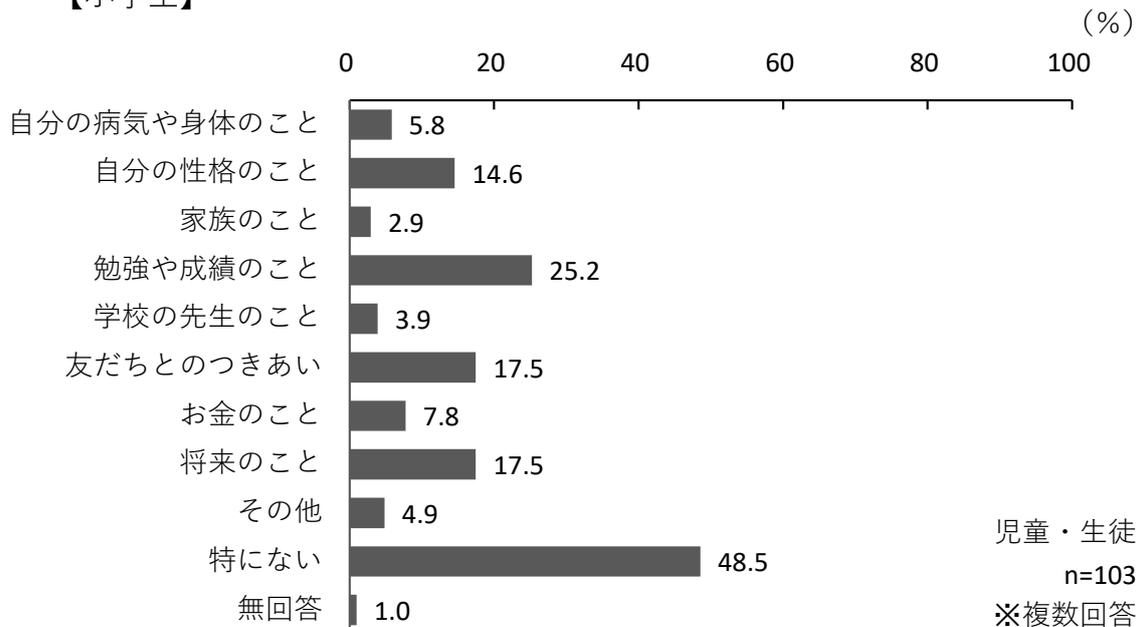


(2) 考えや悩んでいること、困っていることについて

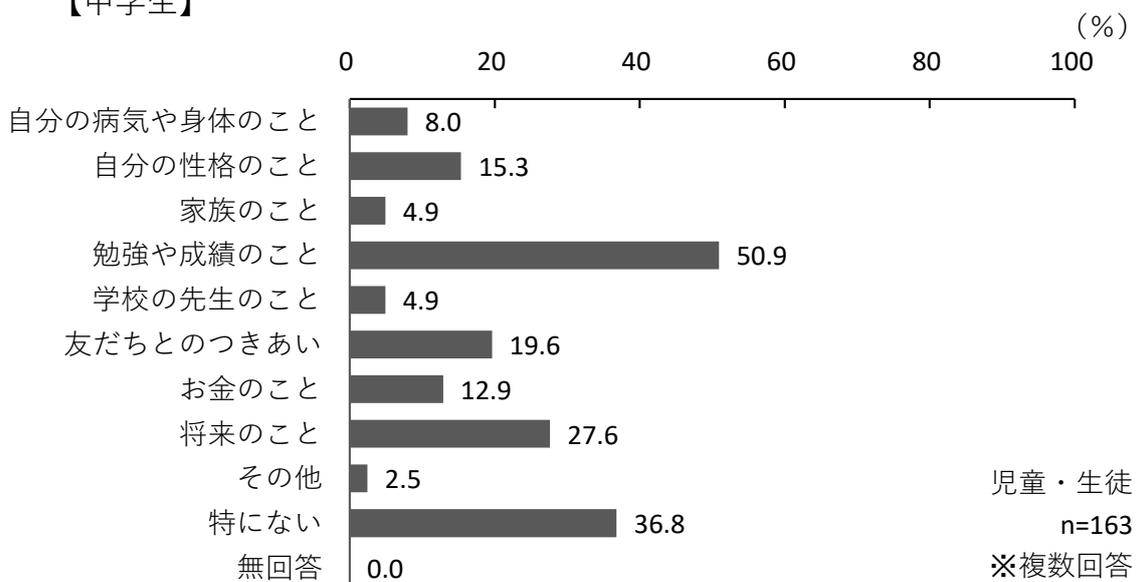
①あなたが現在、悩んでいることや困っていることはありますか。

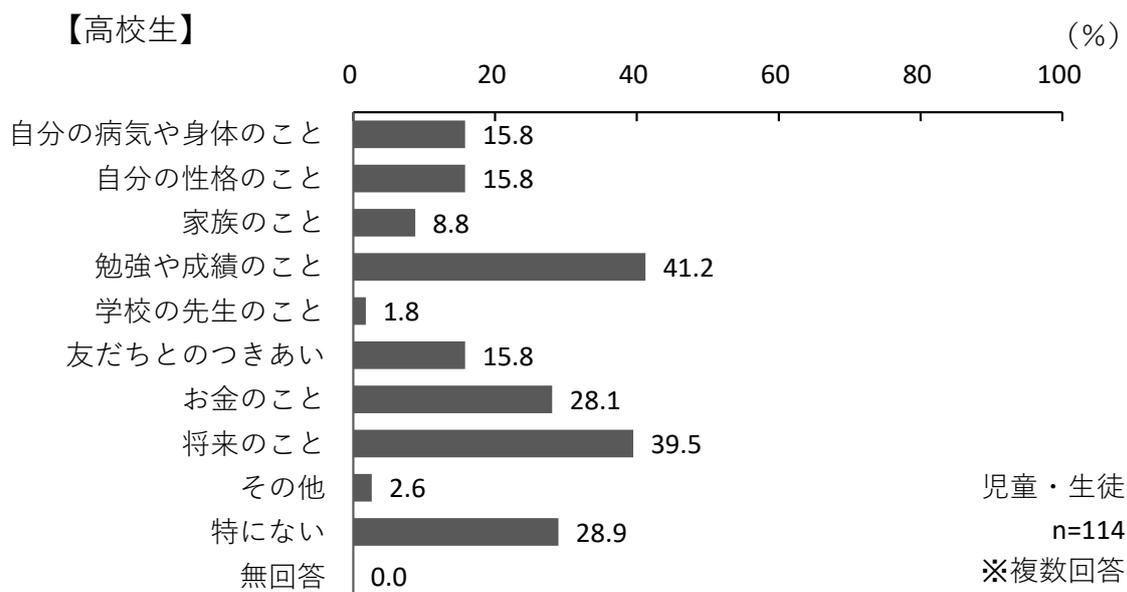
小学生では、「特にない」が48.5%と最も高く、次いで、「勉強や成績のこと」が25.2%となっています。中学生では「勉強や成績のこと」が50.9%と最も多く、次いで「特にない」が36.8%となっています。高校生では、「勉強や成績のこと」が41.2%と最も多く、次いで「将来のこと」が39.5%となっています。

【小学生】



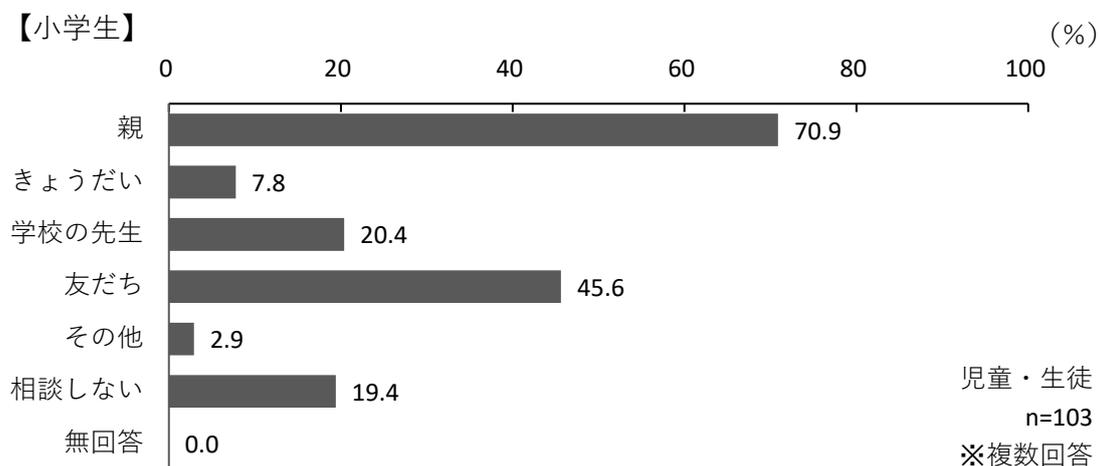
【中学生】

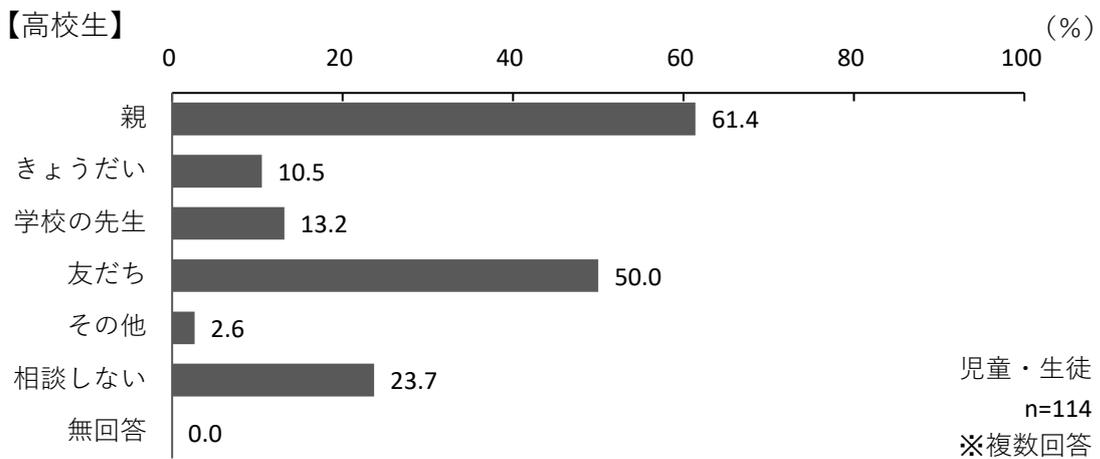
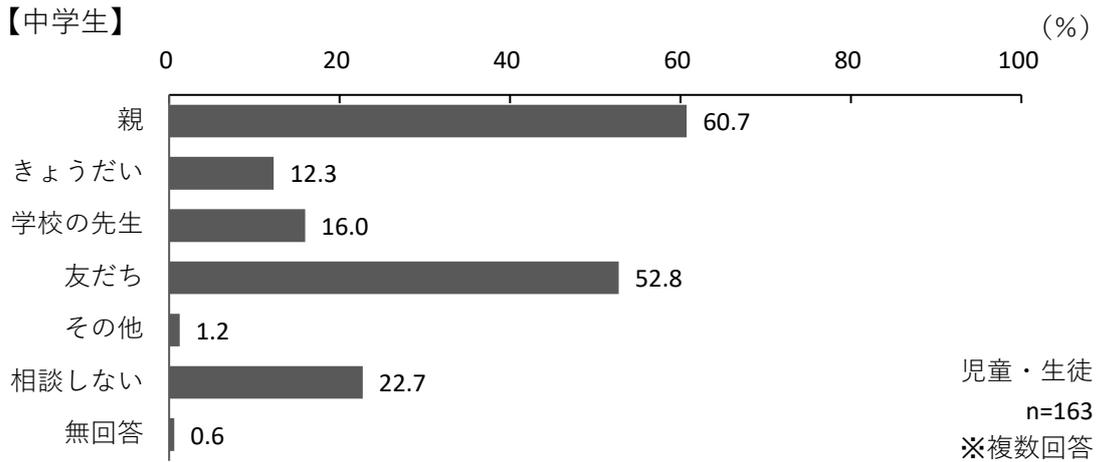




②あなたは悩みごとや困りごとがあったとき、誰に相談しますか。

小学生、中学生、高校生とも「親」が最も多く、次いで、「友だち」となっています。





③あなたは悩みごとや困りごとについて、気軽に相談できる場所があれば利用したいと思いますか。

小学生では、「利用したくない」が67.0%に対し、「利用したい」が33.0%、中学生では「利用したくない」が80.4%、「利用したい」が19.6%、高校生では、「利用したくない」が78.1%、「利用したい」が21.1%となっています。

【小学生】



【中学生】



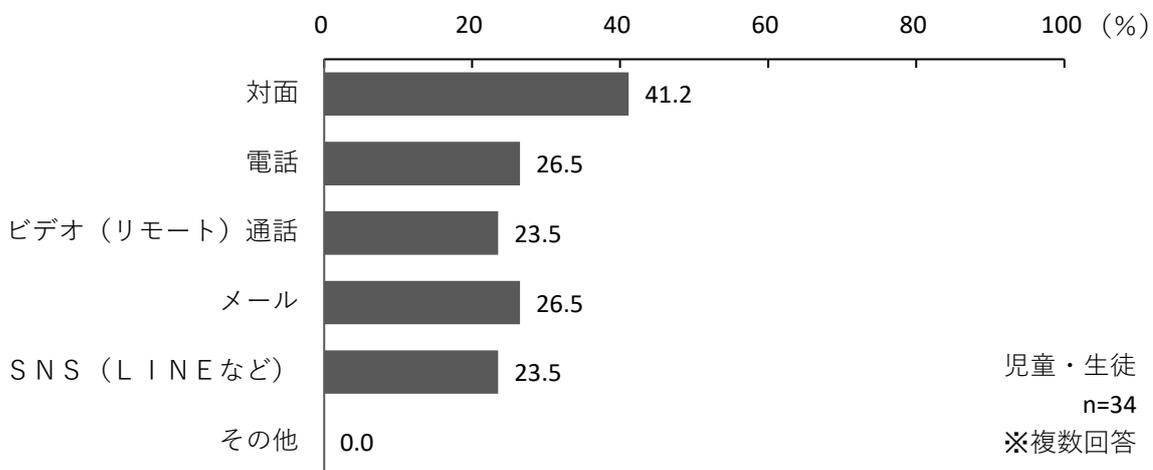
【高校生】



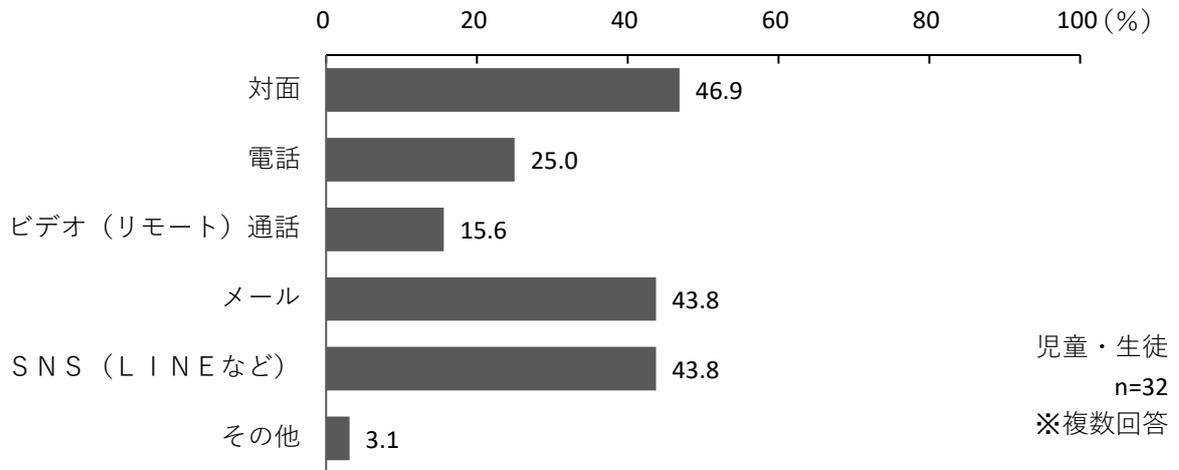
④どのような方法で、話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。(③で「利用したい」と答えた方のみ回答)

小学生では、「対面」が41.2%と最も多く、次いで、「電話」、「メール」が26.5%、中学生では、「対面」が46.9%と最も多く、次いで、「メール」、「SNS（LINEなど）」が43.8%、高校生では「対面」、「SNS（LINEなど）」が50.0%と最も多く、次いで、「メール」が25.0%となっています。

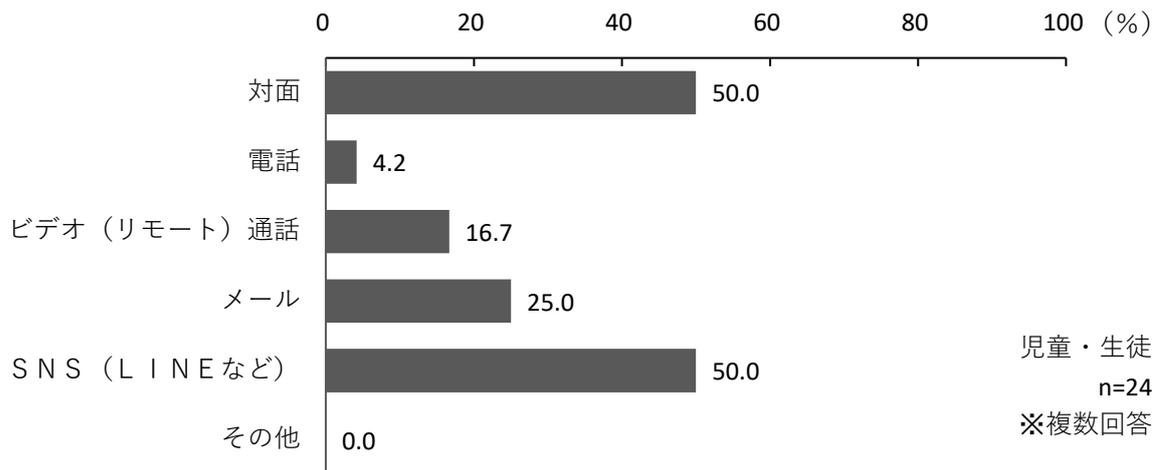
【小学生】



【中学生】



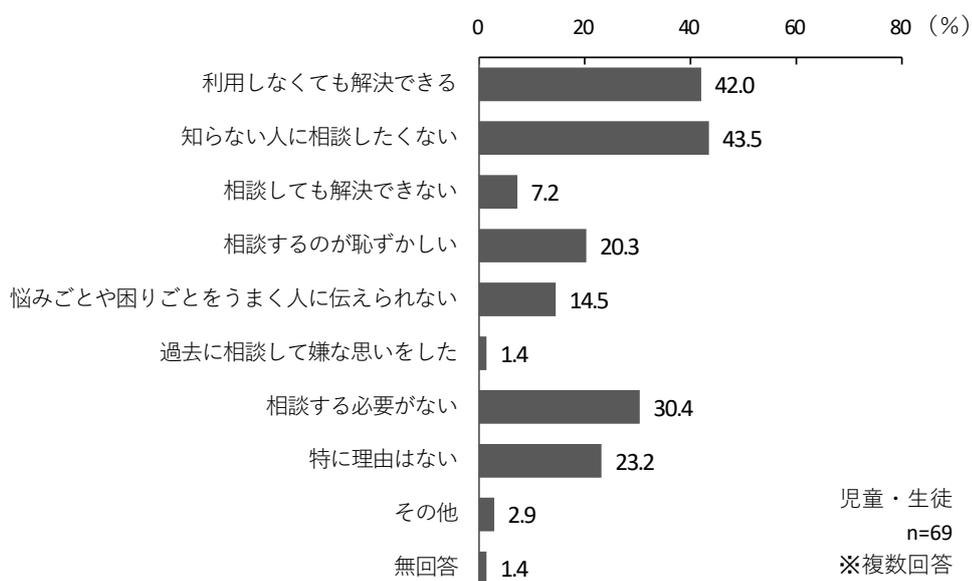
【高校生】



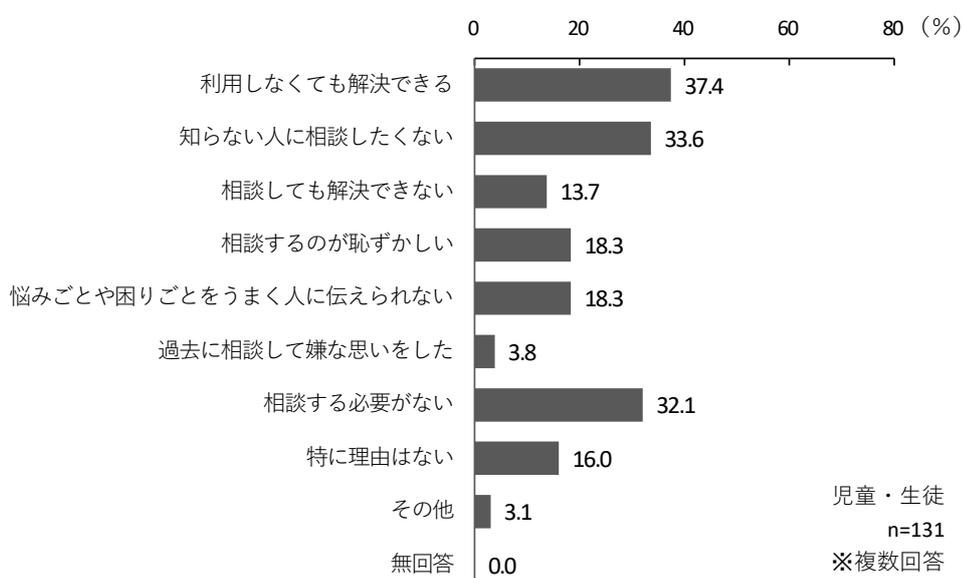
⑤あなたが利用したくない理由は何ですか。(③で「利用したくない」と答えた方のみ回答)

小学生では、「知らない人に相談したくない」が43.5%と最も多く、次いで、「利用しなくても解決できる」が42.0%、中学生では、「利用しなくても解決できる」が37.4%と最も多く、次いで、「知らない人に相談したくない」が33.6%、高校生では、「利用しなくても解決できる」が42.7%と最も多く、次いで、「知らない人に相談したくない」が29.2%となっています。

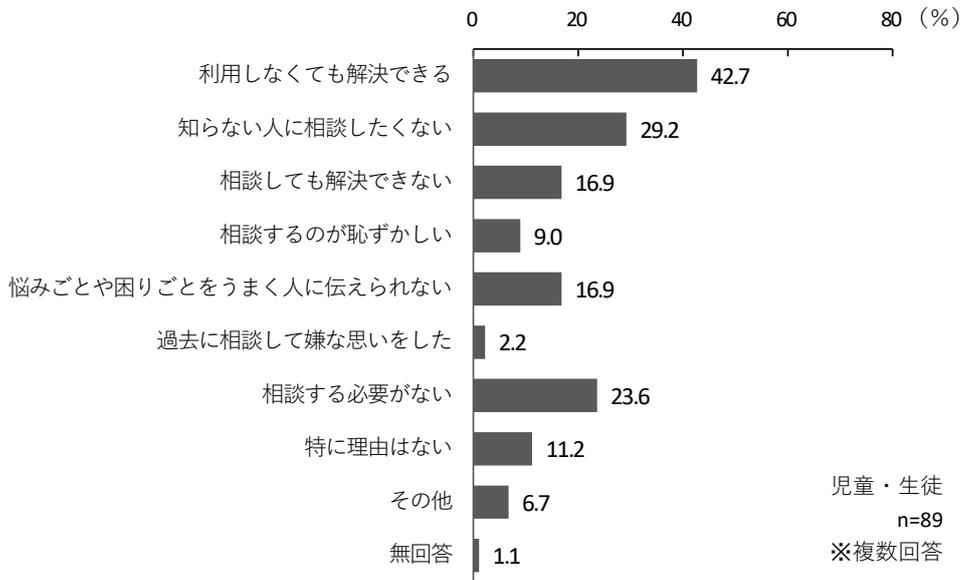
【小学生】



【中学生】



【高校生】



(3) こどもの居場所について

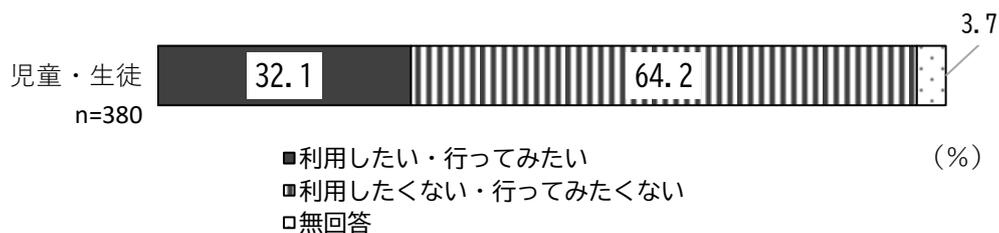
①戸田市内で実施しているこどもの居場所を利用または行ったことはありますか。

「どこでやっているか分からない」が45.3%と最も多く、次いで、「利用していない」が39.7%、「利用した」が12.9%となっています。



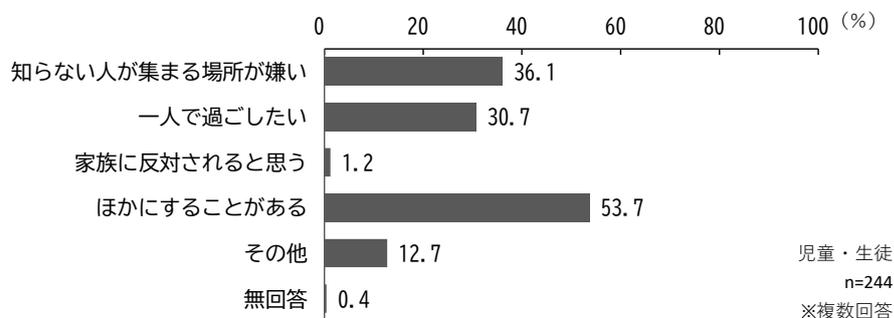
②戸田市内で実施しているこどもの居場所を利用または行ってみたいですか。

「利用したくない・行ってみたくない」が64.2%に対し、「利用したい・行ってみたい」が32.1%となっています。



③利用したくないまたは行ってみたい理由を教えてください。

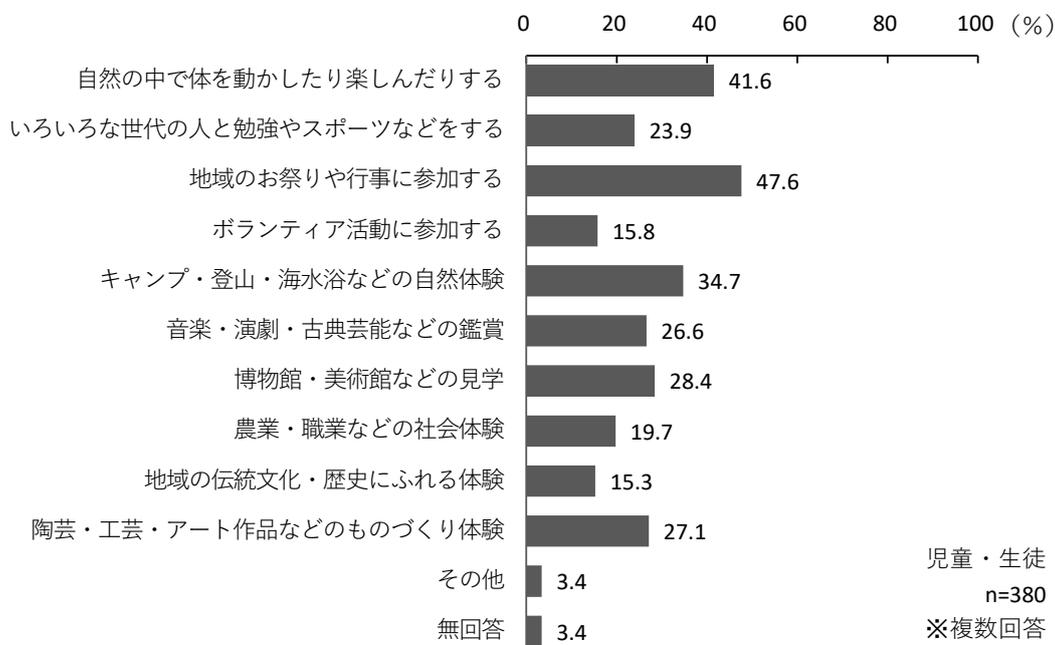
「ほかにすることがある」が53.7%と最も多く、次いで、「知らない人が集まる場所が嫌い」が36.1%、「一人で過ごしたい」が30.7%となっています。



(4) あなたが住んでいる地域について

①あなたは学校の授業や行事以外で、どのような体験活動をしてみたいと思いますか。

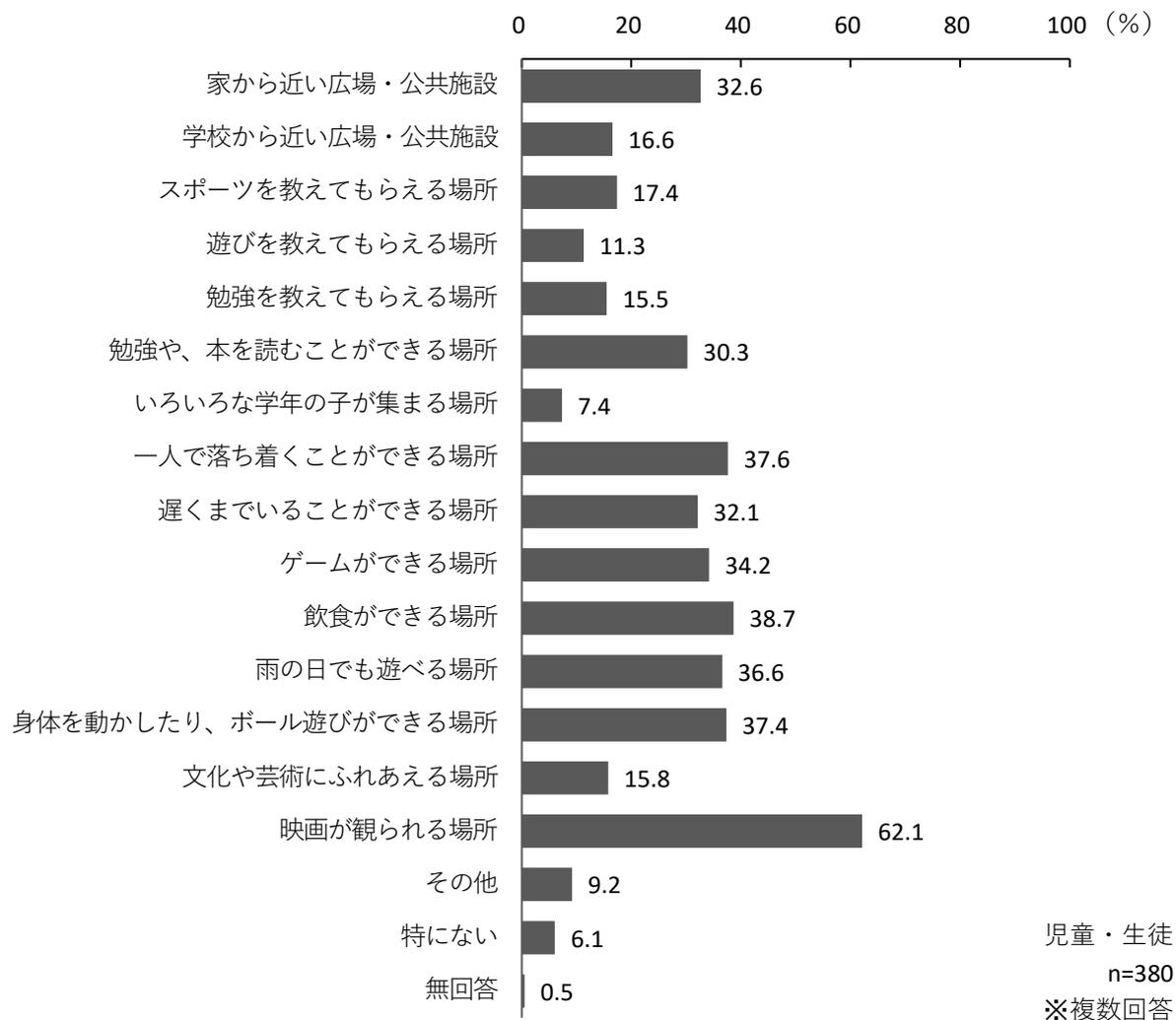
「地域のお祭りや行事に参加する」が47.6%と最も多く、次いで、「自然の中で体を動かしたり楽しんだりする」が41.6%、「キャンプ・登山・海水浴などの自然体験」が34.7%となっています。



(5) 戸田市について

①戸田市にあったらいいなと思うものやこれから力を入れてもらいたいことはありますか。

「映画が観られる場所」が62.1%と最も多く、次いで、「飲食ができる場所」が38.7%、「一人で落ち着くことができる場所」が37.6%となっています。



②戸田市の以下の施設・遊び場についてどのくらい利用しますか。

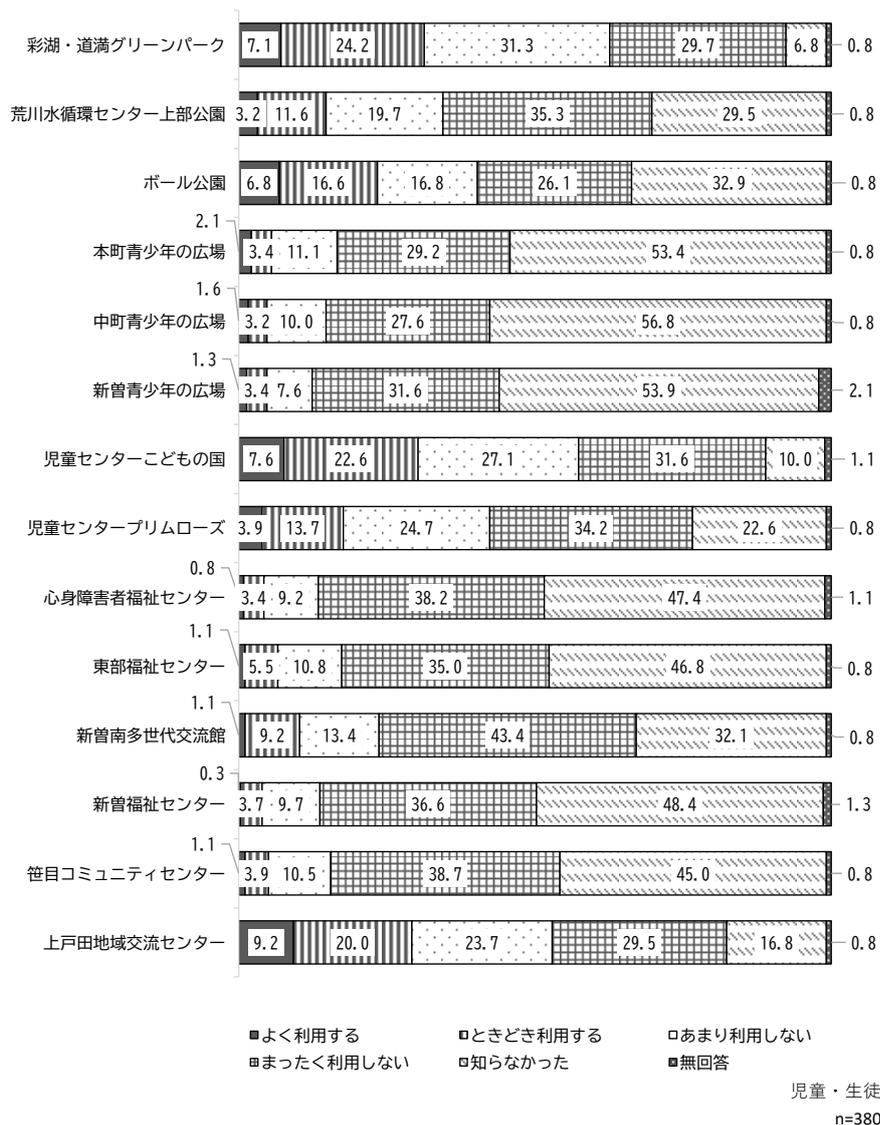
「よく利用する」では、『上戸田地域交流センター（あいパル）』が9.2%と最も多く、次いで、『児童センターこどもの国』が7.6%、『彩湖・道満グリーンパーク』が7.1%となっています。

「ときどき利用する」では、『彩湖・道満グリーンパーク』が24.2%と最も多く、次いで、『児童センターこどもの国』が22.6%、『上戸田地域交流センター（あいパル）』が20.0%となっています。

「あまり利用しない」では、『彩湖・道満グリーンパーク』が31.3%と最も多く、次いで、『児童センターこどもの国』が27.1%、『児童センタープリムローズ』が24.7%となっています。

「まったく利用しない」では、『新曽南多世代交流館（さくらパル）』が43.4%と最も多く、次いで、『笹目コミュニティセンター（コンパル）』が38.7%、『心身障害者福祉センター』が38.2%となっています。

『知らなかった』では、『中町青少年の広場』が56.8%と最も多く、次いで、『新曽青少年の広場』が53.9%、『本町青少年の広場』が53.4%となっています。



6 「子どもの実態把握調査」結果の概要

■ 目的

戸田市の子育て世帯の経済状況、生活状況、こどもへの影響、支援ニーズ等について現状を正確に把握し、その家庭等が抱えている問題について顕在化させるため、また、これらの調査結果・分析を基に、こどもの貧困対策に係る基礎資料とし、現在、実施している事業も含め、今後進めていくべき施策の明確化を行うために実施しました。

■ 調査対象者

調査種別	項目	内容
①小学5年生児童	対象者数	市内の公立小学校に通う小学5年生全員
	抽出方法	^{しつぱい} 悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月
②小学5年生保護者	対象者数	市内の公立小学校に通う小学5年生全員の保護者
	抽出方法	^{しつぱい} 悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月
③中学2年生生徒	対象者数	市内の公立中学校に通う中学2年生全員
	抽出方法	^{しつぱい} 悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月
④中学2年生保護者	対象者数	市内の公立中学校に通う中学2年生全員の保護者
	抽出方法	^{しつぱい} 悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月

■ 調査の配布・回収状況

調査種別	配布数	回収数	回収率
①小学5年生児童	1,397件	1,159件	83.0%
②小学5年生保護者	1,397件	1,161件	83.1%
③中学2年生生徒	1,248件	883件	70.8%
④中学2年生保護者	1,248件	893件	71.6%

■ 結果の見方

結果は、その設問の回答者数「n」を基数とした回答率(%)で表しています。

■ 生活状況別について

本調査では、こどもの生活状況を内閣府にて実施した、「令和3年子供の生活状況調査の分析」に倣い「等価世帯収入」により分類しています。

また、保護者票と本人票は同一の回収用封筒にて回収することでマッチングを行い、保護者票での生活状況区分に基づき、本人票も区分しています。

分析は、生活状況別の「中央値の2分の1未満」の世帯に注目し行っています。

【等価世帯収入の算定方法】

- ・年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。
(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「100万円以上」は1050万円とする。)
- ・上記の値を、同居家族の人数※¹の平方根をとったもので除す。
- ・上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する※²。

【戸田市】等価世帯収入の中央値：433.01万円、等価世帯収入の中央値の2分の1：216.51万円

【内閣府】等価世帯収入の中央値：317.54万円、等価世帯収入の中央値の2分の1：158.77万円

本調査での区分結果は以下となる。

調査種別	全体	中央値の2分の1未満	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値以上
①小学5年生児童	1,030件	86件	366件	578件
	100.0%	8.3%	35.5%	56.1%
②小学5年生保護者	1,036件	90件	405件	541件
	100.0%	8.7%	39.1%	52.2%
③中学2年生生徒	771件	67件	269件	435件
	100.0%	8.7%	34.9%	56.4%
④中学2年生保護者	779件	70件	286件	423件
	100.0%	9.0%	36.7%	54.3%
⑤合計	3,616件	313件	1,326件	1,977件
	100.0%	8.7%	36.7%	54.7%

※¹ 単身赴任中の方は人数に含めていません。

※² 全回答件数4,096件のうち、480件(11.7%)は、年間収入または同居家族の人数の情報が「不明・無回答」であったことから、分類ができませんでした。

本調査と内閣府による「令和2年度子供の生活状況調査」との比較結果は以下となる。

戸田市 子どもの実態把握調査		「令和2年度子供の生活状況調査(内閣府)」	
中央値の2分の1未満	8.7%	中央値の2分の1未満	12.9%
中央値の2分の1以上中央値未満	36.7%	中央値の2分の1以上中央値未満	36.9%
中央値以上	54.7%	中央値以上	50.2%

(1) 生活困難の状況

①支援制度の利用状況

現在利用している制度ではいずれも「就学援助」が最も高く、次いで「児童扶養手当」となっています。

支援制度を利用したことがない理由について、利用したいが、制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うからでは、小5保護者では「生活保護」が最も高く、次いで「就学援助」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」となっています。中2保護者では、「児童扶養手当」が最も高く、次いで「就学援助」、「生活保護」となっています。

「令和2年度子供の生活状況調査（内閣府）」との比較では、支援制度の利用について「就学援助」、「生活保護」、「児童扶養手当」の割合がいずれも低くなっています。

<支援制度の利用_等価世帯収入別>

		n=	現在利用している	が、以前利用していたことがない	利用したことがない	無回答
a 就学援助						
小5保護者	全体	1,161	7.4	2.6	84.0	6.0
	中央値の2分の1未満	90	52.2	4.4	33.3	10.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	8.1	4.2	81.2	6.4
	中央値以上	541	0.0	1.5	95.0	3.5
中2保護者	全体	893	10.3	3.1	79.1	7.5
	中央値の2分の1未満	70	48.6	4.3	38.6	8.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	15.7	4.9	72.7	6.6
	中央値以上	423	0.2	1.7	93.6	4.5
令和2年度子供の生活状況調査（内閣府）	全体	2,715	12.6	5.2	78.4	3.8
	中央値の2分の1未満	338	55.3	6.2	32.8	5.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	14.0	7.7	73.8	4.6
	中央値以上	1,318	0.8	3.3	93.8	2.1
b 生活保護						
小5保護者	全体	1,161	0.5	0.6	89.5	9.4
	中央値の2分の1未満	90	3.3	2.2	64.4	30.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.7	0.5	88.9	9.9
	中央値以上	541	0.0	0.6	95.6	3.9
中2保護者	全体	893	0.7	0.7	87.7	11.0
	中央値の2分の1未満	70	4.3	2.9	75.7	17.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.3	0.0	86.7	12.9
	中央値以上	423	0.0	0.5	94.8	4.7
令和2年度子供の生活状況調査（内閣府）	全体	2,715	1.0	0.7	93.2	5.2
	中央値の2分の1未満	338	5.3	2.4	81.1	11.2
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.6	1.0	91.9	6.4
	中央値以上	1,318	0.0	0.0	97.6	2.4

		n=	現在 利用 している	が、 現在 利用 してい ない こと がある	利用 した こと がない	無 回 答
c 生活困窮者の自立支援相談窓口						
小5 保護者	全体	1,161	0.1	0.9	89.7	9.3
	中央値の2分の1未満	90	1.1	6.7	61.1	31.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.0	0.5	89.9	9.6
	中央値以上	541	0.0	0.6	95.6	3.9
中2 保護者	全体	893	0.3	0.8	87.6	11.3
	中央値の2分の1未満	70	4.3	4.3	75.7	15.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.0	0.3	86.7	12.9
	中央値以上	423	0.0	0.2	94.8	5.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	0.1	0.4	93.8	5.7
	中央値の2分の1未満	338	0.9	1.5	83.7	13.9
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.0	0.5	92.7	6.8
	中央値以上	1,318	0.0	0.1	97.6	2.4
d 児童扶養手当						
小5 保護者	全体	1,161	6.0	2.5	84.4	7.1
	中央値の2分の1未満	90	33.3	6.7	42.2	17.8
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	6.7	2.0	84.2	7.2
	中央値以上	541	1.3	2.2	92.8	3.7
中2 保護者	全体	893	4.9	1.8	83.3	10.0
	中央値の2分の1未満	70	31.4	5.7	48.6	14.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	5.6	1.0	82.5	10.8
	中央値以上	423	0.5	1.9	93.4	4.3
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	11.9	2.6	81.7	3.8
	中央値の2分の1未満	338	43.5	3.6	47.0	5.9
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	12.2	3.4	79.5	4.9
	中央値以上	1,318	3.3	1.7	92.7	2.3

		n=	現在 利用 している	現 在 利 用 し て い な い が、 以 前 利 用 し た こ と が あ る	利 用 し た こ と が な い	無 回 答
e 母子家庭等就業・自立支援センター						
小5 保護者	全体	1,161	0.0	0.7	89.6	9.7
	中央値の2分の1未満	90	0.0	1.1	65.6	33.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.0	1.0	89.1	9.9
	中央値以上	541	0.0	0.6	95.4	4.1
中2 保護者	全体	893	0.2	0.3	87.6	11.9
	中央値の2分の1未満	70	2.9	1.4	75.7	20.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.0	0.0	86.7	13.3
	中央値以上	423	0.0	0.2	94.8	5.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	0.3	1.1	92.9	5.7
	中央値の2分の1未満	338	1.2	3.6	82.2	13.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.3	1.7	90.8	7.2
	中央値以上	1,318	0.0	0.2	97.4	2.4

<支援制度を利用したことがない理由_等価世帯収入別>

		n=	制度の対象外(収入等 を満たさない)だと 思うから	利用はできるが、特に 利用したいと思わなかつ たから	利用したいが、特に 知らなかったから	利用したいが、 利用しにくいから	利用したいが、手続が わからなかったり、 利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
a 就学援助									
小5 保護者	全体	975	78.2	0.9	0.2	0.8	1.6	18.3	
	中央値の2分の1未満	30	56.7	0.0	3.3	3.3	3.3	33.3	
	中央値の2分の1以上中央値未満	329	76.0	1.2	0.3	1.2	2.1	19.1	
	中央値以上	514	81.9	1.0	0.0	0.4	1.4	15.4	
中2 保護者	全体	706	77.2	1.3	0.4	0.7	2.0	18.4	
	中央値の2分の1未満	27	51.9	7.4	3.7	7.4	7.4	22.2	
	中央値の2分の1以上中央値未満	208	72.1	1.0	0.5	1.4	2.9	22.1	
	中央値以上	396	82.3	1.3	0.3	0.0	1.0	15.2	
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,129	85.7	2.0	0.6	1.2	2.2	8.4	
	中央値の2分の1未満	111	67.6	4.5	2.7	6.3	6.3	12.6	
	中央値の2分の1以上中央値未満	714	83.2	2.7	0.8	2.0	2.2	9.1	
	中央値以上	1,236	89.7	1.1	0.2	0.3	1.6	7.0	
b 生活保護									
小5 保護者	全体	1,039	78.2	0.5	0.1	0.5	1.9	18.9	
	中央値の2分の1未満	58	58.6	3.4	0.0	1.7	5.2	31.0	
	中央値の2分の1以上中央値未満	360	77.2	0.3	0.3	0.3	2.2	19.7	
	中央値以上	517	82.4	0.4	0.0	0.2	1.5	15.5	
中2 保護者	全体	783	75.5	1.4	0.1	0.4	2.4	20.2	
	中央値の2分の1未満	53	50.9	5.7	1.9	1.9	11.3	28.3	
	中央値の2分の1以上中央値未満	248	71.0	0.8	0.0	0.8	2.8	24.6	
	中央値以上	401	82.5	1.2	0.0	0.0	1.0	15.2	
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,531	86.0	1.0	0.1	0.4	3.4	9.1	
	中央値の2分の1未満	274	73.4	2.9	0.4	1.1	10.6	11.7	
	中央値の2分の1以上中央値未満	889	85.2	1.1	0.0	0.4	4.0	9.2	
	中央値以上	1,287	90.5	0.3	0.2	0.1	1.4	7.5	
c 生活困窮者の自立支援相談窓口									
小5 保護者	全体	1,041	77.3	0.9	0.3	0.5	2.3	18.7	
	中央値の2分の1未満	55	54.5	5.5	3.6	1.8	7.3	27.3	
	中央値の2分の1以上中央値未満	364	76.1	0.8	0.3	0.3	3.0	19.5	
	中央値以上	517	82.0	0.6	0.0	0.2	1.5	15.7	
中2 保護者	全体	782	74.3	1.8	0.6	0.6	2.2	20.5	
	中央値の2分の1未満	53	45.3	9.4	3.8	5.7	5.7	30.2	
	中央値の2分の1以上中央値未満	248	69.0	1.2	0.8	0.8	3.2	25.0	
	中央値以上	401	82.3	1.5	0.0	0.0	1.0	15.2	
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,546	83.5	1.6	0.9	0.8	3.8	9.5	
	中央値の2分の1未満	283	65.0	4.9	3.9	4.6	9.9	11.7	
	中央値の2分の1以上中央値未満	896	81.4	1.9	0.9	0.8	4.8	10.3	
	中央値以上	1,286	90.2	0.4	0.2	0.1	1.6	7.5	

		n=	制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思っから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までの支援制度を知らなかったから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
d 児童扶養手当								
小5 保護者	全体	980	78.3	0.3	0.1	0.5	1.9	18.9
	中央値の2分の1未満	38	47.4	0.0	0.0	5.3	7.9	39.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	341	77.1	0.3	0.3	0.6	2.3	19.4
	中央値以上	502	82.5	0.4	0.0	0.0	1.6	15.5
中2 保護者	全体	744	76.1	1.2	0.0	0.4	2.0	20.3
	中央値の2分の1未満	34	55.9	2.9	0.0	5.9	8.8	26.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	236	71.2	0.8	0.0	0.4	2.5	25.0
	中央値以上	395	82.0	1.5	0.0	0.0	1.0	15.4
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,219	86.9	0.6	0.3	0.5	2.7	9.1
	中央値の2分の1未満	159	74.8	0.0	1.3	2.5	8.8	12.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	769	85.2	1.0	0.5	0.4	3.4	9.5
	中央値以上	1,222	90.4	0.2	0.0	0.2	1.4	7.7
e 母子家庭等就業・自立支援センター								
小5 保護者	全体	1,040	75.8	1.3	0.4	1.0	2.3	19.2
	中央値の2分の1未満	59	47.5	6.8	5.1	5.1	5.1	30.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	361	74.0	1.4	0.3	0.8	3.3	20.2
	中央値以上	516	81.4	1.0	0.0	0.4	1.6	15.7
中2 保護者	全体	782	73.8	2.2	0.5	0.6	2.2	20.7
	中央値の2分の1未満	53	43.4	5.7	5.7	5.7	7.5	32.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	248	68.5	2.4	0.4	0.8	3.2	24.6
	中央値以上	401	82.0	1.5	0.0	0.0	1.0	15.5
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,521	81.0	3.1	0.8	1.5	5.0	8.5
	中央値の2分の1未満	278	52.5	11.9	4.3	7.9	13.3	10.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	878	79.5	3.4	0.6	1.4	6.5	8.7
	中央値以上	1,284	89.5	0.8	0.2	0.2	2.2	7.2

②不安定な雇用

母親の雇用形態について、いずれも「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が最も高くなっています。一方で父親については、小5保護者では「正社員・正規職員・会社役員」が最も高く、中2保護者では「自営業」が最も高くなっています。

「令和2年度子供の生活状況調査(内閣府)」との比較では、母親の雇用形態については、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高くなっており、父親の雇用形態については、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が小5保護者では高く、中2保護者では低くなっています。

<母親の雇用形態 等価世帯収入別>

		n=	正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	自営業	(働いていない専業主婦/主夫を含む)	わからない	いない	無回答
小5保護者	全体	1,161	30.0	5.1	41.3	6.3	15.8	0.2	0.1	1.4
	中央値の2分の1未満	90	17.8	6.7	51.1	12.2	11.1	0.0	0.0	1.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	22.5	3.2	51.1	6.7	15.1	0.2	0.0	1.2
	中央値以上	541	39.9	6.5	31.1	5.4	16.5	0.2	0.0	0.6
中2保護者	全体	893	26.5	5.2	48.9	5.3	11.1	0.2	0.4	2.4
	中央値の2分の1未満	70	21.4	5.7	50.0	10.0	10.0	0.0	1.4	1.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	21.3	4.2	55.6	6.6	10.1	0.0	0.3	1.7
	中央値以上	423	32.9	5.9	43.3	4.7	11.6	0.0	0.5	1.2
令和2年度子供の生活状況調査(内閣府)	全体	2,715	27.4	6.4	42.8	6.4	14.6	0.7		1.6
	中央値の2分の1未満	338	16.9	8.9	48.2	9.8	12.4	0.6		3.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	22.2	6.1	49.1	6.5	13.1	0.8		2.1
	中央値以上	1,318	34.0	6.1	37.4	5.2	15.9	0.5		0.8

<父親の雇用形態 等価世帯収入別>

		n=	正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	自営業	(働いていない専業主婦/主夫を含む)	わからない	いない	無回答
小5保護者	全体	1,161	83.3	0.9	0.9	9.3	0.2	0.4	1.2	3.7
	中央値の2分の1未満	90	43.3	2.2	3.3	23.3	0.0	3.3	6.7	17.8
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	83.0	1.0	1.0	9.9	0.2	0.2	0.5	4.2
	中央値以上	541	90.6	0.4	0.7	6.8	0.2	0.2	0.7	0.4
中2保護者	全体	893	79.4	0.9	0.9	11.2	0.8	0.7	1.2	4.9
	中央値の2分の1未満	70	30.0	1.4	0.0	31.4	5.7	4.3	10.0	17.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	75.2	1.7	2.1	14.7	0.3	0.3	1.4	4.2
	中央値以上	423	91.3	0.5	0.0	6.4	0.5	0.2	0.0	1.2
令和2年度子供の生活状況調査(内閣府)	全体	2,715	78.1	1.6	0.7	9.8	1.1	3.2		5.5
	中央値の2分の1未満	338	36.7	2.7	2.1	16.6	5.0	13.3		23.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	77.4	3.1	1.1	10.2	1.0	3.2		3.9
	中央値以上	1,318	90.4	0.2	0.1	7.4	0.3	0.5		1.2

③経済的困窮

過去1年の間に必要とする食料、衣服が買えなかったことについて、「まったくなかった」が最も高く、次いで「ときどきあった」「まれにあった」となっています。

過去1年の間に費用を支払えなかったことについて、「あてはまるものはない」が最も高く、次いで「電気料金」「水道料金」「ガス料金」となっています。

<必要とする食料が買えなかったこと_等価世帯収入別>

		n=	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	無回答
小5 保護者	全体	1,161	0.9	3.7	3.9	90.5	0.9
	中央値の2分の1未満	90	8.9	16.7	14.4	60.0	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.7	4.2	6.2	88.9	0.0
	中央値以上	541	0.0	0.7	1.3	97.8	0.2
中2 保護者	全体	893	0.8	5.3	4.4	88.1	1.5
	中央値の2分の1未満	70	5.7	22.9	14.3	57.1	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.3	7.0	6.3	86.4	0.0
	中央値以上	423	0.0	1.2	1.2	97.6	0.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	1.7	2.7	6.9	87.8	0.9
	中央値の2分の1未満	338	8.3	10.1	19.2	62.1	0.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	1.8	3.6	9.6	84.8	0.2
	中央値以上	1,318	0.1	0.3	1.5	98.0	0.2

<必要とする衣服が買えなかったこと_等価世帯収入別>

		n=	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	無回答
小5 保護者	全体	1,161	0.9	3.7	3.9	90.5	0.9
	中央値の2分の1未満	90	8.9	16.7	14.4	60.0	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.7	4.2	6.2	88.9	0.0
	中央値以上	541	0.0	0.7	1.3	97.8	0.2
中2 保護者	全体	893	0.8	5.3	4.4	88.1	1.5
	中央値の2分の1未満	70	5.7	22.9	14.3	57.1	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.3	7.0	6.3	86.4	0.0
	中央値以上	423	0.0	1.2	1.2	97.6	0.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	1.7	2.7	6.9	87.8	0.9
	中央値の2分の1未満	338	8.3	10.1	19.2	62.1	0.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	1.8	3.6	9.6	84.8	0.2
	中央値以上	1,318	0.1	0.3	1.5	98.0	0.2

<過去1年の間に費用を払えなかったこと_等価世帯収入別>

		n=	電気料金	ガス料金	水道料金	あてはまるものはない	無回答
小5 保護者	全体	1,161	2.3	2.1	2.5	90.1	3.1
	中央値の2分の1未満	90	14.3	9.8	11.6	60.7	3.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	1.9	1.9	2.9	90.4	2.9
	中央値以上	541	0.5	0.9	0.9	96.0	1.6
中2 保護者	全体	893	2.5	1.7	2.7	92.9	0.0
	中央値の2分の1未満	70	15.7	10.0	14.3	75.7	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	1.7	1.4	3.1	94.8	0.0
	中央値以上	423	0.9	0.2	0.5	96.9	0.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	3.8	3.5	3.7		94.3
	中央値の2分の1未満	338	14.5	14.2	12.4		79.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	4.3	3.9	4.6		92.9
	中央値以上	1,318	0.7	0.4	0.8		99.1

④困難の連鎖

進学希望について、「令和2年度子供の生活状況調査（内閣府）」との比較では、「大学・大学院」の中央値の2分の1未満の割合が27.8%となっています。一方、小5児童では計：22.1%（大学+大学院）、中2生徒では計：32.9%（大学+大学院）となっています。

暮らしの状況について、小5保護者では、「苦しい」が最も高く、次いで「ふつう」、「大変苦しい」となっています。また、中2保護者では、「ふつう」が最も高く、次いで「苦しい」、「大変苦しい」となっています。

<進学希望 等価世帯収入別>

	n=	中学	高等学校	専門学校	高等専門学校	短大	大学	大学院	その他	わからない	無回答	
小5児童	全体	1,159	1.3	11.4	13.3	0.3	2.8	34.5	4.7	0.4	29.7	1.6
	中央値の2分の1未満	86	1.2	19.8	24.4	1.2	3.5	20.9	1.2	0.0	26.7	1.2
	中央値の2分の1以上中央値未満	366	1.6	14.5	15.8	0.3	1.9	30.3	3.3	0.3	30.1	1.9
	中央値以上	578	1.4	8.1	10.6	0.2	3.1	38.9	6.4	0.3	30.1	0.9
中2生徒	全体	883	0.2	10.3	9.5	0.2	3.3	48.6	3.3	0.5	22.1	2.0
	中央値の2分の1未満	67	1.5	22.4	14.9	0.0	4.5	29.9	3.0	3.0	19.4	1.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	269	0.0	13.8	11.9	0.0	4.5	42.0	3.0	0.7	22.3	1.9
	中央値以上	435	0.2	6.2	6.9	0.5	2.3	56.6	3.4	0.0	21.8	2.1
令和2年度内閣府子供の生活状況調査	全体	2,715	0.3	14.8		16.3		49.7			18.2	0.7
	中央値の2分の1未満	338	1.2	32.5		17.2		27.8			20.7	0.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.1	18.7		21.4		37.7			21.2	0.8
	中央値以上	1,318	0.2	7.7		12.3		63.9			15.4	0.6

<暮らしの状況別 等価世帯収入別>

	n=	大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答	
小5保護者	全体	1,161	1.8	16.6	60.5	17.2	3.1	0.8
	中央値の2分の1未満	90	0.0	6.7	36.7	42.2	14.4	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.5	6.9	64.2	24.7	3.5	0.2
	中央値以上	541	3.3	26.8	61.2	7.8	0.7	0.2
中2保護者	全体	893	1.2	12.3	61.7	18.8	4.4	1.6
	中央値の2分の1未満	70	0.0	1.4	38.6	35.7	24.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	1.0	3.1	62.9	27.6	5.2	0.0
	中央値以上	423	1.9	21.0	64.8	10.6	1.2	0.5
令和2年度内閣府子供の生活状況調査	全体	2,715	1.5	14.0	58.5	19.7	5.6	0.7
	中央値の2分の1未満	338	0.3	2.7	39.6	37.3	19.5	0.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.2	3.6	58.9	30.3	6.3	0.6
	中央値以上	1,318	2.7	24.8	63.1	7.3	1.7	0.5

(2) ヤングケアラーの状況

①ヤングケアラーの認識

ヤングケアラーの認知度について、全体でみると「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も高く、全体の約7割となっています。

世話をしている家族の有無について、全体でみるといずれも「いない」が高くなっています。一方、「いる」は、全体の約1割となっており、一定数のこどもが家族のお世話をしている結果となっています。

世話をしている家族について、全体でみるといずれも「きょうだい」が最も高くなっています。

ヤングケアラーと思われるこどもが世話をしている家族について、全体でみるといずれも「きょうだい」が最も高く、次いで「母親」「父親」となっています。

<ヤングケアラーの認知度 等価世帯収入別>

		n=	聞いたことがあり、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 よく知らない	聞いたことはない	無回答
小5 保護者	全体	1,161	74.7	10.8	13.4	1.2
	中央値の2分の1未満	90	63.3	7.8	27.8	1.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	71.4	13.6	14.3	0.7
	中央値以上	541	80.2	8.9	10.4	0.6
中2 保護者	全体	893	75.6	12.7	10.8	1.0
	中央値の2分の1未満	70	51.4	21.4	25.7	1.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	73.1	15.4	10.8	0.7
	中央値以上	423	82.3	9.9	7.6	0.2

<世話をしている家族の有無 等価世帯収入別>

		n=	いる	いない	無回答
小5 児童	全体	1,159	14.4	83.0	2.6
	中央値の2分の1未満	86	14.0	83.7	2.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	366	15.6	81.1	3.3
	中央値以上	578	13.8	84.4	1.7
中2 生徒	全体	883	7.7	89.7	2.6
	中央値の2分の1未満	67	23.9	74.6	1.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	269	7.1	90.7	2.2
	中央値以上	435	5.5	92.0	2.5

<世話をしている家族_等価世帯収入別>

		n=	母親 (お母さん)	父親 (お父さん)	祖母 (おばあさん)	祖父 (おじいさん)	きょうだい	その他	無回答
小5 児童	全体	167	38.3	28.1	19.8	15.0	72.5	13.2	3.0
	中央値の2分の1未満	12	66.7	41.7	41.7	33.3	83.3	8.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	57	43.9	31.6	15.8	14.0	80.7	10.5	3.5
	中央値以上	80	33.8	27.5	20.0	15.0	63.8	17.5	3.8
中2 生徒	全体	68	33.8	32.4	11.8	10.3	67.6	7.4	1.5
	中央値の2分の1未満	16	50.0	43.8	6.3	6.3	68.8	6.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	19	31.6	36.8	5.3	15.8	73.7	5.3	0.0
	中央値以上	24	25.0	25.0	20.8	8.3	70.8	8.3	4.2

②支援に必要な取組

支援に必要な取組について、小5保護者を全体でみると「学校に相談窓口があること」が最も高くなっており、中2保護者を全体でみると「電話・メール・SNSでの相談が可能であること」が最も高くなっています。

支援で必要なことについて、小5保護者を全体でみると「経済的な支援」が最も高く、次いで「メール・LINE等による相談」「家事の援助」「お世話を一時的に代わってくれる人」となっており、中2保護者を全体でみると「メール・LINE等による相談」が最も高くなっており、次いで「経済的な支援」「家事の援助」となっています。

<ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりに必要なこと_等価世帯収入別>

		n=	用「ヤングケアラー」専門	学校に相談窓口があること	市役所に相談窓口があること	「学校」や「市役所」以外の専門機関に相談窓口があること	対面での相談が可能であること	電話・メール・SNSでの相談が可能であること
小5保護者	全体	1,161	40.1	48.6	19.1	14.1	12.8	42.1
	中央値の2分の1未満	90	43.3	44.4	15.6	14.4	12.2	35.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	41.7	44.9	18.3	14.3	13.1	42.5
	中央値以上	541	38.4	53.0	21.1	14.0	13.7	44.0
中2保護者	全体	893	41.2	45.0	21.7	13.7	12.2	48.3
	中央値の2分の1未満	70	38.6	34.3	22.9	15.7	14.3	44.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	44.1	44.8	20.6	12.2	9.1	49.3
	中央値以上	423	41.8	48.0	22.5	14.7	13.2	51.1
		2が4可能間でいあつてこもと相談	断相基準する際の手順や判断	に相談がどうかよくなか支	支「ヤングケアラー」条	その他	特にあてはまるものは	無回答
小5保護者	全体	33.6	35.9	33.6	17.5	4.7	4.6	8.2
	中央値の2分の1未満	32.2	28.9	31.1	22.2	2.2	10.0	6.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	36.5	32.6	35.6	20.2	5.9	6.4	7.7
	中央値以上	30.7	39.9	32.9	16.1	4.3	2.6	6.3
中2保護者	全体	32.9	33.9	34.9	15.2	4.1	2.8	10.4
	中央値の2分の1未満	24.3	21.4	28.6	14.3	2.9	4.3	11.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	37.4	36.4	36.4	15.7	2.8	3.1	10.1
	中央値以上	32.4	35.7	35.2	15.4	5.0	1.9	8.7

<ヤングケアラーに対する支援で必要なこと 等価世帯収入別>

		n=	電話相談	自宅訪問による相談	メール・LINE等による相談	何でも相談できる窓口	いろいろな制度に詳しい職員	家事の援助
小5 保護者	全体	1,161	33.3	36.2	47.3	42.3	35.4	43.8
	中央値の2分の1未満	90	32.2	31.1	41.1	37.8	24.4	33.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	32.8	37.5	46.4	42.7	34.6	43.2
	中央値以上	541	33.8	37.5	49.0	41.4	39.2	47.3
中2 保護者	全体	893	33.9	34.7	55.2	43.2	31.8	44.2
	中央値の2分の1未満	70	34.3	38.6	45.7	40.0	25.7	38.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	31.5	32.5	56.3	45.5	31.5	42.0
	中央値以上	423	37.1	38.3	60.0	45.4	34.5	46.3
		お世話してくれる人	お世話をしながら働く職場環境	自分がお世話をできなかった後に代わりにお世話する人の確保	お世話をしている人同士の交流	お世話をすることに對する周りの人の理解	自分の話を聞いてくれる人	困っているときの声かけ・励まし
小5 保護者	全体	43.8	23.7	24.8	19.3	27.0	40.5	22.4
	中央値の2分の1未満	30.0	31.1	18.9	14.4	24.4	35.6	24.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	44.4	25.7	25.9	20.2	31.6	41.7	23.0
	中央値以上	45.7	20.5	25.7	20.5	25.0	40.7	21.6
中2 保護者	全体	43.3	23.6	26.0	21.1	29.7	41.0	24.3
	中央値の2分の1未満	31.4	22.9	20.0	18.6	24.3	34.3	17.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	42.0	26.6	28.0	21.7	31.1	37.8	21.0
	中央値以上	47.3	22.9	27.0	22.0	32.4	45.6	28.8
		期お入所話(シヨイ)が必要ト人のテ短	緊か急つてもれ安ん心場し所て預	近おに利用がで必要なサーが身	お世話が必要な人が入	経済的な支援	その他	無回答
小5 保護者	全体	35.9	40.6	40.9	38.3	50.9	3.1	4.1
	中央値の2分の1未満	30.0	47.8	40.0	30.0	51.1	0.0	4.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	34.8	41.2	39.5	36.0	50.1	4.2	3.0
	中央値以上	37.0	39.0	43.3	41.4	52.1	3.1	3.1
中2 保護者	全体	35.9	37.4	39.3	39.3	53.8	2.7	4.3
	中央値の2分の1未満	27.1	32.9	31.4	25.7	54.3	4.3	5.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	34.6	37.1	39.9	37.4	54.5	1.7	4.2
	中央値以上	40.9	39.5	41.6	44.7	55.8	2.4	1.9

7 「若者の生活や意識における調査」結果の概要

■ 目的

「こども計画」策定にあたり、本市における少子化対策を講ずる上で、今の若い世代が考える結婚観や出産育児に向けた将来設計などについて、どのような課題が生じているのか把握するため、「若者の生活や意識における調査」を実施しました。

■ 調査時期と調査方法

◇調査時期：令和6年6月3日（月）～令和6年6月16日（日）

◇調査方法：戸田市内に在住の18歳から39歳までの方で、婚姻の有無にかかわらず、無作為に抽出し、Webにて実施

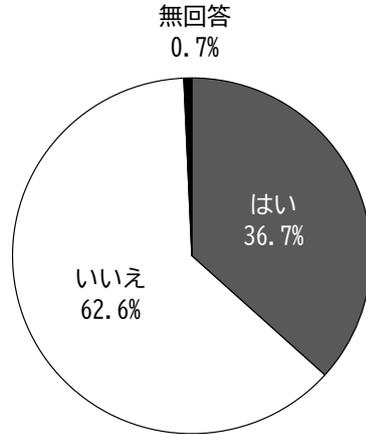
■ 配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
若者の生活や意識 における調査	1,000件	198件	19.8%

(1) 結婚観について

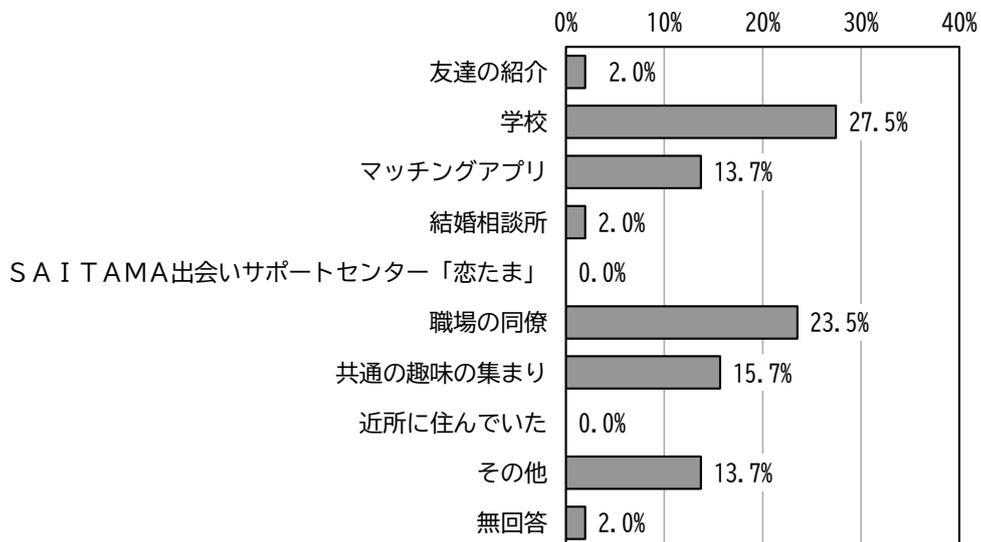
①交際しているパートナー（独身の方のみ回答）

現在、交際しているパートナーはいるかについては、「はい」が36.7%に対し、「いいえ」が62.6%となっています。



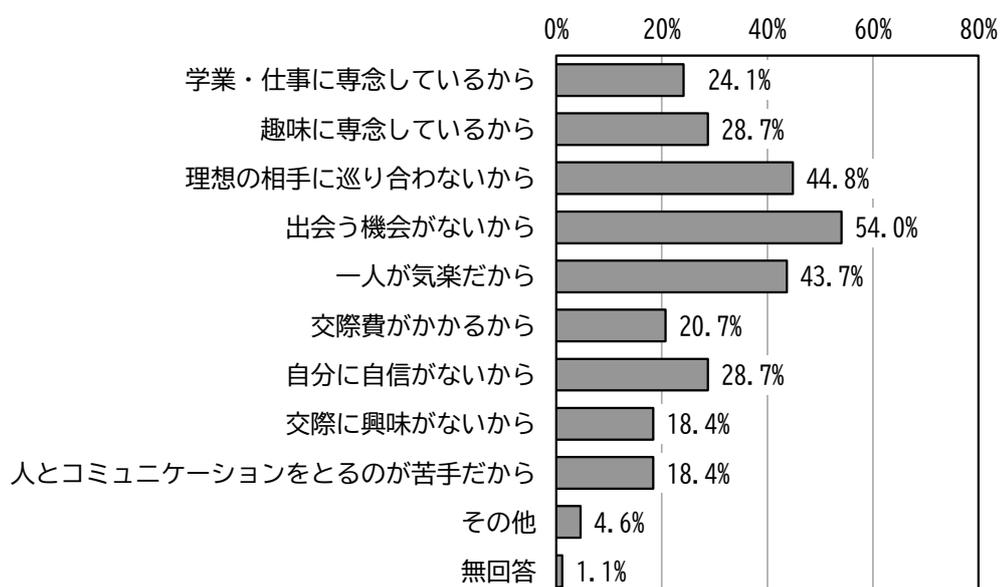
②交際しているパートナーとの出会い（①で「はい」を選択した方のみ回答）

「学校」が27.5%と最も多く、次いで、「職場の同僚」が23.5%、「共通の趣味の集まり」が15.7%となっています。



③交際していない理由（①で「いいえ」を選択した方のみ回答）

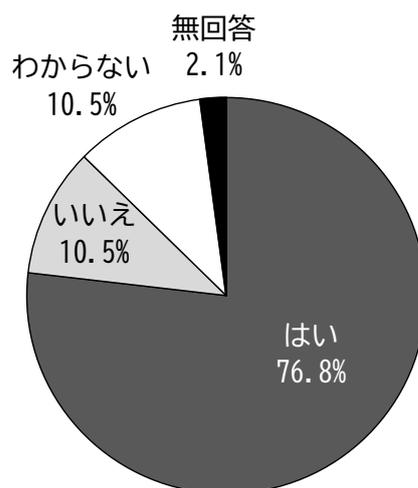
「出会う機会がないから」が54.0%と最も多く、次いで、「理想の相手に巡り合わないから」が44.8%、「一人が気楽だから」が43.7%となっています。



(2) 子育てについて

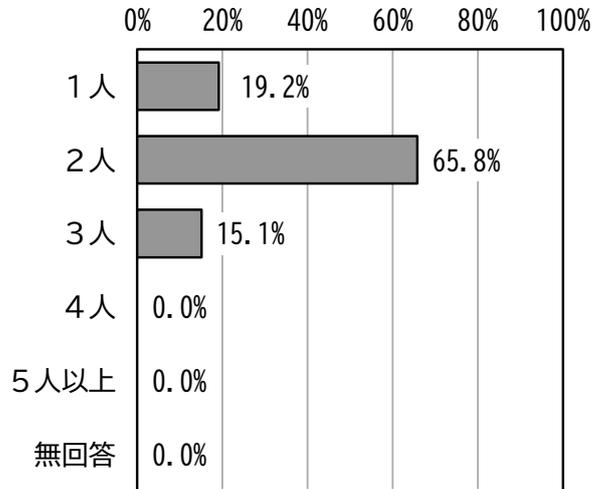
①子どもが欲しいかについて

「はい」が76.8%と最も多く、次いで、「いいえ」、「わからない」がともに10.5%となっています。



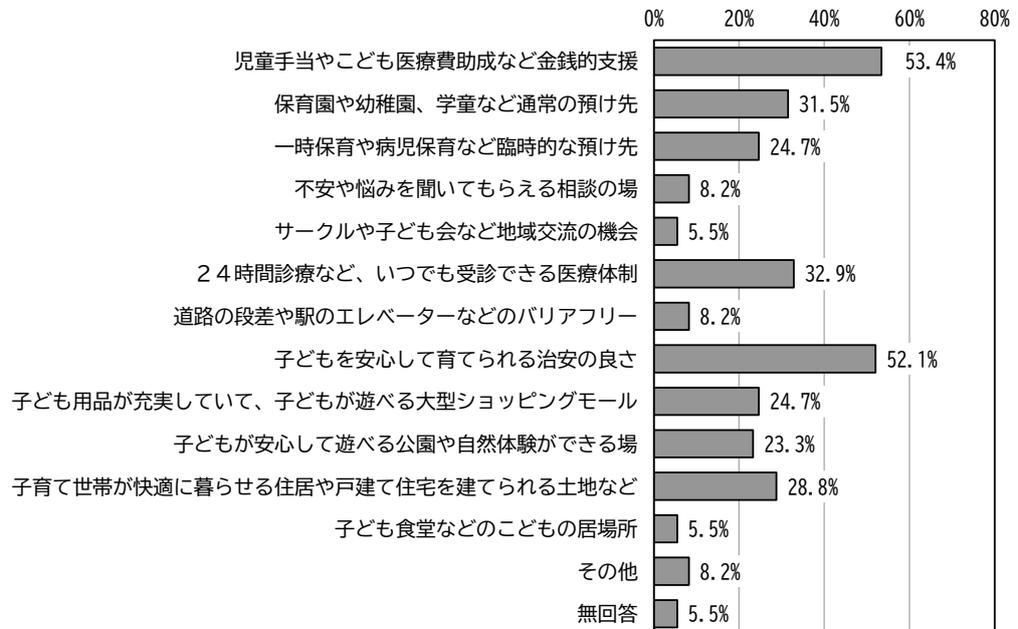
②理想の子どもの人数

「2人」が65.8%と最も多く、次いで、「1人」が19.2%、「3人」が15.1%となっています。



③子どもを産み育てる環境として戸田市で不足していると感じること

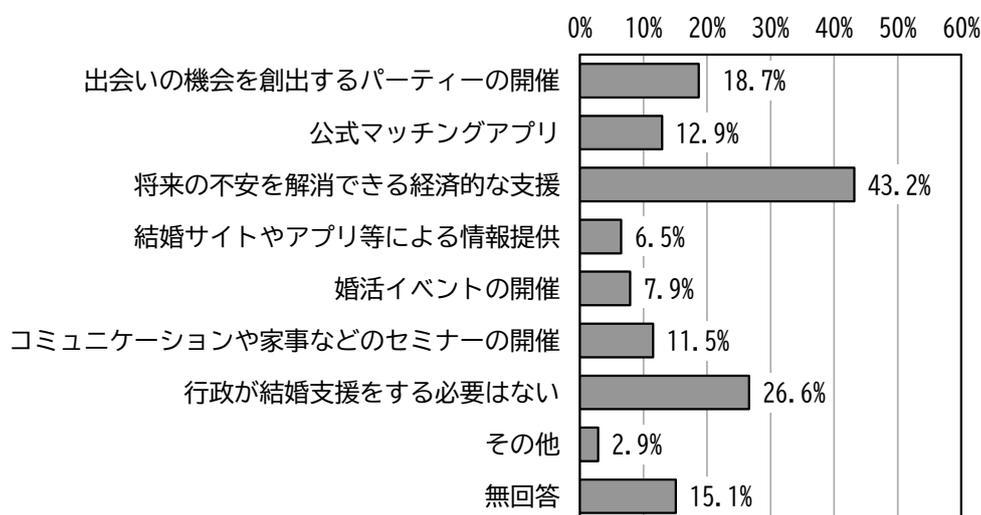
戸田市で不足していると感じることについては、「児童手当やこども医療費助成など金銭的支援」が53.4%と最も多く、次いで、「子どもを安心して育てられる治安の良さ」が52.1%、「24時間診療など、いつでも受診できる医療体制」が32.9%となっています。



(3) 結婚支援について

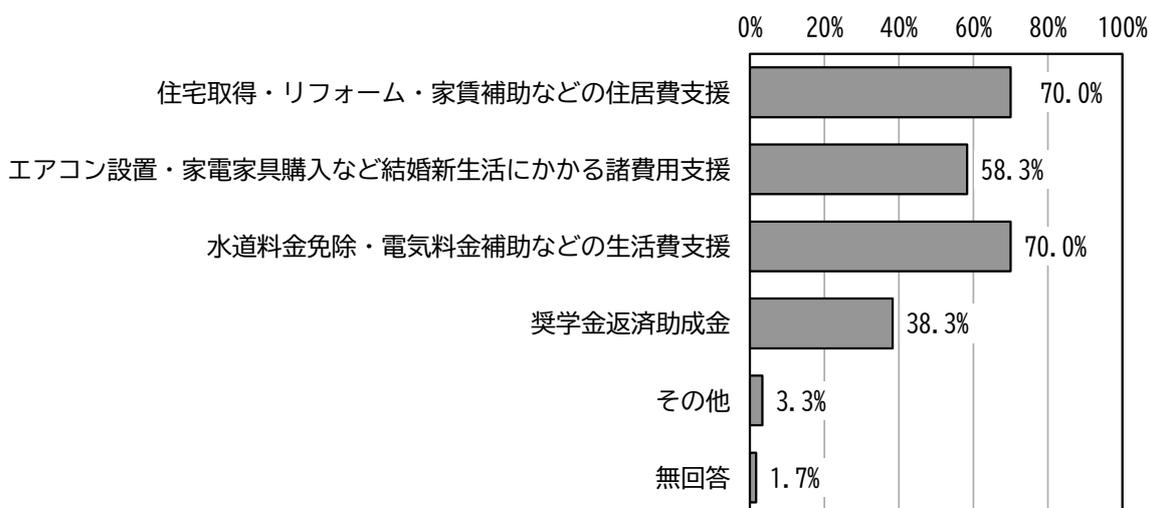
①どのような結婚支援があれば活用したいか

「将来の不安を解消できる経済的な支援」が 43.2%と最も多く、次いで、「行政が結婚支援をする必要はない」が 26.6%、「出会いの機会を創出するパーティーの開催」が 18.7%となっています。



②具体的にどのような経済的な支援があれば活用したいと思うか (①で「将来の不安を解消できる経済的な支援」を選択した方のみ回答)

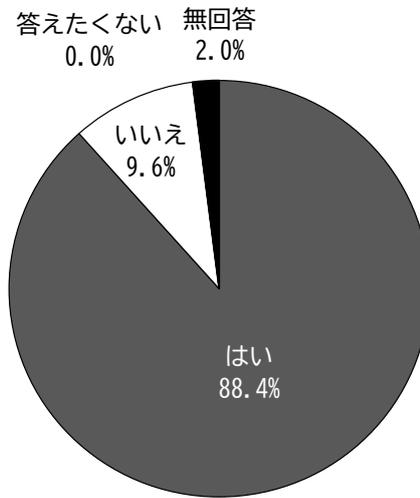
「住宅取得・リフォーム・家賃補助などの住居費支援」、「水道料金免除・電気料金補助などの生活費支援」がともに 70.0%と最も多く、次いで、「エアコン設置・家電家具購入など結婚新生活にかかる諸費用支援」が 58.3%となっています。



(4) 就労について

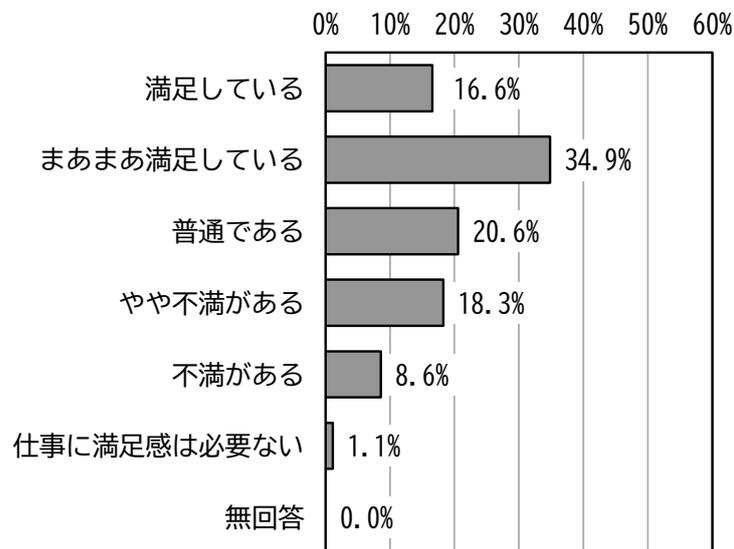
①就労の有無

「はい」が88.4%に対し、「いいえ」が9.6%となっています。

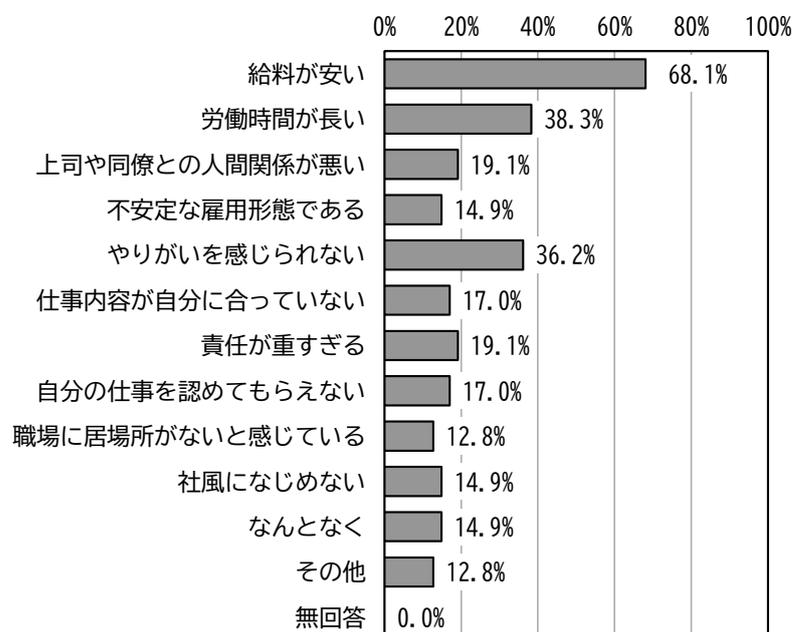


②現在の仕事に満足しているか (①で「はい」を選択した方のみ回答)

「満足している(16.6%)」、「まあまあ満足している(34.9%)」を合わせた『満足している(計)』が51.5%に対し、「やや不満がある(18.3%)」、「不満がある(8.6%)」を合わせた『不満がある(計)』が26.9%となっています。また、「普通である」が20.6%、「仕事に満足感はない」が1.1%となっています。

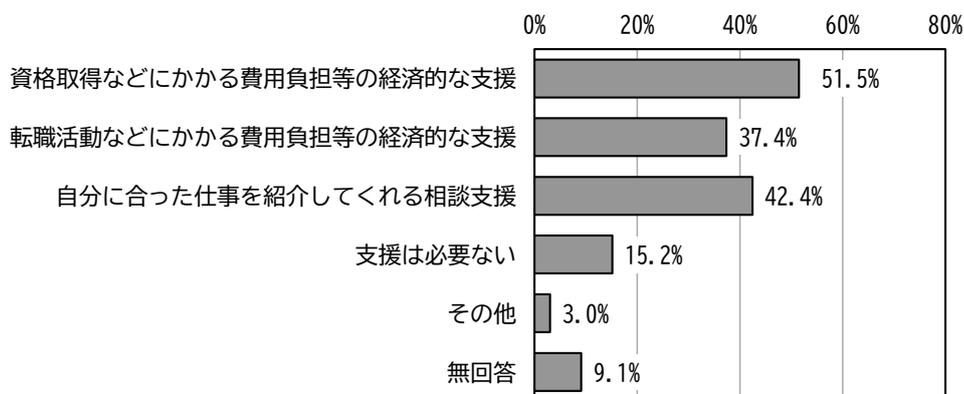


③不満を感じる理由（②で「やや不満がある」「不満がある」を選択した方のみ回答）
 「給料が安い」が68.1%と最も多く、次いで、「労働時間が長い」が38.3%、「やりがいを感じられない」が36.2%となっています。



④就労のための支援（①で「いいえ」「答えたくない」を選択した方のみ回答）

理想とする仕事に就くためにはどういった支援があるとよいかについては、「資格取得などにかかる費用負担等の経済的な支援」が51.5%と最も多く、次いで、「自分に合った仕事を紹介してくれる相談支援」が42.4%、「転職活動などにかかる費用負担等の経済的な支援」が37.4%となっています。



8 第二期計画における取組状況

第二期計画においては、こども・子育て支援の主要課題として、以下の事例を挙げました。

主要課題	取組み
(1) 子育て支援の充実	①安心して楽しく子育てができる環境の整備 ②子育て支援関連施策における連携体制、児童虐待防止へ向けた相談支援体制及び専門性の強化

- ①妊娠・出産前後の女性に対する支援の拡大と子育て支援アプリの導入、出産・子育て応給付金事業、こども医療の対象拡大、養育費の保証促進補助金の新設
- ②子ども・子育て支援事業の充実、こども家庭センターの設置

主要課題	取組み
(2) 乳幼児期の教育・保育の充実	①多面的な保育の推進、量から質への転換 ②幼保小の連携強化

- ①公立・私立保育所等の保育士の専門性を高める各種研修会の実施（年10回）
地域の子育て家庭や、配慮を必要とする家庭への支援の拡充
公立保育園の園長経験者や看護師等による定期的な巡回相談等を実施
特別支援保育巡回相談の公開保育の実施
保育の質・魅力向上プロジェクト会議において、保育の質向上等を協議し、協働で取組を実践
- ②学校教諭と保育士の情報交換会の実施
学校教諭の保育園見学、保育士の学校授業見学の実施
5歳児クラスと小学校在校生との交流会の実施
学校教諭を招き、小学校との連携に関する研修会や、園児向けの英語体験教育を実施

主要課題	取組み
(3) 児童・青少年の育成環境の充実	①児童・青少年が安全・安心に過ごせる居場所や活動環境の充実 ②体験学習・異年齢交流の場の確保・提供 ③家庭・地域・学校・行政が各役割のもと、相互連携を図る

- ①②こどもの居場所サイトや、ネットワーク構築などこどもの居場所事業の拡大
区域ごとの需要に応じた学童保育施設の増設（5カ所）を含む定員拡大
（R2 2,078人 ⇒ R5 2,301人）
- ③『戸田市地域で子育て支援を推進する条例』の制定

9 第二期計画の達成状況

第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画に関連する事業の総数は73事業でした。

各事業の評価を見ると、「順調に実施している（100%）」は89.0%、「やや順調に実施している（80%）」は9.6%となっています。また、「順調に実施している（100%）」、「やや順調に実施している（80%）」を合計すると98.6%と、事業は概ね順調に実施できているといえます。尚、「順調ではない（30%以下）」が1事業（「地域での相談事業」）ありますが、新たに「地域子育て相談機関の設置及び連携」として記載する予定です。

個別事業では、これまでと同様、現在も保育士が不足していることから、今後は、保育士の確保と定着化を図るとともに、保育の質の維持・向上を図っていく必要があります。また、幼稚園、保育園と小学校との連携については、学校教諭と保育士等の情報交換会及び在校生と園児の交流会等を実施しているものの、更に連携強化をしていくことが求められています。

さらに、こども・若者に対して地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場の提供や有害情報の排除、巡回パトロール活動などの充実がより一層求められます。こうした課題を解決していくために、家庭・学校・地域・行政それぞれが連携・協働して取り組むことが必要です。

	事業数	構成比
順調に実施している (100%)	65	89.0%
やや順調に実施している (80%)	7	9.6%
あまり順調ではない (50%)	0	0%
順調ではない (30%以下)	1	1.4%
合計	73	100.0%

※廃止事業1事業

10 こども計画に向けた主要課題

(1) 国の動向、社会の状況、統計データなどから

課題1 少子化、晩婚化などへの対策

婚姻数や出生数が減少する中、結婚・出産の希望が叶えられない大きな理由として、仕事の問題、経済的事情、適当な相手にめぐり合わないことなどが挙げられています。

課題2 社会問題化しているこどもの犯罪被害、虐待、自殺などへの対策

インターネット利用の低年齢化が進み、こどもの犯罪被害が社会問題となっています。また、児童虐待相談件数、こどもの自殺者数も全国的に増加傾向にあります。

課題3 こども基本法の理念の実現

こども基本法が施行され、法の基本理念にのっとり、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務となりました。

(2) アンケート調査等の結果から

課題4 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」を望む保護者が5割弱います。

課題5 悩みごと等への支援

悩みや困りごとについては、「勉強や成績のこと」、「将来のこと」が多くなっています。また、悩みや困りごとがあったときの相談相手について、「相談しない」こどもが約2割います。

課題6 こどもの居場所・遊び場の確保・充実

8割以上のこどもが、戸田市内で実施しているこどもの居場所について、「どこでやっているか分からない」、「利用していない」と回答しています。

課題7 生活困難世帯に対する支援制度利用の促進

調査結果から、中央値2分の1未満の方の約半数は、就学援助等の支援制度を利用しているが、制度によって認知されていない制度や手続き、利用しにくいからの理由で利用されていない制度があるため、今後制度及び対象条件や内容等について啓発していくことが求められます。

課題8 ヤングケアラーへの支援に必要な取組

ヤングケアラー専用の相談窓口や家事支援の整備を強化し、家族や本人が必要な時に手軽に相談できる環境づくりや、小学生、中学生を含むヤングケアラーとその家族が利用しやすい支援サービスを提供することが求められています。

課題9 結婚を希望する人への支援

約6割の人が、現在、交際しているパートナーがいないと回答しており、交際していない理由については、約5割の人が「出会う機会がないから」と回答しています。

課題10 こどもの居場所の認知度の向上

アンケートの結果や「戸田市子ども会リーダー研修会」での話し合いにおいて、こどもの居場所の認知度が低いという意見があったため、こどもの居場所サイトやネットワークを通じた周知が必要です。

(3) 戸田市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の事業実績から

課題11 こども・子育て支援について

現在も保育士が不足していることから、保育士の確保と定着化を図るとともに、保育の質の維持・向上を図っていく必要があります。

課題12 学校との連携づくり

幼稚園、保育園と小学校との連携については、更なる連携強化が求められています。

課題13 こども・若者の育成支援

こども・若者に対して地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場の提供などの充実がより一層求められています。

第1部 総論

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域でつくるこどもが輝くまち とだ

本市においては、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」において、「子育て支援の充実」、「乳幼児期の教育・保育の充実」、「児童・青少年の育成環境の充実」の3つを主要課題として掲げ、取り組んでまいりました。

しかしながら、現在の社会情勢をみると、少子化・晩婚化、社会問題化しているこどもの虐待・犯罪被害、ヤングケアラー対策、こどもの居場所の確保・充実など、こども・子育てを取り巻くさまざまな諸課題に対する取り組みが必要な状況です。

また、少子高齢化や核家族化が進む現在、子育てやそこから発生する様々な問題の解決には、全世代、地域で子育て世代を支えていく必要があります。

こうした状況から、本計画では、令和5年4月施行の「こども基本法」や令和5年12月施行の「こども大綱」もとに、本市の「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を踏まえ、基本理念は、「地域でつくるこどもが輝くまち とだ」とします。

2 基本目標

基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、社会の課題を自らのものとして考え、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲を持って将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

基本目標2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

こどもの「居場所」とは、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものです。そうしたこどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童センター、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

基本目標3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援や家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を推進します。また、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援を行います。さらに、性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実

児童虐待はあらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を受け止め、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握するとともに、地域のネットワークと一体となって児童虐待予防の取組を強化していきます。

基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進していきます。

また、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪などからの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策等を進めます。

基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する「こどもまんなか社会づくり」を推進します。これに伴い、妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する配慮に関する理解・協力の促進など、様々な取組を通じて、こどもや子育て当事者を支える気運を醸成していきます。

基本目標8 結婚・出産の希望実現

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、支援の充実を図ります。

また、不妊症や不育症、出生前診断など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

基本目標9 「子育て」と「子育て」の支援

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、特別な配慮を必要とするこども（外国籍などの様々な文化を背景に持つこども、障がいのあるこども、医療的ケア児など）を含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

基本目標10 未来を切り拓くこども・若者の応援

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながらキャリアの早い段階から職業経験を積んで、その後キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自立に向けた支援を行います。

基本目標11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、地域における身近なおとなや若者など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

基本目標12 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

家族が協力して子育てをし、仕事と子育ての両立ができるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方に対応した保育サービスの充実等、子育て家庭への支援に努めるとともに、リーフレットやチラシ等を活用しながら市内企業等への啓発に努めます。

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域全体で支援する社会づくりに向け、共働き・共育てを推進します。

3 施策の体系

基本目標		施策の方向	対象時期
I ライフステージを通じた施策			
1	こどもの権利擁護、意見の反映	(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり (2) こども等が意見を表明する機会の確保	共通
2	居場所づくり、社会的活動の参画支援	(1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援 (2) 戸田市放課後児童対策プランの推進 (3) 社会形成への参画支援	
3	親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援	(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 (2) 医療的な配慮が必要な児童への支援	
4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	(1) 「こどもの貧困」対策の推進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	
5	児童虐待防止・社会的養育の充実	(1) こどもを虐待から守る地域づくり (2) 社会的養育の充実	
6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	(1) こども・若者の自殺対策 (2) インターネット対策の推進 (3) 青少年の健全育成	
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	(1) こどもまんなか社会づくりの推進 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実 (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実	
II ライフステージ別の施策			
8	結婚・出産の希望実現	(1) 結婚を望む人への支援	青年期
		(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	妊娠期
9	「子育て」と「子育て」の支援	(1) 質の高い幼児教育・保育の充実	乳幼児期
		(2) 子育て・生活の支援	乳幼児期 学童期
		(3) 学校教育の充実	
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	(1) 若者の職業的自立、就労等支援	青年期
III 子育て当事者への支援に関する施策			
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	(1) 分野横断的な支援人材の育成 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	/
12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進	(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成 (2) 共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進	

第2部 各論

第1章

施策の展開

第1章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

事業名	事業内容	担当課
戸田市地域で子育て支援を推進する条例の推進	地域社会で、市、地域住民などそれぞれが役割を担い、こどもたちが元気に自分らしく成長することができるよう、地域で一体となって子育てを応援する	子育て支援課

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

こども基本法に則り、こども等とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、こども等が社会の課題を自らのものとして考えることができるよう、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会が確保されるよう取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
こども版パブリック・コメント	こどもの意見表明を通じ、こどもが地域に愛着を育み、社会の一員として自己実現を図る	子育て支援課

基本目標2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援

こどもの「居場所」は、こどもが遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものです。国により示されたこどもの居場所づくりに関する指針に則り、こどもの居場所づくりを計画的に取り組むとともに、戸田市社会福祉協議会と連携し、戸田市こどもの居場所ネットワークを側面から支援及び情報の提供等を行い、市内のこどもの居場所づくりを推進していきます。そうしたこどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに居場所となっている公園や公民館などについても、よりよいものとなるよう取り組みます。

また、学校の校庭をはじめ、公共施設の有効活用ができるよう体制を整備します。

事業名	事業内容	担当課
こどもの居場所づくり	すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、学びや、多様な体験活動外遊びなどの機会の提供	子育て支援課 親子健やか室 児童青少年課 みどり公園課 生涯学習課
遊び場開放事業	戸田市立小学校校庭を学校教育に支障のない範囲で利用し、幼児及び児童の遊び場の確保を図ることを目的として「遊び場開放」を実施	文化スポーツ課

(2) 戸田市放課後児童対策プランの推進

時代を担うすべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後を実現するため、「戸田市放課後児童対策プラン」を策定し、放課後事業を推進します。

戸田市放課後児童対策プラン

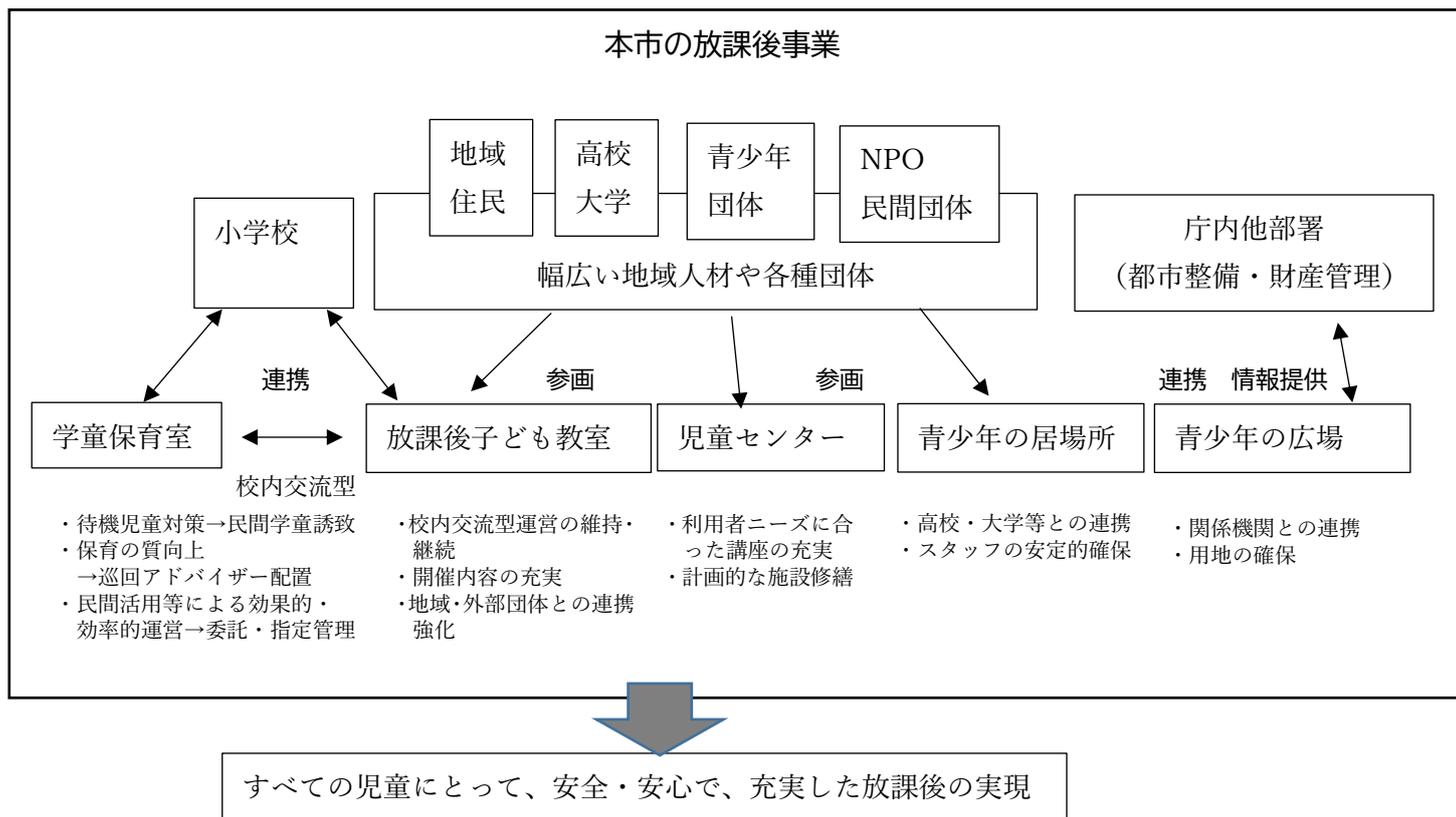
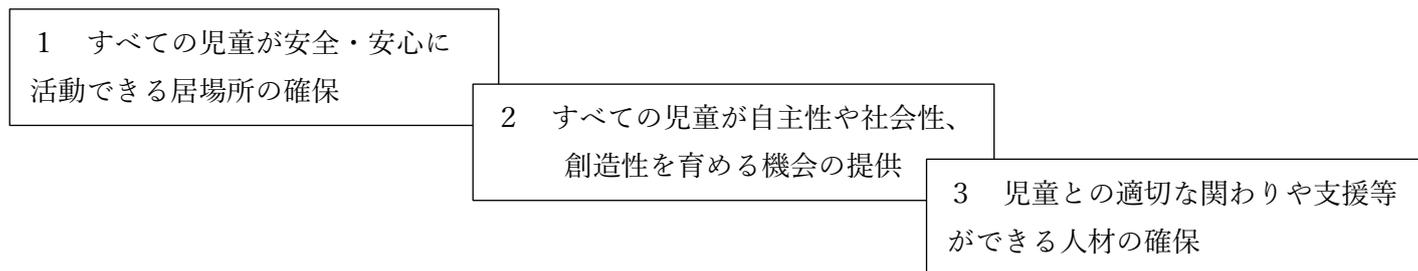
1 戸田市放課後児童対策プランの策定の趣旨

共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育てるためには、すべてのこども達が放課後を安全・安心に過ごし、自主性や社会性、創造性を身に付けられるよう、多様な体験・活動ができる環境（居場所）を整備すること、また、こどもたちの健やかな成長を支える人材を確保することが必要です。

本市においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、すべてのこどもたちにとって、安全・安心で充実した放課後を実現するため、前計画の「戸田市放課後子どもアクションプラン」を継承し、戸田市こども計画の一部として「戸田市放課後児童対策プラン」を定めます。

<戸田市の放課後児童対策のイメージ図>

～安全・安心な放課後を実現するための三つの柱～



※校内交流型・・・学童保育室と放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるもの。従来の「一体型」に該当する。

2 本市の放課後事業の現状と今後の方向性

本市の放課後事業を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の方針により安全、安心で充実した放課後を実現するための取り組みを進めていくこととします。

<基本方針>

- 1 すべての児童が安全・安心に活動できる居場所の確保
- 2 すべての児童が自主性や社会性、創造性を育める機会の提供
- 3 児童との適切な関わりや支援等ができる人材の確保

<本市の放課後事業>

① 学童保育室（放課後児童クラブ）

○現状

本市の学童保育室は、令和7年度において、52室（公設公営21室 公設民営1室、委託2室、指定管理2室、民営26室）が開設しています。近年、共働き家庭やひとり親家庭等が増加傾向の中、本市の学童保育室においても入室児童数、施設数ともに増え続けており、学童保育室に対するニーズの増加、多様化が見られます。

○課題

待機児童対策として民間学童保育室の誘致により受け入れ枠を拡充するよう取り組んできましたが、現在も地区により待機児童が生じており、今後も一定の待機児童が見込まれます。

また、多様化するニーズに応えられるよう、配慮を要する児童への適切な保育やよりよい放課後を実現するため、保育内容の充実や職員の質の向上のほか、効率的で効果的なサービスの提供が求められています。その一方で、学童保育の現場では慢性的な人手不足が起きています。

○対策

待機児童対策としては、確保量については「戸田市こども計画」において示した量の見込み、確保提供量を基本とし、直近の年度の需要に合わせて対応します。なお、待機児童が生じる見込みの場合は、小学校校舎の工事の際に公立学童保育室の定員を増やすよう改築することや、必要に応じて民間学童保育室の誘致の検討を行います。

多様化するニーズへの対応や充実した放課後を実現するためには、学童保育室の設備整備の実施、運営の改善を行い、育成支援等に関する専門的知識等を有するアドバイザーを配置し、学童保育室への巡回による助言・指導等の支援を行い、学童保育の質の向上に取り組みます。

人員不足については、現場では限られた人員を最適に配置し、より効果的なサービスを提供するため、公立学童保育室の運営について委託や指定管理等の運営手法の導入を検討いたします。

② 放課後子ども教室

○現状

本市の放課後子ども教室はすべての小学生を対象に、小学校の教室、体育館等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得て「校内交流型」（従来の「一体型」に該当）で実施しています。コロナ禍では全小学校で放課後子ども教室がいったん中止となりましたが、令和6年度に12校中10校で再開しました。

○課題

小学校によっては児童数の増加に伴う学級数の増などにより、利用できる教室も減少していることから、放課後子ども教室の開催場所の確保が難しい状況となっております。

スタッフ不足により事業実施が困難な小学校もあり、今後、児童が安全に活動できる体制を整えていくためには、新たな人材の確保とスタッフの高齢化に対する世代交代も必要です。さらに、多くの児童が参加したくなるような内容の充実も求められています。

○対策

放課後子ども教室を引き続き「校内交流型」で運営するために、学童保育室、教育委員会や各小学校との連携を強化し、適宜協議・調整することで、児童の活動場所の確保に努めます。また、学童保育室で登録受け付けを実施し、放課後子ども教室との連携を高めます。

スタッフについては広く募集し、ボランティアスタッフを確保します。内容の充実については、各小学校で好評な遊びを共有し、開催内容の平準化や充実に取り組むとともに、スタッフ向け研修などの充実にも併せて取り組みます。以上により、今後も学校施設を活用し、小学校全校で放課後子ども教室を継続して実施できるように努めます。

なお、具体的な事業目標値などは別途、戸田市放課後子ども教室運営委員会にて審議、決定いたします。

③ その他事業

○現状

児童センターは児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、本市では「こどもの国」と「プリムローズ」の2か所があり、多くのこどもたちの活動拠点・交流の場となっています。「青少年の居場所」は、公共施設を開放し、遊びやスポーツ、勉強などの居場所を提供しており、現在、7か所の公共施設で実施しています。「青少年の広場」は、フットサルやバスケットなどのボール遊びのほか、多目的に利用できる施設であり、現在「本町青少年の広場」、「中町青少年の広場」及び「新曽青少年の広場」の3か所があります。

○課題

児童センター及び「青少年の広場」は、引き続き利用者ニーズに沿った運営と、適切な維持管理が必要であり、「青少年の居場所」は、ボランティアスタッフの安定的な確保が急務となっています。

○対策

こどもたちが安全・安心に過ごせるよう、施設については維持管理・修繕を計画的に行います。特に、令和6年度で31年を経過したプリムローズについては、老朽化が進んでいるため、令和9年度から大規模改修を実施する予定です。

また、こども・若者の見守りや健全育成のためのボランティアを募り、ともに活動する支援者を発掘、育成します。

事業名	事業内容	担当課
戸田市放課後児童対策プランの推進	「戸田市放課後児童対策プラン」に基づき、放課後児童対策を推進	児童青少年課

(3) 社会形成への参画支援

地域において各団体が青少年健全育成事業を実施しています。また、こども・若者に対し、地域で多様な社会体験、多世代と交流できる環境が必要です。こども・若者を取り巻く様々な問題を解決し、こどもたちが適切な居場所を確保できるよう、家庭・学校・地域・行政、それぞれが連携・協働して取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
青少年団体の活動支援	地域で誰もが参加でき、多様な体験学習・異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援	児童青少年課
青少年健全育成事業	青少年の健全育成と非行防止のための活動の充実を図り、青少年が社会的に自立した個人として成長するよう支援	児童青少年課
関係機関や地域との連携・協働の促進	家庭・学校・地域・行政、それぞれが責任を果たしながら、関係機関や地域の方々との連携・協働を促進	児童青少年課

基本目標3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援や家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながるができるよう、切れ目のない支援体制を推進します。また、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援を行います。さらに、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

①妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するために、妊婦全員に面接を実施し、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成などの制度を活用できるよう支援します。

②乳幼児の支援

1) 疾病予防

各年齢の健康面、口腔面や発育発達の状況の確認、養育面での問題を早期に発見し、早期の治療や支援につなげていくため、健康診査や未受診児対応を実施します。また、適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう情報提供を行います。

2) 乳幼児健康相談・支援の充実

親が子育てに関する情報を積極的に入手でき、子育てに悩んだとき相談できるよう、気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

3) 「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期から安定した生活リズムの中で、適切な食事のとりかたや望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性を育むための取り組みを進めます。

4) 事故等の防止対策の充実

こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群(SIDS)・乳幼児揺さぶられ症候群の予防に努めます。

事業名	事業内容	担当課
プレコンセプションケアの推進	将来の妊娠やからだの変化に備えた、健康に関する正しい知識の普及啓発	福祉保健センター 親子健やか室
妊婦健康診査事業	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため健康診査を実施	親子健やか室
妊婦保健指導	電話・面接・訪問等による妊娠中から産後の育児まで必要な支援の提供	親子健やか室
産前産後支援ヘルプサービス	妊産婦のいる家庭に家事・育児を支援するヘルパーを派遣	子育て支援課
産後ケア事業	産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、心身のケアや育児相談などの支援を「居宅訪問型」、「通所型」、「短期入所型」の種別で実施	親子健やか室
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	産婦と赤ちゃんの健康の確認と子育て支援のために、助産師・保健師等による家庭訪問を実施	親子健やか室
子育て相談ルーム	妊娠中や産後の心配事、就学前までの児の健康、子育ての悩み等に母子保健コーディネーターが、来所・オンライン面談で相談を実施	親子健やか室
乳幼児健診	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4か月児・1歳児・1歳8か月児・2歳6か月児歯科健診・3歳6か月児・5歳児発達健診などを実施	親子健やか室
乳幼児保健指導	乳幼児の健康、子育てなどについて、面接や電話等で必要な支援を提供	親子健やか室
乳幼児歯科保健指導	むし歯予防、歯みがきの方法、フッ化物歯面塗布を健診や依頼事業等で歯科衛生士が実施	親子健やか室
発達相談	発達の問題について、専門職による発達検査や相談の実施	親子健やか室
栄養相談	管理栄養士等による栄養や食生活の相談を実施	親子健やか室
予防接種事業	・五種混合・麻しん、風しんなどの定期予防接種及び接種勧奨の実施 ・予防接種スケジュール管理システムの運営管理	福祉保健センター

事業名	事業内容	担当課
食育	家庭との連携の下、食に関する生活習慣の援助を保育計画に基づき実施するとともに、個々の状況に合わせた食事の提供のほか、様々な食材や食文化に触れる機会をもち、楽しい食事の提供を実施	保育幼稚園課
乳幼児揺さぶられ症候群の予防	乳幼児揺さぶられ症候群発症の危険性とその予防対策について、保護者に情報提供	親子健やか室
事故防止等についての知識の普及	乳幼児健診や相談の場において、事故防止・乳幼児突然死症候群の知識の普及・啓発	親子健やか室

(2) 医療的な配慮が必要な児童への支援

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、家庭保育が困難な児童やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
病児・病後児保育事業	満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童で病気又は病気回復期のため、安静の確保に配慮が必要で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育が困難な時期、児童を専門施設で一時的に保育	保育幼稚園課
乳幼児保健指導（再掲）	乳幼児の健康、子育てなどについて、面接や電話等で必要な支援を提供	親子健やか室
特別支援保育（障がい児保育）	特別支援保育（医療的ケア児の保育を含む）の環境の整備及び専門的な研修の実施	保育幼稚園課

基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1) 「こどもの貧困」対策の推進

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実、自立に向けた学習支援を実施	親子健やか室 生活支援課
子どもの学習支援事業補助金事業	ひとり親家庭等の中3・高3のこどもに対し、大学や模擬試験の受験料を補助	親子健やか室
子どもの第三の居場所事業	生活や学習等の環境に困難を抱える児童・生徒を対象に、学習支援、生活習慣の指導などを実施	親子健やか室
公営住宅等の情報提供	公営住宅等の情報提供を実施	建築住宅課
自立相談支援事業 (生活自立相談センター)	主に生活困窮世帯を対象に個々の状況に応じて、自立に向けた段階的な就労支援を行います。	生活支援課
ふるさとハローワークでの職業相談事業	ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	経済戦略室

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいきます。

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当事業	ひとり親家庭または父母に一定の障がいがある方で、18歳の年度末までの子(障がいのある子については20歳未満)を養育している方を対象に手当を支給	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
遺児手当事業	生計維持者を亡くし、18歳の年度末までの子を養育している方を対象に手当を支給	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成（所得制限有り）	子育て支援課
ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成事業	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成（限度額あり）	親子健やか室
ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業	賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成（限度額あり）	親子健やか室
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取り組みを支援	親子健やか室
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために1年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付	親子健やか室
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその子を対象に、高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金を支給	親子健やか室
ふるさとハローワークでの職業相談事業（再掲）	ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	経済戦略室
母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援の実施	親子健やか室
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親が、疾病等により一時的に家事・育児に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣	親子健やか室
子どもの学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実、自立に向けた学習支援を実施	親子健やか室 生活支援課
子どもの学習支援事業補助金事業（再掲）	ひとり親家庭等の中3・高3のこどもに対し、大学や模擬試験の受験料を補助	親子健やか室

事業名	事業内容	担当課
養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業	養育費に関する公正証書等を作成する際の費用を補助	親子健やか室
養育費の保証促進補助金事業	養育費保証契約を締結する際の保証料を補助（限度額あり）	親子健やか室
母子生活支援施設への入所支援	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応	親子健やか室

(3) 障がいなどのあるこどもへの支援

障がいのあるこども、発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援していきます。

事業名	事業内容	担当課
こどもの発達支援巡回事業	市内保育所等への巡回相談の中で、より丁寧な療育的支援・家族支援が必要と判断された児童を対象として支援を実施	障害福祉課
特別支援保育（障がい児保育）（再掲）	特別支援保育（医療的ケア児の保育を含む）の環境の整備及び専門的な研修の実施	保育幼稚園課
発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援内容・指導方法の改善	就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた支援・指導の充実を図るため、一人ひとりの実態に応じた適切な個別の教育支援計画・指導計画の作成	教育政策室
保育所、幼稚園等への児童観察指導	保育所、幼稚園等からの要請により乳幼児、児童の発達等について観察、把握を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施	保育幼稚園課

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことがあります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

事業名	事業内容	担当課
ヤングケアラーへの支援	高齢、障がい、疾病等により援助を必要とする家族、友人、身近な人を無償で介護、看護、世話等を行っている18歳未満のこどもがいる家庭への支援	親子健やか室
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等の不安・負担を抱える家庭に対し、支援員を派遣	親子健やか室
こども家庭相談事業 (こども家庭相談センター)	ヤングケアラーに関する相談を実施	親子健やか室

(5) ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。また、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な主体が連携することで、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。

事業名	事業内容	担当課
こころの健康相談	若者を含む、こころの不調や不安を抱える方、ひきこもり状態にある方や、その家族などからの相談に応じる。	福祉保健センター
就学・教育相談	不登校児童生徒支援として小学校「ぱれっとルーム」、中学校「きゃんばすルーム」、教育センター「すてっぷ」、オンライン教育支援センター「room-K」など多様な学びの場を設置しているほか、小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、身近な相談体制を整えている。	教育政策室

基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) こどもを虐待から守る地域づくり

児童虐待は、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズを把握するとともに、こども家庭センターや学校、保育園、幼稚園など関係機関同士が連携し継続的に支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会における虐待の早期発見の徹底や子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、早期発見体制の充実を図ります。さらに、こども家庭センターなど子育てに関わる施設等の職員が研修等を受講し、虐待対応における専門性の強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センターを中心とした支援	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置し、あらゆる関係機関・事業と連携し支援を実施	親子健やか室
要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施	親子健やか室
関係機関との連携・支援	保育所、幼稚園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察等の関係機関と連携し支援	親子健やか室
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	児童虐待防止に関する広報及び啓発活動	親子健やか室
虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報	親子健やか室
要保護・要支援家庭の把握	乳幼児健康診査（未受診者含む）や乳児家庭全戸訪問事業などの事業や関係機関を通じて、要保護・要支援家庭を把握	親子健やか室
子育て短期支援事業	保護者の疾病等、家庭において一時的にこどもの養育が困難になった場合に宿泊を伴ってこどもを預かる（ショートステイ） 保護者が就業等で帰宅が遅くなり、こどもの夜間の養育が困難な場合に施設でこどもを預かる（トワイライトステイ）	親子健やか室
養育支援訪問事業	特に支援が必要な家庭に対し、専門的な助言指導を実施	親子健やか室

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	家事・育児等の不安・負担を抱える家庭に対し、 支援員を派遣	親子健やか室
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みを抱えた保護 者等に対し、ペアレント・トレーニングを実施	親子健やか室
児童保護体制	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連 携の下、児童福祉施設等へ保護	親子健やか室

(2) 社会的養育の充実

児童相談所と連携して、里親制度の普及・啓発による里親の支援を実施します。また、母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設を活用するなどして、地域の中で社会的養育が行えるような支援体制を充実させます。

事業名	事業内容	担当課
里親制度の普及	児童相談所との連携による里親制度の広報活動 の充実と児童の受入れ体制の拡大	親子健やか室
母子生活支援施設への 入所支援(再掲)	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する 必要がある配偶者のいない女子とその児童につ いて、母子生活支援施設への入所対応	親子健やか室

基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
自殺対策事業	ゲートキーパー研修、駅頭啓発活動などの啓発、ストレスマネジメントに関する講座等の実施 こころの健康相談等による個別支援の実施	福祉保健センター 親子健やか室 教育政策室

(2) インターネット対策の推進

こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった問題も起きていることを踏まえ、インターネットを正しく活用する能力の向上のための啓発や、専門的な相談体制の整備などの各種施策を講じていきます。

事業名	事業内容	担当課
インターネット上の誹謗中傷等の防止	戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例における取組の推進、誹謗中傷等の防止へ向けた周知啓発	くらし安心課

(3) 青少年の健全育成

青少年の健やかな成長を願うとともに、非行のない明るい社会を目指すために関係行政機関、団体と連携を図る取り組みを推進します。

事業名	事業内容	担当課
青少年健全育成事業 (再掲)	青少年の健全育成と非行防止のための活動の充実を図り、青少年が社会的に自立した個人として成長するよう支援	児童青少年課

基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) こどもまんなか社会づくりの推進

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、こどもや子育て当事者を社会全体で支援していきます。

事業名	事業内容	担当課
保育コンシェルジュ事業	教育・保育サービスに関する相談を実施。情報の提供や利用の支援を図るとともに、保育士等からの相談も併せて実施	保育幼稚園課
一時預かり事業（保育所型、地域密着型）	一時保育（緊急、非定型、リフレッシュ）の需要増加に対応するため、実施箇所の拡大	子育て支援課 保育幼稚園課
既設保育所の定員拡充	保育所入所申込数等の状況により定員の拡充	保育幼稚園課
休日保育事業	日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応	保育幼稚園課
子育て支援員の活用	市で認定した子育て支援員が市内の保育施設やイベントの託児等で活動するための活動先の案内・マッチング	子育て支援課 保育幼稚園課 児童青少年課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となって行う育児の相互援助活動	子育て支援課
専門的な相談支援の情報提供及び連携（一部再掲）	法律相談や家庭児童相談、DV相談など、専門的な見地からの支援が必要となった場合に利用できる相談窓口を適切に案内し、連携を図りながら継続的な支援を実施 ・法律相談（くらし安心課） ・DV相談（くらし安心課） ・家庭児童相談（親子健やか室） ・乳幼児健康相談（親子健やか室） ・教育相談（教育政策室）	くらし安心課 親子健やか室 教育政策室

(2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する支援を必要とする人に必要な支援が行き届くように、相談しやすい体制づくりをしていくとともに、必要な人に、必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、こども・子育てに関する情報を提供します。

事業名	事業内容	担当課
保育コンシェルジュ事業 (再掲)	教育・保育サービスに関する相談を実施。情報の提供や利用の支援を図るとともに、保育士等からの相談も併せて実施	保育幼稚園課
保育所の育児相談事業	保育所の保育士による相談の実施、相談事業の周知	保育幼稚園課
子育て支援情報の提供	市広報・ホームページ、SNS、PR紙などによる子育て関連情報案内の充実	子育て支援課 保育幼稚園課 児童青少年課 親子健やか室
こども家庭相談事業 (こども家庭相談センター) (再掲)	・子育ての悩み、育児不安など児童に関する相談を実施 ・家庭訪問相談の体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を密にし、要支援家庭への相談・支援機能の強化・充実	親子健やか室
こどもに関する相談	こどもの発達や育児相談等の各種相談を実施。関係機関との連携により、迅速に対応できる体制の整備	親子健やか室
地域子育て相談機関	保育所等の子育て支援の施設や場所においてすべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関の整備	親子健やか室 児童青少年課 子育て支援課 保育幼稚園課

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV)など、男女共同参画に関わる様々な悩みや問題の解決に必要な相談支援を実施します。

事業名	事業内容	担当課
女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談	女性の自立支援や男女の様々な悩みの相談支援事業の実施。DVの相談支援と関係機関の連携を実施	福祉保健センター(あいべり) くらし安心課 ※DV関連

基本目標8 結婚・出産の希望実現

(1) 結婚を望む人への支援

出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携の支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
男女の出会いづくり支援	結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を創出するための支援	子育て支援課

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
不妊治療費等の助成	県が実施する不妊相談の周知、早期不妊検査・不育症検査費、不妊治療費の助成を実施	親子健やか室

基本目標9 「子育て」と「子育て」の支援

(1) 質の高い幼児教育・保育の充実

保育士の確保と定着化を図るとともに、保育の質の維持・向上を図っていく必要があります。地域や家庭の環境に関わらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。また、親、若い世代、こどもたちが主体的に育ちあい、子育てに取り組む「共育ち」の概念を浸透させ、より良い豊かな育ちを目指します。

事業名	事業内容	担当課
保育士の確保と定着化	保育士の確保と定着化を図るため、経済的支援や就職面接会等を実施	保育幼稚園課
保育の専門的研修の実施	保育士の専門性を高めるため、実践的な研修を実施するほか、「共育ち」の理念を学び、実践力を養成	保育幼稚園課
指導監査・巡回相談の実施	保育の質の向上のため、専門職による各保育所等への指導監査や巡回相談を実施	保育幼稚園課
保育所等との協働	市内の保育関係者等と、保育の質や魅力の向上等を協議し、実効性ある取組を実施	保育幼稚園課
幼保小の切れ目ない支援	幼稚園や保育施設から小学校の生活にスムーズに移行できるよう、保育園等の保育施設や幼稚園と市、市教育委員会、その他の地域の関係団体等の連携強化	教育政策室 保育幼稚園課

(2) 子育て・生活の支援

仕事と子育ての両立や住居の確保など、様々な困難を抱えていることの多いひとり親家庭をはじめとして、生活が困難な状況にあるすべての世帯のこども達が、健やかに成長する環境を整備し、教育の支援及び進学促進、生活の支援等、多方面にわたったこどもへの支援を総合的に推進します。

事業名	事業内容	担当課
住居に関する支援 (再掲)	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と賃貸契約する際の債務保証制度の保証料を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進、及び公営住宅等の情報提供の実施	親子健やか室 建築住宅課
情報提供の充実 (一部再掲)	ひとり親支援に関する各種制度をはじめとし、その他子育て支援制度全般や養育費の取決め等に関する事など、ひとり親家庭等の支援に寄与するための情報提供の実施	親子健やか室
遺児手当支給事業	死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給	子育て支援課
就学援助事業	子の戸田市立小・中学校への通学について、経済的な理由により就学困難と認められる世帯へ、学用品費、給食費、林間学校及び修学旅行費などの費用の一部を援助	学 務 課

(3) 学校教育の充実

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、グローバル化や情報化が進み、加速度的に変化していく社会において生きる力を育むことができるよう、日本型教育のよさも踏まえながら、先進的な取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
学校教育の充実	戸田市教育振興計画に基づき、加速度的に変化していく社会において「生きる力」を育むための先進的な取組を推進	教育政策室

基本目標10 未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、就労等支援

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図るほか、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自立に向けた支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
ふるさとハローワークでの職業相談事業（再掲）	ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	経済戦略室
国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供	国・県・公共職業安定所等と連携し、就職全般に関する情報収集及び提供	経済戦略室
就労支援・再就職等のための講座の開催	就労を支援する各種講座等を開催し、就職や再就職等に向けた支援の実施	経済戦略室

基本目標11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(1) 分野横断的な支援人材の育成

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーなど、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めていきます。

また、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
特別支援学級等の教職員研修	特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した支援・指導の工夫ができるよう研修を実施	教育政策室
保育の専門的研修の実施 (再掲)	保育士の専門性を高めるため、実践的な研修を実施するほか、「共育ち」の理念を学び、実践力を養成	保育幼稚園課

(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。また、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
青少年団体の活動支援 (再掲)	地域で誰もが参加でき、多様な体験学習・異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援	児童青少年課
保育所でのボランティア事業	高齢者や学生等のボランティア活動により、園児の保育を支援	保育幼稚園課

基本目標12 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
育児休業制度等の普及・定着	・ 広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、育児休業制度の周知・啓発と、特に男性の育児休業制度取得向上に向けた広報の強化 ・ 各種助成制度の事業所への周知・啓発	協働推進課 経済戦略室
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知	男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の周知・啓発	子育て支援課 親子健やか室 協働推進課 経済戦略室 福祉保健センター（あいパル）

(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

また、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を後押ししていきます。

事業名	事業内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知（再掲）	男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の周知・啓発	子育て支援課 親子健やか室 協働推進課 経済戦略室 福祉保健センター（あいパル）
パパママ教室	夫婦共同で子育てをする意識の啓発	親子健やか室
男女共同参画の学習機会の提供及び啓発	ジェンダー平等、男女共同参画等の講座や啓発の実施	協働推進課 福祉保健センター（あいパル）

第2部 各論

第2章

子ども・子育て支援事業の充実

第2章 子ども・子育て支援事業の充実

1 子ども・子育て支援制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の充実」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、こどもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤社会全体による費用負担
 - ・消費税率や社会保険料の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行

※こども家庭庁資料を基に作成

(2) 子ども・子育て支援給付

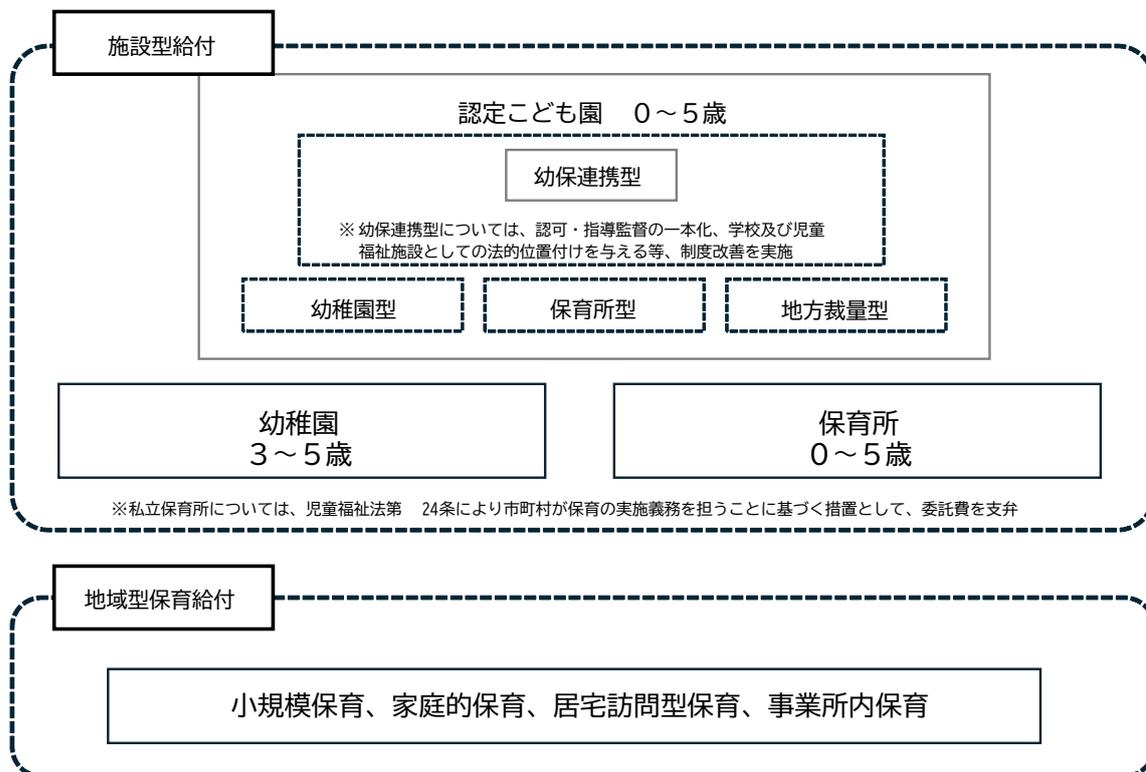
①こどものための教育・保育給付

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のあるこどもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

図表2-1-1 こどものための教育・保育給付



■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

図表2-1-2 地域型保育事業

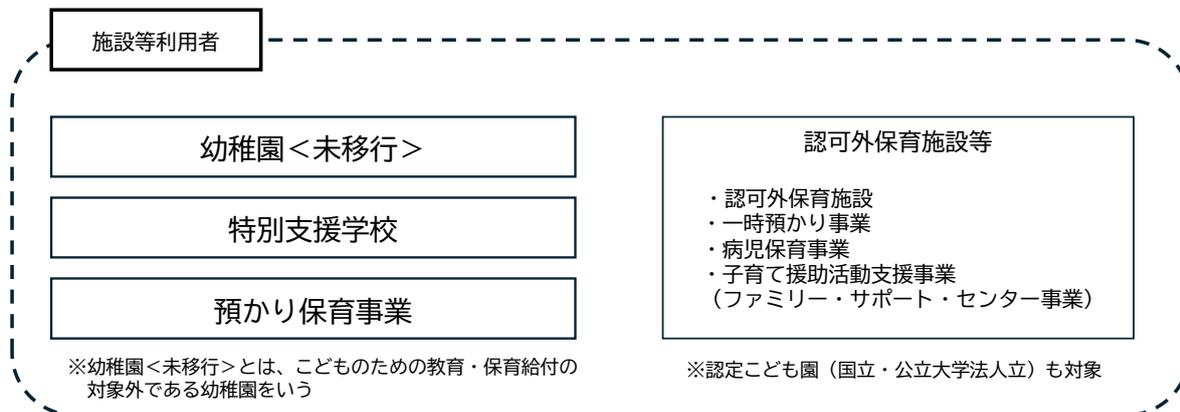
認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	同居訪問型保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下			
	1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設（こどもの居宅及び事業所内保育を行う場所を除きます。）	保育を必要とするこどもの居宅	事業所の従業員のこども + 地域の保育を必要とするこども（地域枠）

②子育てのための施設等利用給付

【幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

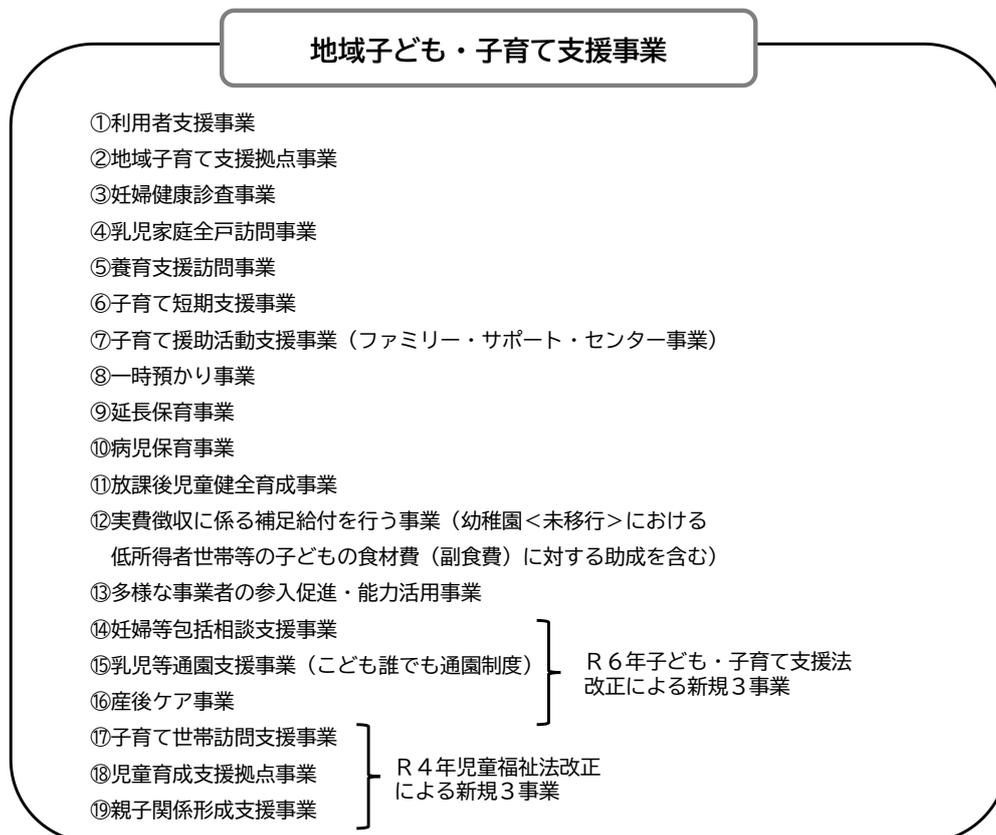
令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

図表2-1-3 子育てのための施設等利用給付



(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められた13の事業のほか、令和4年児童福祉法改正による新規3事業及び令和6年子ども・子育て支援法改正による新規3事業も同事業に位置付けられたことから、市町村が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて必要なサービスを整備します。



(4) 仕事・子育て両立支援事業**【仕事と子育ての両立支援】**

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

(5) こどもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、こどものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前のこどもについては、3号認定は満3歳未満のこども、2号認定は満3歳以上のこどもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前のこどもについては、「3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども、「2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこどもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯のこどもであることも要件とされています。

①こどものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定こども	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定

保育の必要性の認定（2号及び3号の保育の必要性の認定を受けるこども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （本市では、下限時間を64時間以上と設定）

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

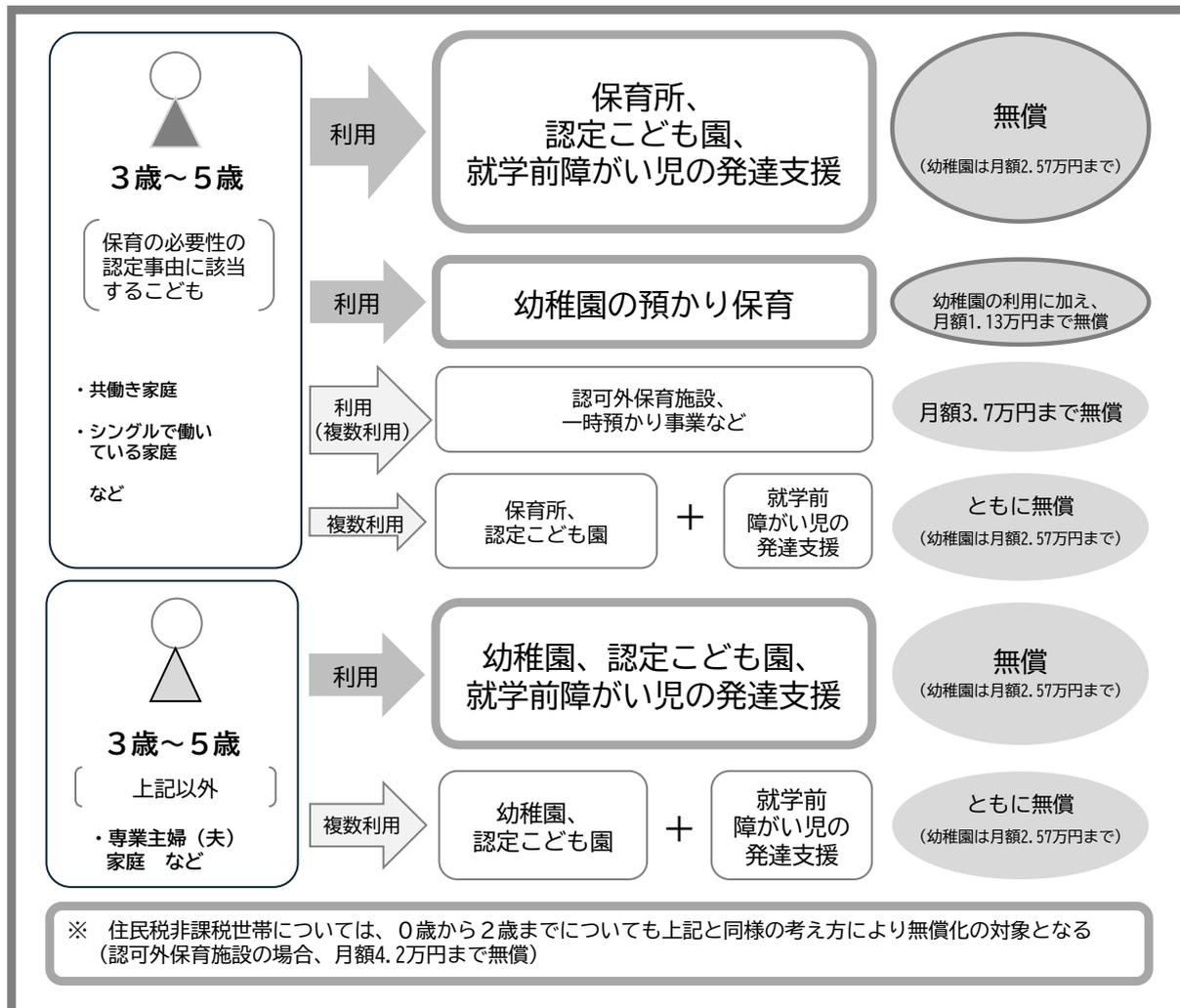
②子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	給付に係る施設・事業
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども・3号認定こども以外のもの（第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
2号認定こども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は3号、年少児からは2号）
3号認定こども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前こどもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの（第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）

(6) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

図表2-1-4 幼児教育・保育の無償化の主な例



注1：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

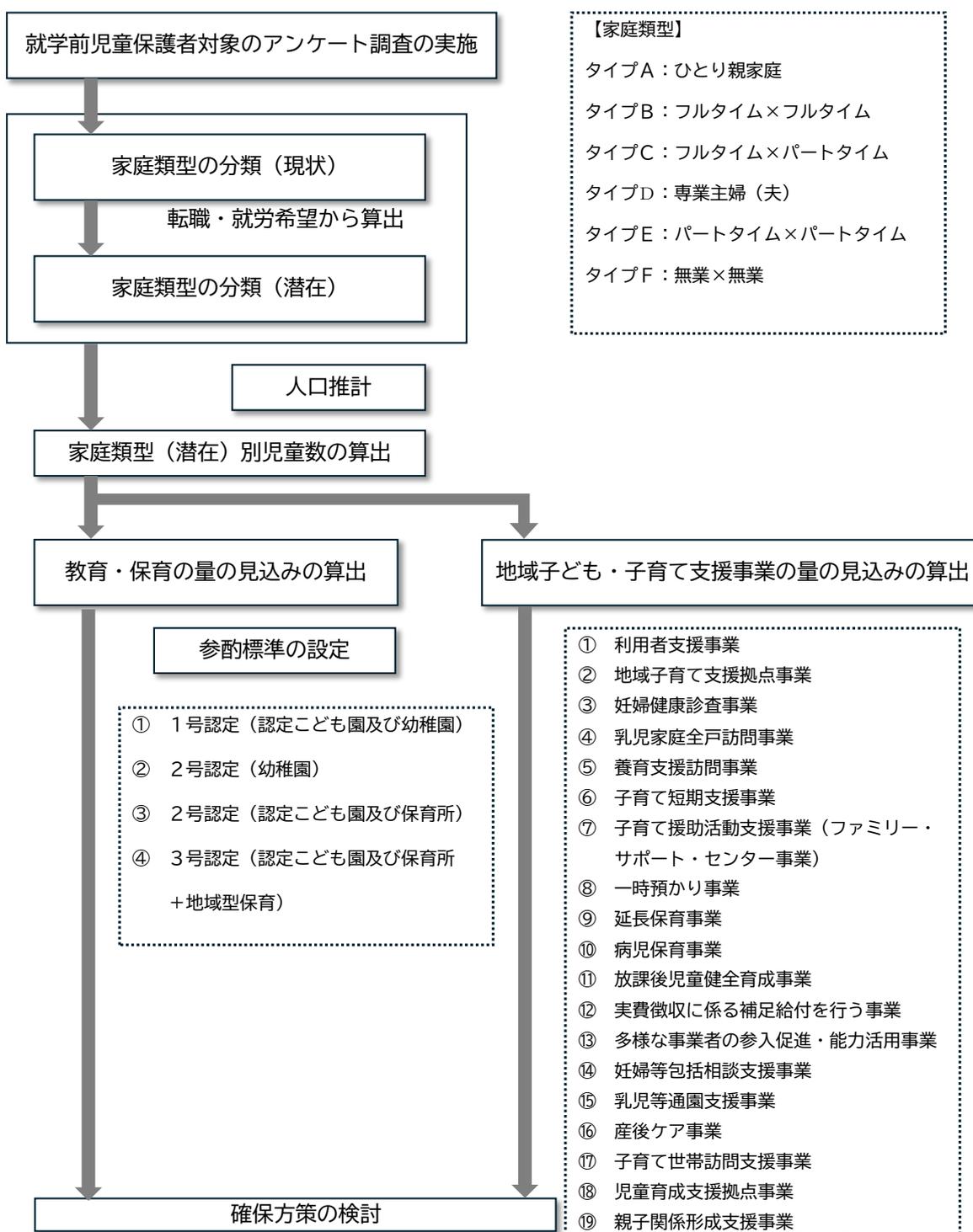
注2：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。

※こども家庭庁資料を基に作成

(7) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図表2-1-5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出の手順



(8) 教育・保育の提供区域

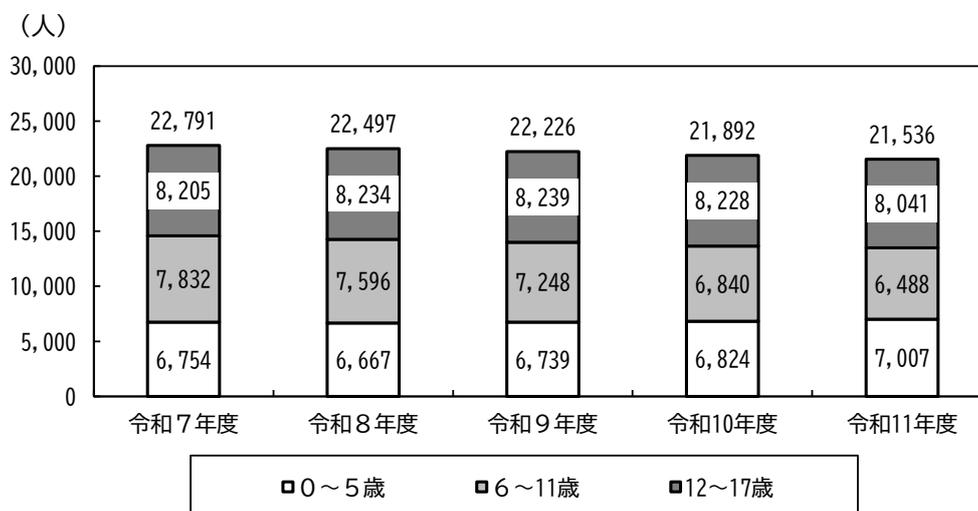
区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

(9) 計画期間の児童人口推計

図表2-1-6 計画期間における年齢各歳別人口

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
1歳	1,099	1,230	1,240	1,250	1,259
2歳	1,028	1,062	1,188	1,198	1,206
3歳	1,100	998	1,031	1,153	1,163
4歳	1,081	1,074	975	1,006	1,126
5歳	1,216	1,062	1,056	958	989
6歳	1,197	1,183	1,032	1,027	931
7歳	1,202	1,185	1,173	1,024	1,017
8歳	1,268	1,195	1,178	1,166	1,017
9歳	1,419	1,266	1,193	1,177	1,164
10歳	1,355	1,413	1,261	1,188	1,172
11歳	1,391	1,354	1,411	1,258	1,187
12歳	1,426	1,383	1,344	1,402	1,251
13歳	1,299	1,421	1,379	1,340	1,397
14歳	1,433	1,299	1,422	1,379	1,340
15歳	1,396	1,421	1,289	1,410	1,367
16歳	1,322	1,389	1,415	1,283	1,404
17歳	1,329	1,321	1,390	1,414	1,282
合計	22,791	22,497	22,226	21,892	21,536

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計



※ 児童人口推計には、令和2年から令和4年までの平均出生率及び令和元年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和11年度までの推計を行いました。

2 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども）

（単位：人）

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,604	1,386	1,279	1,249	1,272	1,337
②確保提供量	2,770	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588
特定教育・保育施設	90	223	223	223	223	223
確認を受けない幼稚園	2,680	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
②-①	1,166	1,202	1,309	1,339	1,316	1,251

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

（単位：人）

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,086	1,804	1,664	1,626	1,655	1,741
幼児期の学校教育の利用希望が強い	—	—	—	—	—	—
上記以外	2,086	1,804	1,664	1,626	1,655	1,741
②確保提供量	2,154	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
特定教育・保育施設	2,154	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
②-①	68	396	536	574	545	459

(3) 3号認定（0歳児）

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	212	224	226	227	229	230
②確保提供量	343	340	328	328	328	328
特定教育・保育施設	288	285	273	273	273	273
地域型保育事業	51	51	51	51	51	51
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
②-①	131	116	102	101	99	98

(4) 3号認定（1歳児）

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	649	571	640	645	650	655
②確保提供量	638	643	643	645	650	655
特定教育・保育施設	537	549	549	551	556	561
地域型保育事業	89	88	88	88	88	88
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
②-①	-11	72	3	0	0	0

(5) 3号認定（2歳児）

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	730	596	616	689	695	699
②確保提供量	724	733	733	733	733	733
特定教育・保育施設	621	636	636	636	636	636
地域型保育事業	89	91	91	91	91	91
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
②-①	-6	137	117	44	38	34

(6) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳推計児童数	3,412	3,386	3,590	3,762	3,789	3,812
3号認定量の見込み	1,591	1,391	1,482	1,561	1,574	1,584
保育利用率（％）	46.6%	41.1%	41.3%	41.5%	41.5%	41.6%

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

■ 1号認定（幼稚園等で教育を希望する場合）について

- ・新制度に移行しない幼稚園のほか、移行した場合の幼稚園、認定こども園における教育利用希望者も含め、受け入れ可能人数を設定します。
- ・既存の市内私立幼稚園9園と認定こども園1園における定員総数が、5年間の量の見込数を上回る状況から、当該施設全体の定員数に変更がなければ、量の見込分は確保できることとなります。

■ 2号・3号認定（保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望する場合）について

- ・入所申込状況等により、随時確保策の見直しを検討し、令和11年度までの5年の間で、量の見込分が受け入れ可能となるよう、既存施設の定員の見直し等の実施により調整を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	<p>保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。</p> <p>【基本型】 「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成され、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が含まれる。</p> <p>【特定型（保育コンシェルジュ）】 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。</p> <p>【こども家庭センター型】 妊産婦および乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。</p>
(3) 確保方策の考え方	子育て支援課、保育幼稚園課、親子健やか室及び児童青少年課の計4か所にて実施します。地域子育て相談機関については、中学校区に1か所設置します。

②確保提供量

(単位：か所)

項目		令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保提供量	基本型・特定型	2	下記4項目へ変更				
	母子保健型	1					

各論 第2章 子ども・子育て支援事業の充実

(単位：か所)

項目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	1	1	1	1	1	1
②確保提供量		1	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0	0

(単位：か所)

項目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	地域子育て 相談機関	—	1	2	4	5	6
②確保提供量		—	1	2	4	5	6
②—①		—	0	0	0	0	0

※令和7年度より新規事業として開始。

(単位：か所)

項目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	特定型	1	1	1	1	1	1
②確保提供量		1	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0	0

(単位：か所)

項目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1	1
②確保提供量		1	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター11か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場1か所、出張広場3か所、さんさん広場、わんぱくタイムの計24か所を設置。
(3) 確保方策の考え方	令和7年度～令和11年度：子育て支援センター（11か所）、親子ふれあい広場及び戸田公園駅前子育て広場、出張広場（11か所）、児童センター（2か所）の計24か所にて実施します。

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	58,951	39,763	42,159	44,179	44,484	44,766
②確保提供量	58,951	39,763	42,159	44,179	44,484	44,766
②—①	0	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。 母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券（14回分）を配付する。
(3) 確保方策の考え方	母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券（14回分）を配付し、健康診査の受診を推進していきます。

②確保提供量

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,170	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
②確保提供量	1,170	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
②—①	0	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	「こんにちは赤ちゃん訪問」として、「お誕生連絡票」、「出生連絡票」をもとに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問できるよう努めます。

②確保提供量

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,109	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
②確保提供量	1,109	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
②—①	0	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定してこどもを養育できるよう、専門的な助言指導を行う。
(3) 確保方策の考え方	養育に関する専門的な助言等が必要な家庭について訪問支援を実施していきます。

②確保提供量

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保提供量	1	1	1	1	1	1
②—①	0	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	①ショートステイ事業 ②トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	①保護者の疾病等、家庭において一時的にこどもの養育が困難になった場合に施設でこどもを預かる（宿泊を伴う）。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施。 ②保護者が就業等で帰宅が遅くなり、こどもの夜間の養育が困難な場合に施設でこどもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施。
(3) 確保方策の考え方	①過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設3か所の定員で提供可能です。 ②過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設1か所の定員で提供可能です。

②確保提供量

【ショートステイ事業】

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	60	65	70	75	80
②確保提供量	252	252	252	252	252	252
②—①	195	192	187	182	177	172

【トワイライトステイ事業】

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	626	650	700	750	800	850
②確保提供量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②—①	1,774	1,750	1,700	1,650	1,600	1,550

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

①事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他、育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：依頼会員950人、提供会員149人、両方会員51人 ・依頼会員の依頼に応じていけるよう、マッチングに努めるとともに預かり手の増加を図ります。

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,981	2,445	2,677	2,783	2,899	2,957
②確保提供量	1,981	2,445	2,677	2,783	2,899	2,957
②—①	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

8-1【一時預かり事業（幼稚園型）】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり実施幼稚園及び認定こども園の在園児については提供可能です。今後は、一時預かりの充実に努めます。

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	32,034	28,065	25,892	25,297	25,751	27,081
②確保提供量	32,034	28,065	25,892	25,297	25,751	27,081
②—①	0	0	0	0	0	0

8-2【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型を除く）
(2) 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 ・戸田公園駅前子育て広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	<p>利用状況をみながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。</p> <p>※地域子育て支援拠点（戸田公園駅前子育て広場における一時預かり）において補完</p>

②確保提供量

【一時保育事業】

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,525	5,521	5,421	5,473	5,548	5,728
②確保提供量	19,464	27,840	27,840	27,840	27,840	27,840
②—①	13,939	22,319	22,419	22,367	22,292	22,112

【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保提供量	529	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

※1日6人×240日=1,440人日（1日6時間利用上限）

(9) 延長保育事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	必要とする利用者について、適正に実施していきます。

②確保提供量

(延べ利用人数：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	483	473	467	472	478	490
②確保提供量	3,813	473	467	472	478	490
②—①	3,330	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業。市内に3か所設置。
(3) 確保方策の考え方	利用状況をみながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。 ※緊急サポートセンターにおいて補完

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	212	201	197	193	189	187
②確保提供量	2,916	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②—①	2,704	2,679	2,683	2,687	2,691	2,693

【緊急サポートセンター】

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保提供量	179	221	242	251	262	267

(11) 放課後児童健全育成事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	令和7年度：芦原小学校第2学童保育室新設等により 総定員 2,356 人 令和8年度～令和11年度：令和7年度と同様、総定員 2,356人確保により実施していきます。 ※その他入室希望の多い学校周辺においては、都度民間学童 保育室の誘致等調整を図っていきます。

②確保提供量

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,909	2,045	2,097	2,117	2,122	2,143
低学年	1,540	1,647	1,688	1,705	1,708	1,726
高学年	369	398	409	412	414	417
②確保提供量	2,301	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356
②—①	392	311	259	239	234	213

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者負担額を設定するが、施設によっては、それ以外に実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する基準をもとに助成を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）などを行う。
(3) 確保方策の考え方	新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援を行います。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【新規項目】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦等包括相談支援事業
(2) 事業の概要	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う。
(3) 確保方策の考え方	妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出産後、全妊産婦に対し、面談等を行うことに努めます。

②確保提供量

(単位：回)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	新規	3,690	3,723	3,747	3,777	3,792	
②確保提供量	こども家庭センター	新規	3,690	3,723	3,747	3,777	3,792
	上記以外	新規	0	0	0	0	0
②—①	—	0	0	0	0	0	

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規項目】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	乳児等通園支援事業
(2) 事業の概要	保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、月10時間までの利用可能枠の中で保育施設等を利用できる事業（令和8（2026）年より本格実施）。すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する。
(3) 確保方策の考え方	令和10年度には、内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体における経過措置が切れることから、令和10年度には十分な提供量が確保できるよう整備を進めていきます。

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

年齢	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 6か月	①量の見込み	新規	—	264	276	276	276
	②確保提供量	新規	—	204	240	276	276
	②-①	—	—	-60	-36	0	0
1歳	①量の見込み	新規	—	408	408	408	408
	②確保提供量	新規	—	312	360	408	408
	②-①	—	—	-96	-48	0	0
2歳	①量の見込み	新規	—	300	336	348	348
	②確保提供量	新規	—	336	336	348	348
	②-①	—	—	36	0	0	0
合計	①量の見込み	新規	—	972	1,020	1,032	1,032
	②確保提供量	新規	—	852	936	1,032	1,032
	②-①	—	—	-120	-84	0	0

(16) 産後ケア事業【新規項目】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	産後ケア事業
(2) 事業の概要	産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、助産師等の専門職が産後の心身の安定と育児不安の解消に必要な支援を行うことにより、母親の孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境の整備を図る。支援は、「居宅訪問型」、「通所型」、「短期入所型」の種別で実施する。
(3) 確保方策の考え方	産後ケアを希望するすべての産後1年未満の産婦が支援を受けることができるように努めます。 市内及び近隣の産科医療機関及び助産所等に委託して事業を実施します。

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	新規	2,870	2,895	2,914	2,937	2,949
②確保提供量	新規	2,870	2,895	2,914	2,937	2,949
②—①	—	0	0	0	0	0

(17) 子育て世帯訪問支援事業【新規項目】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
(2) 事業の概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
(3) 確保方策の考え方	要保護児童等の数を勘案し世帯数を算出しています。家事支援等が必要な家庭について訪問支援を実施していきます。

②確保提供量

(延べ利用人数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	新規	344	344	344	344	344
②確保提供量	新規	344	344	344	344	344
②—①	—	0	0	0	0	0

(18) 児童育成支援拠点事業【新規項目】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	児童育成支援拠点事業
(2) 事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。
(3) 確保方策の考え方	児童虐待の状況や要保護児童数の推移等を勘案し、児童育成支援拠点事業のニーズを見極めて事業を実施していきます。

②確保提供量

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	新規	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
②確保提供量	新規	—	—	—	—	—
②—①	—	—	—	—	—	—

(19) 親子関係形成支援事業【新規項目】

①事業の概要

(1) 本市における事業名	親子関係形成支援事業
(2) 事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。
(3) 確保方策の考え方	要保護児童等の数を勘案して世帯数を算出しています。親子関係の支援が必要な家庭に対して実施していきます。

②確保提供量

(単位：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	新規	10	10	10	9	9
②確保提供量	新規	10	10	10	9	9
②—①	—	0	0	0	0	0

第2部 各論

第3章

計画の推進

第3章 計画の推進

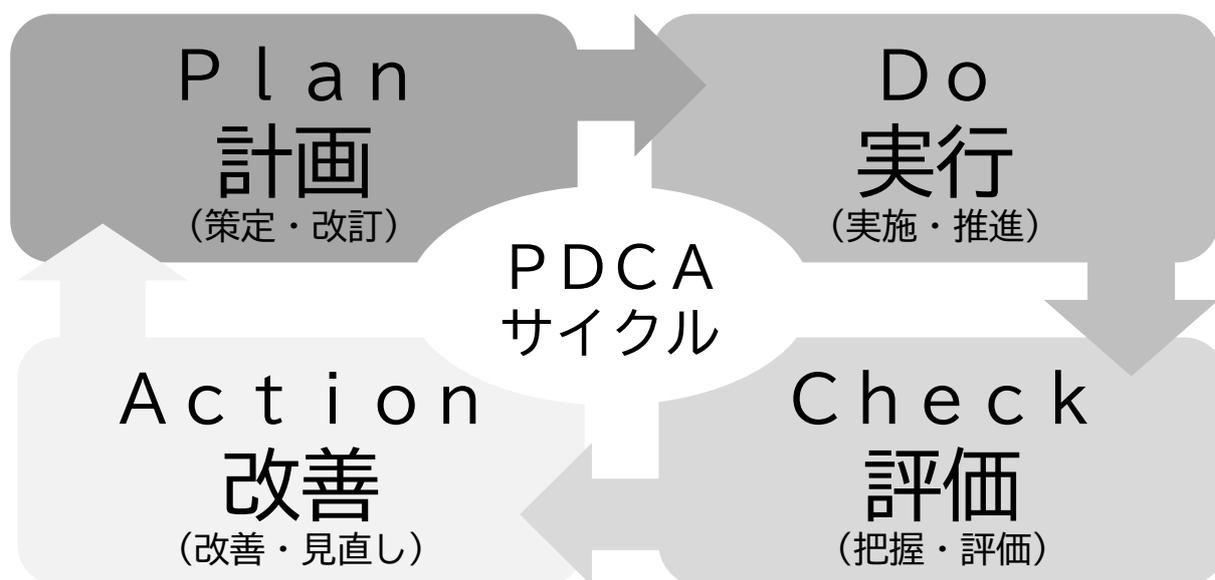
1 計画の進行管理

5年という短期間で実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルのプロセスに基づき、事業ごとの進行状況を定期的に※「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

※令和7年10月「戸田市こども・子育て会議」に改組予定。

図表2-3-1 PDCAサイクルのプロセスイメージ



2 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

3 国・県への要望

こども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。

資料編

資料編

1 計画策定の経緯

	年月日	項目	内容
令和5年度	令和5年 9月28日(木)	第3回 戸田市児童福祉審 議会	(1)「戸田市地域で子育て支援を推進する条例(案)」について(答申) (2)第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (3)戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について 報告 第三期戸田市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について
	令和5年10月	子どもの実態把握 調査の実施	(1)小学5年生児童 : 1,397人 (2)小学5年生保護者 : 1,397人 (3)中学2年生生徒 : 1,248人 (4)中学2年生保護者 : 1,248人 配布・回収は学校経由により実施
	令和5年 12月7日(木) ～ 令和6年 1月5日(金)	子ども・子育て支援 に関するニーズ調 査(就学前児童・小 学生保護者向け)の 実施	(1)就学前児童の保護者 : 2,000人 (2)小学生の保護者 : 1,000人 配布・回収は郵送方式により実施
	令和5年 12月7日(木) ～ 令和6年 1月5日(金)	子ども・子育て支援 に関するアンケート 調査(児童・生徒 向け)の実施	(1)市内在住の小学生(5・6年生)・中 学生・高校生 : 1,000人(無作為抽出) 配布・回収は郵送方式により実施
	令和6年 3月21日(木)	第4回 戸田市児童福祉審 議会	(1)第三期戸田市子ども・子育て支援事業に 関するニーズ調査結果について (2)子どもの実態把握調査結果について (3)小規模保育事業所の新規認可について (設置者変更)
	令和6年度	令和6年 5月16日(木)	第1回 戸田市児童福祉審 議会
令和6年 6月3日(月) ～ 6月16日(日)		若者の生活や意識 における調査の実 施	(1)戸田市内に在住の18歳から 39歳 : 1,000人 無作為抽出(Webにて実施)
令和6年 7月14日(日)		こどもの意見聴取	「戸田市子ども会リーダー研修会」内にてこ ども計画策定にあたり意見聴取を実施

	年月日	項目	内容
令和6年度	令和6年 7月25日(木)	第2回 戸田市児童福祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について (2) 若者の生活や意識に関する調査結果について (3) 戸田市子ども計画骨子について (4) 戸田市子ども計画の「量の見込み」及び「提供体制の確保」について
	令和6年 9月24日(火) ～ 10月14日(月)	子ども版 パブリック・コメントの実施	(1) 公園リニューアルについて (2) 児童センター「プリムローズ」について (3) 部活の地域移行について (4) こどもの居場所について (5) 公民館について (6) 市民大学について (7) 学校と郷土博物館の連携について 市内在住の18歳未満の子どもを対象に意見募集
	令和6年 9月26日(木)	第3回 戸田市児童福祉審議会	(1) 戸田市子ども計画初稿について (2) 戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について
	令和6年 11月13日(水)	第4回 戸田市児童福祉審議会(書面会議)	(1) 戸田市子ども計画の第2稿について ①第3回児童福祉審議会でのご意見反映状況について ②新3事業について ③戸田市放課後児童対策プランについて ④「児童育成拠点事業」の量の見込みについて (2) 戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案について その他 児童福祉審議会(臨時)の開催について
	令和6年 12月6日(金) ～ 令和7年 1月7日(火)	パブリック・コメントの実施	「戸田市子ども計画(案)」について意見募集
	令和7年 2月13日(木)	第5回 戸田市児童福祉審議会	(1) 報告 ①戸田市子ども計画(案)に係るパブリック・コメントの結果について ②戸田市子ども計画(案)について (2) 答申 戸田市子ども計画(案)について

2 戸田市児童福祉審議会条例

平成13年3月27日

条例第5号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉について識見を有する者
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者
- (3) 公募による市民

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中

資料編

「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議公開の原則)

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども健やか部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成19年条例第28号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附則(平成29年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条の改正規定(「こども青少年部保育幼稚園課」を「こども青少年部こども家庭課」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市児童福祉審議会条例第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和2年条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年条例第29号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 戸田市児童福祉審議会委員名簿

	所属・役職	氏名	備考
1	戸田市子ども会育成連合会の代表	みやざわ こうじ 宮澤 浩二	
2	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表（主任児童委員）	ほそだ よしかず 細田 義和	
3	埼玉県南児童相談所の代表（副所長）	しらと ひさお 白土 尚生	
4	埼玉県南部保健所の代表（保健予防推進担当課長）	わたなべ きょうこ 渡部 京子	
5	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会（地域福祉課 課長補佐）	いとう ひろゆき 伊藤 寛幸	
6	戸田市公立学校PTA連合会の代表（新曽中学校PTA会長）	はるさわ のりこ 春沢 典子	
7	東京成徳大学（子ども学部子ども学科 准教授）	つばい ひとみ 坪井 瞳	会長
8	戸田市立小・中学校校長会の代表（新曽北小学校校長）	ほしの まさよし 星野 正義	
9	社会福祉法人むつみ会の代表（理事）	さかい しげき 酒井 茂樹	
10	戸田市私立幼稚園協会の代表（戸田東幼稚園園長）	かねこ ひでとみ 金子 秀富	
11	戸田市私立保育園協会の代表（（社）あけぼの会理事長）	ながばやし みほ 長 林 美穂	副会長
12	戸田市小規模保育連絡会の代表	しむら えみこ 志村 恵美子	
13	市民公募	いとう まなみ 伊藤 愛美	
14	市民公募	あおき まゆみ 青木 真由美	

4 戸田市こども・子育て会議条例

平成13年3月27日

条例第5号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、戸田市こども・子育て会議(以下「こども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 こども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及びこども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 こども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) こども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) こども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民

(会長及び副会長)

第4条 こども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 こども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 こども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により

資料編

審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議公開の原則)

第8条 会議は、公開するものとする。

- 2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又は子ども・子育て会議において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども健やか部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第28号) 抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条の改正規定(「子ども青少年部保育幼稚園課」を「子ども青少年部子ども家庭課」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市児童福祉子ども・子育て会議条例第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和2年条例第28号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第29号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（準備行為）
- 3 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市こども・子育て会議条例第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

5 用語解説

あ行

M字

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

か行

学童保育室

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

さ行

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

た行

待機児童

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

※本用語の解説につきましては、保育所における待機児童の定義となります。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。(子ども・子育て支援法第27条)

な行

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

は行

パーミル (%)

1,000分の幾つであるかを表す語で、1,000分の1を1パーミルといいます。千分率はパーミル(%）、百分率はパーセント(%)です。

パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案(コメント)を求める手続きです。

PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることです。

ワーク・ライフ・バランス

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしています。

戸田市こども計画

発行年月 令和7年3月

発行 戸田市

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800 (代表)

FAX 048-432-8510

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>

